

平成28年度一般会計予算特別委員会会議録

平成28年3月14日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 20:14

○委員長

ただいまから平成28年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第11号 平成28年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。まずはじめに109ページ、私立保育園・公立保育所の運営について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

私立保育園・公立保育所の運営についてお聞きいたします。さきの代表質問、一般質問でもかなり取り上げたこの問題ですが、2月現在の実質的な待機児童の数は、さきの一般質問、代表質問の中で117名という数字がございました。その内訳と、並びに3月の実質的な待機児童の数、3月に入っておりますので、3月の数字はわかっているかと思えます。また、あわせて、来年度、28年度4月1日現在での、同じく実質的な待機児童の数はどのようになるのか、まず教えてください。

○子育て支援課長

本年2月の私的な理由による未利用者ということで、さきほどご指摘のとおり117名でございました。本年度3月の私的な理由によります未利用者につきましては、現在116名となっております。内訳といたしましては、支給認定者が先月よりも2名減となりまして3869名、それから教育保育施設の利用者が1名減となりまして、現在3753名となっております。こうしたことで、先月よりも待機児童と言いますか、私的な理由によります未利用者は1名減ということになっております。それから新年度の現在の受け付け状況でございますが、3月10日現在の内定者という形でご報告させていただきます。現在、支給認定者は新年度3124名となっております。このうち特定教育保育施設の利用内定者が3062名となっております。差し引きいたしますと、私的な理由によります未利用者は、3月10日現在で62名となっております。これの内訳といたしましては、入所内定者というところでご報告いたしますと、0歳児が173名、1歳児が514名、2歳児が567名、3歳児が600名、4歳児が612名、5歳児が614名となっております。傾向といたしましては、未満児につきましては昨年よりも入所が厳しくなっております。3歳以上児につきましては、昨年よりもたくさん入っているということでございまして、昨年4月1日の入所者と比べますと、現在のところは3名減というところになっております。

○江口委員

3月の実質的な待機児童についても2月とほとんど変わらない。そして4月については、いま62名というお話がございました。もともとの子ども子育て計画がございませうね。その数値と比べて、今の状況、28年度の状況はどうなのか、あわせて昨年の同時期と比較してどうなのか、お聞かせください。

○子育て支援課長

計画値と比べますと、やはりこの待機児童と言いますか、私的な理由による未利用者というのは、多いというふうに認識いたしております。また、昨年の同時期、昨年4月1日と比べますと、現在のところは若干3名ですけれども、少のうございませうが、あと10日ほどございませうので、この間にできるだけ入所調整、斡旋利用調整に努めたいというふうに考えております。

○江口委員

私の手元にことしの1月22日に厚生委員会に提出していただいた資料がございませう。それを見ますと、私的な理由による未利用者、実質的な待機児童と呼ばれている部分ですな、この

部分に関しては平成27年4月、2号認定3名、3号認定14名の17名というふうな記載がございます。さきほど4月の数字で62名という数字がございました。こことどう違うのか。この数字ではないのでしょうか。

○子育て支援課長

例年ですと、0歳、1歳がですね、それぞれ年度末を境に4月1日になりますと1歳繰り上がります。従いまして、これは例年の傾向ではあるんですけども、0歳児が400人以上、本年度3月ではいるんですけども、これは新年度になりますと、全員が1歳児ということになります。従いまして、年度当初につきましては、0歳児が大体170名程度、400名いた0歳児が170名になるということになります。従いまして、傾向といたしましては、年度当初は1歳児が入所が大変厳しくて、0歳児は比較的ゆとりがあると、ただし年間を通しましてですね、0歳児がずっと、26年度の例で言いますと、230名ほど途中入所が出てまいりますので、年間を通して入所が厳しいのは0歳児と、そういった傾向にございます。

○江口委員

ちょっとかみ合わないんで、確認したいと思います。4月1日の予定で4月1日に関しては、さきほど3月10日の内定者でお話をされたんですよね。それでよろしいですよ。確認なんですけど、入所内定者が0歳が173名、1歳が514名、2歳が567名、3歳が600名、4歳が612名、5歳が614名と言われたかと思います。それが正しいのかどうか、あわせてそれぞれの年齢に対し、私的な理由による未利用者という整理、実質的な待機児童ですが、それぞれ何名おられるのか、お聞かせください。

○子育て支援課長

さきほど申し上げました本年度の入所内定者の0歳児173名以下の数字につきましては、間違いございません。3月10日現在の数字でございます。ただ、このトータル3080名の中には、広域受託の18名を含んでおりますので、市内の園に入所者ということに限って言えば、3062名ということになります。それと、現在の、入所の――

○委員長

さきほど聞かれた人数を最初から言ってください。

○子育て支援課長

それではもう1度繰り返します。0歳児が173名、1歳児が514名、2歳児が567名、3歳児が600名、4歳児が612名、5歳児が614名、計3080名となっております。ただし、この3080名のうち広域受託の18名を含んでおります。

○江口委員

その数字はわかっているんです。3月の実質的な待機児童は何人か、4月時点での実質的な待機児童は何人かとお聞きしたときに、3月については116名だというご答弁でした。4月については、私は62名と聞いたと思ったんです。その62名なんだけれど、先ほど27年4月、今年度の4月と比べると、来年度は3名少ないというお話をされたように聞きましたので、実際はどうなんだと、3名少ないとなると、昨年4月の実質的な待機児童というのは17名なんです。17なんです。3名少ないと14なんです。だけど1番最初に4月の時点はと聞いたら62名とお答えになられたと私は記憶しているんです。確認のために、それぞれ0歳から5歳まで、それぞれの実質的な待機児童は何名おられるのか、0歳が何人、1歳が何人という形でお答えいただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:11

再開 10:12

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

3月10日現在の、4月1日の未利用者の見込み方が、62名予定、現在いたしております。その内訳でございますが、0歳児の方が3名、1歳児の方が23名、2歳児の方が16名、それから3歳児の方が9名、4歳児が7名、5歳児の方が、2名の計60名、あとの2名につきましては、ちょっと年齢別、現在のところ不明でございます。

○江口委員

ということは、待機児童については62名、実質的な待機児童、4月1日時点で62名を予定しているということですね。昨年度の数字は、17名ですね。非常にふえていると思うのですが、以降、4月からずっと3月までやっていくわけですね。それぞれ、こういった傾向になると予想されておられますか。

○子育て支援課長

本年度、待機児童が昨年度の当初に比べてふえました原因といたしましては、1つは、申し込みの取り下げ件数が減少したということが考えられます。これにつきましては、制度が成熟しまして、昨年は休職中のお申し込みの方がたくさんございました。しかし、その後就労証明の提出がなくて、取り下げるというケースが大層ございましたが、本年度は、申し込みの案内の当初よりその周知を行ってございましたために就労証明書の提出の状況が大変良好でその分、申し込みの取り下げ件数が減少したものでございます。もう1つは、やはり昨年は制度が新しくなしまして、同居者がいらっちゃって、保育可能な方が申し込みをされたりといったようなことがたくさんございましたが、今回は、そういった保育の必要性を欠くという申し込みが減少して、結果的に、取り下げ件数が減少したということでございます。また、27年度の申し込み取り下げの多くは、希望園への入所が決定した後に、保護者より別な園をその希望されるといったような形で、申し込み取り下げとなるケースがございましたが、本年度は希望園を第10希望まで事前に多く記載していただくことで、把握することができましたものですから、入所内定者の中から取り下げ件数というのは、減少したような次第でございます。今後の見込みでございますけども、先ほどもちょっと申しましたように、4月以降につきましては、これから0歳児のお申し込みが年間通してふえてくるというふうに考えております。ただ今現在は1歳児が非常に年度当初は、もう定員が確認定数をはるかに超える入所者が既に出ておりますので、見込みとしては、新年度にかけまして、やはり、0歳、1歳の入所者が昨年同様厳しいというふうに考えております。

○江口委員

昨年度より厳しいと言われますけれど、昨年の4月が17名、今年の4月に関しては62名ですよ。約4倍ですよ。今お話の中でも年齢によってはもう定数を超えているというお話がございました。それぞれ0歳から5歳まで定数としてはどれだけを確認されておられますか。

○子育て支援課長

現在、利用定員、確認定員とも申しますが、0歳の確認件数は356名でございます。それから1、2歳は、これはトータルで確認件数となっておりますが、1025名、それから2号認定の3、4、5歳、これについては、1789名、トータルの3170名が飯塚市におけます利用定員、確認定数ということになっております。これらは、昨年4月1日と同じ数字でございます。

○江口委員

その数字を見ても、0歳に関しては356に対し173と大きく下回るものの、これは、先ほど答弁の中にあつたように4月当初であるからという理由でしたよね。これは、どんどんふえていくんだというお話でしたね。1歳、2歳に関しても1025の定数に対し、1歳で514、2歳で567、もう既に1100、1081名ですか、3、4、5歳、1789名に対し、1826名、これもオーバーしているわけでしょう。基本的定数で運営するのが一番、

子どもにとっても運営側にとっても望ましいわけですよね、それを120%まで120%でしたか、広げて弾力的に運用できるとはいえ、本来望ましい姿では、当然のことながらありません。そういった現状がありながら、じゃあ、この現状に対して、どうやって改善されていこうと考えておられるのか、これが全く見えないんです。改めて確認しますが、平成27年の4月が17なんです。28年の4月が62、実績な待機児童が出ると言われます。自主的な待機児童は、29年の3月には、どの程度まで膨れ上がると予想されておられますか。

○子育て支援課長

まず、来年度末の見込みといたしましては、やはり、このまま保育所の確保等が進まなければ、100名を超えると、年度末につきまして100名を超えるというふうに見込んでおります。それと、現在のこの状況の主たる原因といたしますか、これはやはり、利用定員の確保が基本的に足りないというのが1点ございます。それと、当面する問題といたしましては、先ほど委員からのご指摘もありましたように、120%までは入所が可能ということに制度的にはなっております。これが120%までなかなか達しないというのは、やはり、当面する話としては、やはり保育所が足りないというところがあるかというふうに理解いたしております。それと、利用定員の確保につきましては、これは事業計画の中でも示しておりましたとおり、基本的に施設整備ということで、対応したいというふうに考えております。これにつきましては、事業計画では、認定こども園の整備とそれと保育所の分園等の整備、こういったもので、足りない分については、確保してまいりたいというふうに考えております。

○江口委員

来年度末には、100名を超えるというお話でしたけれど、どのような試算をなされて、100名を超えるという数字になるのか。100名を超えるといっても、101名、100名からそれこそケタが変わっても100名を超えるんですよ。4月現在で約4倍という数字があるわけですよね、この4倍が丸々行くと、117名の掛け4にすると、400の真ん中になります。具体的な数字はどう掴んでおられますか。推計されておられますか。

○子育て支援課長

基本的には、人口推計に基づいて考えておりますけども、大体、飯塚市におきましては、110名前後の新生児がいらっしゃいますので、大体ここ数年の傾向としては横ばいでございます。従いましては、あとは、これらの方々の保育施設の利用意向といったものが、ベースになるかと思えます。国の方では1、2歳児については保育所の利用意向を48%を目標にするというふうに、新制度ではなっておりますが、飯塚市の場合は既に50%以上の方々が保育所を利用されていらっしゃいます。従いまして、あとこの利用意向がどれだけこの先高まるかということにはなるんですけども、基本的には、現在、昨年17名に対して、62名いらっしゃる訳ですので、今年度の年度末が、100名を超えているということであれば、このまま保育士の確保等が進まなければ、やはり、新年度につきましても年度末100名を超えるというふうに見込んでおります。

○江口委員

具体的な推計値を聞きたいわけですよ。100名を超えるというのは、今62名でしょう。100名を超えるというのは、もう年度末を待たずにもっと早い時期だと思うわけです。100名を超えるというけれど、200名を超えるのか、300名を超えるのか、およそ、どのあたり、どのぐらいの数字だと見込んでおられるんですか。

○子育て支援課長

事業計画におきましても、本年度末は67名分が不足するというふうに見込んでおりました。大変ちょっと推計、見込みを立てるのはちょっと難しいと思っておりますけども、200名いくことはないのではないかというふうには思っております。

○江口委員

事業計画に基づいてと言われますけど、事業計画自体が先の一般質問で言われたように、非常に数字と甘かったという指摘を受けているわけですよね。そして、事業計画に沿って仕事をするのか、それとも現状に沿って仕事をするのか、大きくやり方が変わると思うんです。現実には2月末で117名、3月で116名からの予定よりも倍近い待機児童がおられるわけです。そして4月においても、17名だったのが改善せず、改善するどころか62名と約4倍にふえているという現状があるわけですよね。その解消をどうするかというところで、定員不足と保育士不足が原因だというお話がありました。定員不足について、じゃあ施設整備をやって分園とこども園と話がありましたけれど、これで28年度中にどれだけ改善をするんですか。

○委員長

質問の意味がわかった。

○子育て支援課長

この点につきましては、一般質問のほうでもご答弁させていただいたところでございますが、施設整備にはやはり早くても2年かかります。したがって、現況、今利用定数がふえるというふうに見込まれるのは早くも29年度を予定しております。したがって、直近の話としては、まず、利用定員以上の受け入れができるような保育士の確保、こういったものが必要になるのではないかとこのように考えております。

○江口委員

つまり、28年度では、施設整備の定員の増はないわけです。片一方で120%という形でできるだけ待機児童減らそうとしてやるにも保育士が足りないと言われております。保育士の現状についてお聞きしますが、保育士の待遇、一般的に見てどのような状況ですか。

○子育て支援課長

一般的に、保育士の待遇につきましては低いというふうに、言われております。国等の資料によりまして、大体一般の勤務、通常の企業に勤務されている方の平均年収よりも100万円ぐらい低いと、国の方のいろんな統計資料で言いますと、大体平均年収は310万円、飯塚市の私立の園につきましても、大体その程度の処遇といったことになっております。

○江口委員

そうですね、2013年厚労省の調査によると、保育士の平均賃金は、月額で20万7千円、全職種の平均が29万5700円であるのと比べて約10万円低い。幼稚園教諭を見ると、21万9600円、小学校の教諭を見ると、33万1600円、これと比べてもやはり、かなり低いわけです。1月22日、厚生委員会に資料を出していただいております。これを見ると、公立保育所の正規の職員の月額の給与に関しては、42万6583円、公立保育所の臨時職員15万8833円で、私立保育所の常勤職員25万9167円、私立の非常勤だと、14万5500円です。非常に賃金として見ても厳しいわけです。じゃあ他方、賃金の問題だけなんでしょうか。それ以外のことに関しては、どのように掘っておられますか。

○子育て支援課長

保育士不足の背景といいますのは、この保育所の処遇問題が一番大きな要因だというふうには思いますが、実際の保育士の離職の理由とか、就職しない理由、そういったものをいろんな研究資料を見ますと様々ございます。ひとつは、命を預かるという責任の重さに比べて勤務条件がというような理由もあれば、他の新卒で言えば、他の職種への興味があるとか、あるいは、再就職を望まれるような方については、キャリア不足に不安があるとかですね、様々な理由が考えられるかと思っております。

○江口委員

労働環境でいうと、大きく挙げられるのが、休みが取りやすいのかなんですよね。飯塚市内の保育士の有休の取得率等に関しては、何らかの調査をされておられますか。

○子育て支援課長

そういったことにつきましては、調査をいたしておりません。

○江口委員

本当にばらばらなんです。ここに、福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会の報告書がございます。課長からいただいた分なんですけど、これを見させていただいても、7ページに、有休の取得状況があります。この資料で見ると、全部で87の私立の保育所がある中で、16日以上ですね、有休がとれているというところが、4カ所ございます。対して、2日未満であるというところが6カ所あるんです。最少はゼロなんです。2カ所あると書いてあります。私も、幾つか保育士の方、何人か保育士の方にお聞きしたんですが、本当に飯塚市内においてもばらばらなんです。賃金が安い、なおかつ休みもとれない、となるとどうなるのか。擦り減るわけですよ。どう行くか、じゃあ、保育士はやりたかったんだけど、ここではやれないという結論に達している。じゃあ、どこか、労働環境が少しでもいいところで働こうという形になりかねません。そういったところに対して、きちんと支援ができるのかどうか、飯塚市として独自の保育士の待遇改善については、やっていないし、28年度中についてもやらないという、予定してないというのが、委員会並びに代表質問、一般質問等での答弁であります。確認なんですけど、資料として出させていただいておりますが、県内他市ではどのような独自の待遇改善策をとられているのか、ご案内ください。

○子育て支援課長

直近で先月、宗像市より提供された資料がございます。これによりますと、福岡、北九州市では、かなり厚い支援をやっているところでございます。長くなりますけども、保育士の研修費用の助成、それとか、充実保育士雇用費、あるいは、主任保育士の業務改善費等々といったような名目で、福岡の場合は支援をしております。また、北九州市でございますと、保育士の加配補助、あるいは、民間保育所運営補助といったような形で、これも幾つかございますが、補助をやっているところでございます。久留米市等では、充実保育士といった名目で1施設当たり、1名12カ月を上限として1人当たり17万3千円の月額補助をしたりといったようなこともやっております。また、近隣では、行橋市が保育士処遇改善事業補助金といたしまして、これも年額で言いますと、1300万を超える補助をしているところでございます。あと大牟田あるいは直方、糸島、宗像といったところでも金額は若干下がりますけども、何らかの支援、工夫しているといったような状況でございます。

○江口委員

そうですね、お隣、嘉麻市もやっておられます。この部分、本来であったら、国がきちんと待遇改善をきちんと保育単価に反映させるべきではあるんですが、それを待っていたら、自治体としてやっていけないということで、きちんとやるってことでいろんなところでやっておられる。なおかつ、飯塚市においても私立の保育協会から要望書がずっと出ていますよね。27年10月23日に提出していただいた、厚生委員会に提出していただいた資料でも、子育て家庭の経済的負担の軽減、保育士不足の解消というような形で要望書が出ております。そして、28年2月、本年2月についても先の一般質問であったように、要望書が出ている。他方ですね、追加で提出していただきました資料の24ページ、ここでは、公立保育所、公立幼稚園の再編整備及び民営化等に関する財政効果見込み額に関して、資料を提出していただきました。飯塚市は保育所の民営化を進めてまいりました。その結果どうなったかということ、この数字だけを見ても、合併前にも横田であるとか、民営化したところがあるんですが、ここで載っているだけでも、平成21年度で8千万、鯉田保育所で5400万、鯉田の第1第2保育所の統廃合で2700万、合わせて8千万、平成22年度で1億2千万、23年度も1億2千万、24年度1億3千万、25年度1億5500万、26年度で1億9300万、27年度で2億4千万、これ保育所の数字だけ上げてこれだけ財政効果が上がっているわけです。本来であるならば、ここで、ある程度浮いたお金が、やはり私立の保育園に、ある意味、お願いしたわ

けですよね、そしたら、そこの充実のためにきちんと回っていかなくちゃならなかったと思うんです。ところが、その部分にはほとんど手がつけられていない。というか、全く手がつけられてないんですね。委員会の中でも予算要求をしたんだという話があったかと思います。その点について、どのような予算要求をして、どうやってつかなかったのか、ご案内ください。

○子育て支援課長

28年度で申し上げますと、就職支援のため助成金といったものを提案させていただいております。これについては、飯塚市内の保育所に就職された方について、10万円の就職支度金を出すような支援はどうかということで、検討させていただきました。そういったことでございます。

○江口委員

委員会の中では、28年度に限らず、もう少し前から、要求していたんだというお話でしたが、その辺りはどうですか。また予算要求の金額としてどの程度要求していたのか、お聞かせください。

○子育て支援課長

26年度の補正で、同じような組み立ての検討をしたものとしましては、300万円。それから、28年度の方で言いますと、総額で600万円といったような形でございました。

○江口委員

だけれども、つけていただけなかった。そこら辺に関しては、現実、目の前でやっぱり本当に困っておられる方がおられるわけです。やはり、男性のみならず、女性がきちんと働こうとするとやはりこの部分は、一番、基礎となるところなんです。ここが解決しないと働こうと思っても働けないわけですよね。改めてお聞きしますが、28年度中、早期にこの状況を改善すべきだと考えますが、いかがですか。

○こども・健康部長

先ほどご指摘ございましたとおり、昨年、私立の保育協会から要望書が出てまいりまして、その後、代表者の方も含めまして、各私立の園長、法人の理事長等々とも協議を重ねております。現状といたしましては、そういう状況でございますので、何とか1日も早く打開をしたいということで、協議を重ねておる最中でございますので、今後できるだけ早い時期に対応できるように検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をちょうだいしたいと思います。

○江口委員

一昨年から予算要求をしていたわけでしょう。できるだけ早い時期にというのが、年度内であることを期待して、質問を終わります。

○委員長

次に110ページ、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について、光根委員に質疑を許します。

○光根委員

110ページの民生費、母子福祉費のひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費について、ご質問いたします。今回の新規事業ということをお聞きしましたので、この事業の目的を教えてください。

○こども育成課長

ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るために、よりよい条件で就職や転職を支援することが必要ですけれども、ひとり親家庭の親の中には高等学校を卒業していないことから、希望する仕事に就業できないことや、安定した就業ができないことなどの支障が生じております。このために、高等学校を卒業していない中退を含むひとり親家庭のお父さん、お母さんに関しまして、20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭が高等学校卒業程度認定試験、旧大学入試資格検定試験ですけれども、その合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対象講

座の受講費用の軽減を図り、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することを目的としております。

○光根委員

飯塚市におきまして、このひとり親家庭はどのくらいおられますか。

○こども育成課長

ちょっと待ってもらっていいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 45

再開 10 : 46

委員会を再開いたします。

○こども育成課長

ひとり親家庭のこの高等学校卒業程度認定試験の合格支援事業につきましては、児童扶養手当を受給している方が対象です。その児童扶養手当を受給している方は、2千人弱、小さい数はわかりませんが、2千人弱、2千世帯弱だと記憶しております。

○光根委員

この事業の内容についてお聞かせください。

○こども育成課長

事業の内容ですけれども、ひとり親家庭の方が高等卒業認定試験を合格する前に、その学び直しで、通信学校などで学ばれます。その受講終了時に給付金として受講対象者の受講のために、本人が支払った費用の20%に相当する額、その20%に相当する額が10万円を超える場合は10万円を給付いたします。そして、旧大学入試資格試験ですけれども、この卒業程度認定試験を合格されましたら、受講日、合格しましてから2年間以内に、全科目合格いたしましたら、費用の40%に相当する額を支給いたします。ただし、受講時給付金の合格時給付の合計が15万円を超える場合は、15万円を限度といたします。

○光根委員

この受給対象者数の予定は何名でしょうか。

○こども育成課長

受給人数を5人と定めて75万円を計上いたしております。

○光根委員

この5人と定められた経緯というか、どういった形で5人となったのでしょうか。

○こども育成課長

根拠というのは余りないんですけども、ただ3名では少な過ぎますし、5名ぐらいかなという事です。でも、もう申しわけないですが、6名以上になりましたら、流用や補正で行いたいと考えております。

○光根委員

高校認定試験についてお聞かせください。

○こども育成課長

高校認定試験はですね、試験科目が12科目の試験を2日に分けて予定してあります。受験会場は、市内、県内に1カ所ずつ設定されておまして、その場合、受験料が発生いたします。金額は3項目以下で4500円、4から6項目が6500円、7から9科目以下が8500円となっております。

○光根委員

それでは、今後の啓発についてお聞かせください。

○こども育成課長

28年度当初予算成立後に4月から市報等の広報に向けて準備を始めます。できる限りの機会を利用して周知を行います。年度当初ですので、5名ぐらいしかちょっと定めていませんけれども、今から先、事業開始に向けて家庭児童相談室内においてその受付業務など、事前打ち合わせをしていきます。

○光根委員

最後に、具体的な支給までの流れについて教えてください。

○こども育成課長

支給までの流れですけれども、給付を希望する高等卒業程度認定試験受講をするひとり親の方は、まずは事前相談をしていただくことになっております。みずからが受講しようとする講座について相談をしていただきます。そのときに戸籍謄本の写しとか、世帯、住民票の写しなどの必要書類の準備をお願いいたします。そして給付金の支給申請ですけれども、受講講座が終了してから30日以内に、こども育成課まで申請の手続を行っていただきます。必要書類は、戸籍謄本の写しや世帯の住民票、そして本人が支払った経費についての領収書などです。また、合格時の給付金は、合格してから40日以内にこども育成課まで申請を行っていただきます。そのときも、住民票の写しや戸籍謄本そして合格者証の写しなどが必要となります。

○委員長

次に、116ページ、児童センター、児童クラブ費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書116ページ、民生費、青少年対策費、児童センター、児童クラブ費について、お尋ねをします。昨年3月策定の飯塚市子ども・子育て支援事業計画、5カ年計画になっておりますけれども、先ほどの保育にかかわることも含めてですね、新年度予算は、この事業計画の真価が問われるものになると思うんですね。児童クラブにかかわっては、第5章の放課後児童健全育成事業にかかわるところだと思います。そこでですね、予算資料があります。この14ページに、児童センター、児童クラブ費関連の資料が出されておりますけれども、職員と児童の関係ですけれども、27年度は、児童が1910人、職員が101人で、これが新年度は、児童が1876人で、児童は減って職員がふえているという形になっておりますけれども、これはどういう理由ですか。

○こども育成課長

児童クラブ運営状況の調べでよろしいでしょうか。川上委員すみません。児童クラブ運営状況の調べで――

○委員長

課長、ちょっと待って。川上委員、もう一度質問をお願いいたします。

○川上委員

追加資料の方ではなくて、予算資料、執行部提出資料があるでしょう。14ページ、その中で、こどもの人数と職員の人数が書いてあるでしょう。そのことを聞いたんです。

○こども育成課長

すみません。平成27年度は、指導員の数が101名で28年度が103名で、児童数が1910名が、1876名ということですが、実際27年度は、1837名の児童でありました。その児童でありましたので、そのとき指導員が101名でした。そこで、伸び率というのを見まして、今年は1876名という人数を挙げまして、指導員数は2名ふやしまして、103名になっております。

○川上委員

そうですね、それで、もう少し聞きますね。子ども・子育て事業計画では、28年度は量の見込みが1996ということになっているんですね。1876との関係では、120ぐらい見込みのほうが大きいわけですね。そして、これに対して確保ですから、2337確保してい

ますよということで、差が341と書いています。これはですね、341というのはどういう数字の意味ですか。

○こども育成課長

確保の内容というのが定員となっております。その定員から見て、量の見込みを1996にしておりますので、その差として、28年度は341名、あと341名は入所ができる、全体的に入所ができるという形になっています。

○川上委員

そうしますと、量の見込みが120多いわけですから、予算より、ということは机の上の計算では、341プラス120の461、まだ子どもを引き受けることができるということになりますか。

○こども育成課長

実際ではですね、27年度は1837人でしたので、その差から、確保の方策から見ましたら、川上委員おっしゃるように300人以上の子どもが入所することができる、全体的にできるというふうに感じております。

○川上委員

ですから、その300人以上というか、460人ぐらいの計算になりますね。それで、今、児童クラブはそうだろうと思うんですけど、希望する人は全員利用できていますか。

○こども育成課長

待機児童は出しておりません。条件が合えばですね、入所の決定をいたしております。

○川上委員

市長、保育所と全然逆ですね。461人、まだ。それで、職員数がどのようになっているのかということなんですけれども、追加資料27ページですね。上は、児童センターの利用状況がありますけれども、上というか、26ページは児童センターですが、児童クラブは27ページです。これを見ますと、先ほど、答弁がありました、利用をしている子どもの数が、ふえていくことが分かるんですけれども、職員数の動向も見てみたいと思うんですね。職員数は、どのように決めていますか。

○こども育成課長

新制度になりまして、40人に2人以上の指導員というのがあります。それと障がい児加配というのがありますので、そこを考えたところで、職員の配置をやっております。

○川上委員

できるだけ子どもに複数の目が少ない子どもたちに、複数の目が届くようにという考え方と思うんですね。障がいのある子どもさんについてはもっと、分厚いということなんですけど、これ見ますと、職員数のところに、指導員というくくりと、それから、登録というくくりがあります。27年からは、この指導員が支援員と変わっているんですね。それで、まず、この登録の職員というのは、どういう意味ですか。

○こども育成課長

指導員、支援員ですけども、この方達は、291日、年間で勤務する職員です。登録という方は、年間で103万円以内ですので、月に15日ぐらい働く方の指導員のことです。

○川上委員

働く労働単価は、それぞれ変わりがありませんね。それで、委託料が、28年度は、266万2千円増ということになっております。これはどういう考え方ですか。

○こども育成課長

それは、児童クラブでなく、児童センター運営委託料のことでよろしいでしょうか。児童クラブですね。すいません。児童クラブの運営の委託料からの全体のことですけども、この中は臨時賃金単価、積算単価が28年度から1080円から1170円に変わりましたので、その

賃金が増額となっております。

○川上委員

ほかにはないんですね、理由は。

○こども育成課長

その分が大きいですけども、ほかに、子ども一人に対して300円が320円という消耗品を上げておりますので、小さいですけども、その分です。

○川上委員

市長、やっているじゃないですか。労働単価を上げて、委託料の増にしているわけでしょう。保育所と随分、その違いがあるように思うんですけど。それで登録職員なんですけれども、この間ですね、見られたらわかると思うんですけど、3カ年で、登録職員は14人から20人にふえていますね。そして、年間291日働くという、仕事していただくという指導員、支援員は69人から60人、9人減っていますね。あわせると職員が3人減る中で、子どもはどうなっていますかと、考えた場合、職員が3人減るのに子どもふえているんですよ。1年生から3年生まで80人ふえているでしょう。1番目の離せない子達が80人ふえている。そして、4年生から6年生は、102人ふえているんですよ、28年は。39人ふえる見通しなんですよ。職員は、一人しかふやさない、職員募集に困難があるんですか。

○こども育成課長

職員、指導員ですけども、やはり不足しているというか、なかなか集まりが悪いですね。それで、新聞の中に入っている広告紙がありますけども、そういう求人情報に掲載して募集しております。

○川上委員

こういう努力しても、労働単価を上げて、委託料入れても、要するに低いんですよ。それで、職員募集にも、その他の理由もあるでしょうけど、ちょっと困難があると。ましていわんや、保母さん、保育士はということをお願いわけですよ。今度の補正の7号か、緊急対策費が6千万円きても、保育関係には一銭も回さないというやり方について、総務委員会でも批判したと思いますけど。そこで、もう1つ、この際お尋ねしたいのは、児童クラブが22あるわけなんですけれども、100人を超す所がですね、現在5つありますね。それに対応できるということで、職員を配置しているんでしょうけども、小中一貫になってくるとですね、新たに3つ、100人を超えるところがふえる、100人というか200人に近いところがふえるわけですね、それで22のうち、8つになります。現状、4つ、5つでしょう。それで、児童クラブこのように、大規模にしていくことについて、傾向として、もともと希望が大きいんですけど、この大規模化していくことについて、どういう体制をつくったらよいのかとか、そうしたことを考えてありますか。

○こども育成課長

幸袋、そして鎮西、穂波東と小中一貫校になっていきますけども、それぞれ、集会室、遊戯室、児童クラブ支援室を設けて、子ども大体40人を1クラスとしまして、40人に2人以上の指導員を置くということ。そして1.65平方メートルというのが、1人に対しての面積です。それもクリアするということを考えて、この児童館建設をしております。事故防止にも、その指導員が目くばせ等ができますことを指導しております。

○川上委員

全国では児童クラブで重大事故が起きたりした場合もあるんですけども、飯塚の場合は、全国で起こるようなことまでは、重大事故起きていないですね。それはですね、よく考えてみないといけないと思うんですけども、やっぱり現場で子どもたちから目を話さないと、元気にたくましくというのがあっても、目を話さないとということが、これまでできていたおかげじゃないかなと思うんですよ。それをですね、これから1つ1つのクラスを少人数化で、複数の目で

きちんと見ていくことも大事なんだけど、大規模になった場合の特殊な、困難というのが、あの安全確保の面で生じかねないので、私は単価と同時にですね、職員数についてももう一度検討し直して、委託料の引き上げを検討していいのではないかと、もともと直営でやっておかしくないものを、青少年健全育成会にお願いをしている立場でしょう。十分な保育ができるようにしてもらいたいと思います。この質問を終わります。

○委員長

続きまして、児童クラブについて、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

同じく児童クラブについてお聞きいたします。保育所、保育園の入所に関しては休職中でもできるんですが、この児童クラブ、私も子どもを利用していただいておりまして、その中で説明会をやったときに、手引きを見てびっくりしたのが、休職中はだめだと書いてあるんです。えっと思いつつながら、そうすると現実にお子様をお持ちの方は、非常に困るのではないかなと思って、本来同じ形ですべきではないかと思ったんですが、その点について、なぜそうなっているのか、問題がないのかどうか、お聞かせいただけますか。

○こども育成課長

放課後児童クラブ事業につきましては、待機児童発生しておりません。教育委員会、学校長の理解のもとに、教室を借用して児童クラブ運営しているんですけども、児童クラブの入所申請は、随時入所、随時対象で、就職が決まり次第、入所申請申し出により、入所申請を出されて、入所後に就労証明書を提出していただくこととなります。児童が学校にて就業している間に就職活動していただけるものと考えておりますので、幼児のように見てもらわなければ、就活ができないということはないと認識しております。

○江口委員

その認識のもとやっているんだけど、現実に運営の中でも、ここ困るんだけどというお話はない。今まであってなかった。現状でも問題ないという理解でよろしいですか。

○こども育成課長

1つだけありました。というのが、新1年生で、4月から入ります。休職しているので、4月に間に合うかどうか分からないということは1件ありました。そのときは、一応入所申請を出してくださいというので、申出書で出させていただきました、その方は3月31日までに就職ができましたので、就労の証明書を持って来られ、できましたという報告を受けまして、4月から就労証明書を持って来られました。これから考えていかなければいけないというのが、やはりそういうお父さんお母さんたちが今まで働いていたけど、ちょっとやめなければいけなくなって就活をしている。そして新1年生が入る。でも新1年生は午前中で授業が終わって、4月は帰ってくるという場合は、やはり4月だけ短期入所というのを考えなければいけないというふうには思っております。

○江口委員

言われたような4月の場合、またあとあり得るかなと思うのが、例えば長期休み、夏休み等々についてもあり得るのではないかと考えています。その点について、現状にあわせた運営をお願いしたいと思います。

○委員長

次に、子育て支援事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の117ページ、民生費、青少年対策費、子育て支援事業費についてお尋ねをします。予算書の中ほどにですね、117ページですけれども、ファミリーサポートセンター事業委託料619万5千円が計上されています。この予算計上について説明を求めます。

○こども育成課長

619万5千円のファミリーサポートセンター事業の委託料ですけれども、前年度471万1千円でした。平成28年度から病児緊急サポート事業を、預かり事業を実施したいと思いついて、この金額148万4千円の増額をしているところです。

○川上委員

その新しい事業はどのような事業ですか。

○こども育成課長

病気のお子さんが、お母さんが病気のお子さんのために、やっぱり仕事を休まなければいけなかったりしますので、そのお子さんを病院に、病院から証明書というかですね、病院から、こういう状態ですというのをいただいて、それで病気から3日目ぐらいから預かったり、病時・病後時保育で、もりたクリニックさんとかやっていますので、そちらのほうに送迎したりするような事業です。それと緊急に預からなければいけなかった場合の事業となっています。

○川上委員

現在、既にファミリーサポートセンターの新しい事業の話聞きましたけれども、それ以前に委託事業やっているわけですね。ファミリーサポートセンターに、新規も、4月以降も委託するのでですか。

○こども育成課長

引き続き委託しようと考えております。計画しております。

○川上委員

この間の成果も含めてですけれども、全体としてどのような事業をしているのか、どのような成果というか、利用者に喜ばれているのか、お尋ねします。

○こども育成課長

ファミサポの目的は、乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり援助を受けたい方と援助を行いたい方との相互援助活動に関する事務、連絡調整などを行うことによって、相互援助活動を推進することを目的としております。事業の内容としましては、ファミリーサポートセンター事業は、事務局、アドバイザーが2人いらっしゃいまして、その方たちは、会員の募集や登録会員組織の業務など、また相互援助活動の連絡調整、そして講習会の準備などを行っております。平成26年度の支援数は388支援となっております。会員数は349人となっております。今までファミリーサポートセンター事業で利用した方からの苦情というのはもちろんあっておりません。このアドバイザー2人の方が、やはり福祉の心で、手厚くその方達をフォローしている、支援しているというのを思っております。支援をしてもらっている方たちの声は、直接は聞いていないんですけども、喜ばれているというふうに、間接的に聞いております。

○川上委員

私は、直接聞いてきました。全国的にもファミサポについては取り組まれていて、もう少し国が責任持って、民間の自助努力とか共助とか、そういう昔とは違う、社会構造の変化がある中で、工夫だなどと思います。しかし、この工夫は国とか地方自治体が強力に支えて初めて、そういう、善意というか、が実を結ぶと思うんですよね。それで、この先ほどの緊急病児支援について見てみると、これは全国的に少ないですね。ネットで検索すると埼玉とかがひっかかりますね。苦戦していますね。なかなかまだ模索の段階だから。どうしていいのかよくわからないというのが行政にもあるようですよ。そういう難しいのに、飯塚が4月から挑戦しようというのは、ニーズはあるわけですから、大事なことだと思います。そしたら、それにふさわしい委託料ないしサポートを市がするかということがあると思うんですよ。病児保育をしていないときの委託料が484万3千円でしょう。そうすると、病児保育は、135万2千円ということになるわけです。市長、135万2千円で緊急病児対策が取れるなら、本当に喜ばれますよ。

絶対喜ばれると思います。しかし、本当にできるのかと135万2千円ぐらいで、ファミサポというのは、もともと元気な子どものお世話が前提でしょう。こちらは病気ですから、病気の子を置いて、1人を置いて家を離れて仕事に行ったとか、後ろ髪引かれる思いで、そうしたら火事になったとか、事故が起きたとか、いくらでもある話ですよ。そういうのを飯塚は絶対に起こさないという決意込めれば、135万2千円が妥当かということも考えないといけないですね。これは何人分ですか。

○こども育成課長

試算としまして、近隣の市のファミリーサポート事業の緊急サポートを行っているところの分を参考にいたしました。そこはですね、全体の支援数の中の15.7%が病児・病後児の支援ということです。その病児・病後児ですけども、病気の真っ只中の、感染症のある病気のお子さんを見るというのではなく、病気のその方たちはやっぱり危険が伴いますので、見る方もですね、その方たちは見ない。もりたさんみたいな、そういう病児・病後児の支援を行っている病院に送り迎えをするというのは、ありかなというふうには思っています。3日目ぐらいになりましたら、感染症も落ち着いて、その病後児を家で「まかせてさん」っていう方の家で見たりすることになっております。それで、基本のファミサポ事業という事業でコーディネーターをして、マッチングをして、この方ならこの方と合いますという方を、ペアでしておりますので、「おねがいさん」が「まかせてさん」に電話でお願いしますということを言われます。そして、その再び――

(発言する者あり)

試算はですね、申し訳ないです。41人分となっております。

○川上委員

札幌の状況をちょっと見てみたんですけども、入会申込書がもちろんいるでしょう、会員同士ですから。それから事前打ち合わせというの、やらなきゃいけないですね、事前打ち合わせ票というのがあります。それから委任状。知らない人が行ったら渡さないといけないです。それから、お迎え用というのがありますね。それから、病院との関係では先ほど言われた委任状というでしょう。それから病児連絡票というのがあるんですよ。それから、病児依頼連絡票というの、またあります。ほかにもあるかもしれません。そうすると、元気なお子さんに対する対応と、病気のお子さんに対する対応、緊急ですから、夜電話とか掛かってくるんでしょう、家に。我が家に。自分の子を世話しながら、その子の世話もしたりするわけでしょう。コーディネーターもするわけでしょう。ですから、やっぱり、これは質が違う。これまでの元気なお子さんの――。

教育長聞きよかな、わからんよ。あなたに話しているんじゃないですか、さっきから。

○委員長

質問者、しっかり質問してください。

○川上委員

それで、普通の子と元気な子の話をしているわけじゃないから、病気の子、そして緊急性がある場合もあるわけ。その場合に、本来委託業務でよいのかということもあるぐらいなんですよ。私はそう思うんですよ。それなのにこういう、さっき41人というのは、それを聞いたんじゃないんですよ。仕事する側の人数分を聞いたわけね。それで、この単価で適当とは私は思わないんですよ。だから、もっと財政当局が保育でも学童でも目を光らせているという気配を感じるけども、よく考えてくださいよ。職員は福祉の心で頑張っていますよ。さっき答弁があったけど。ところが、今度の補正では国から6261万3千円もきていて、補正額が。こういう緊急なものには、全然検討していないじゃないですか。これは考え方が間違っていると思います。これは、すぐ是正してはどうかと思います。質問を終わります。

○委員長

次に、118ページ、児童館建設事業費について、川上委員の質疑を許します。その前に時間が、質問事項が多うございますので、午前中は休憩なしでいきます。トイレに行かれないかたはご自由に行かれてください。すいませんけど。執行部の方々もお願いいたします。

○川上委員

予算書の118ページ民生費、青少年対策費、児童館建設事業費についてです。小中一貫校に加えて、若菜と立岩、児童館整備が今年度集中するんですね、新年度、理由をお尋ねします。

○こども育成課長

若菜児童館整備事業費ですけれども、穂波地区は、合併前の学童保育所で児童クラブ専用施設でありましたので、遊戯室を要しない施設でありました。児童クラブ利用料の改定によりまして、説明会を行ったときにですね、環境の差がありますということがありましたので、若菜は小中一貫校の建設予定はありませんので、児童1人あたりの生活面積も他の児童クラブと比較して狭いこともありまして、また、27年度から5、6年生の受け入れを始めましたので、下級生の推移によって児童数が多くなるということと、それと若菜小学校ではランチルームの建設の計画がありました。それと重なりまして、児童館施設に至った経緯があります。

○川上委員

必要性はわかります。私がお尋ねしたのは、なぜ新年度、28年度にこれが集中するのかということを知りたいんです。

○委員長

こども育成課長では答えようがなかろう。なぜ集中したか、大丈夫。

○こども育成課長

立岩と若菜と2つありますが、立岩のほうは立岩地区の小学校の児童数が年々増加しております。マンションが建設されたものもありますので、増加しておりますけれども、小学校に2教室と、それと家庭科教室、視聴覚教室をお借りして、現在、5の集会室で実施しておるんですけども、その教室などを小学校に返さなければいけないということになりましたので、この立岩児童センターの4部屋を増築ということで、緊急に2つの児童クラブ、児童館を建設ということになりました。

○川上委員

予算計上が遅かったのではないかとということを知りたい訳ですね。関連して1つだけお尋ねします。蓮台寺小学校の児童館は後施設をどのように予定されていますか。

○こども育成課長

蓮台寺小学校の児童館は、19年度からそこで児童クラブを実施しておりますけれども、学校跡地の利活用と一体的にまちづくり協議会を窓口として、今後跡地利用に関しましては、地域の意見を聞きながら利用を進めていこうと考えております。

○川上委員

それは、確認しておきます。この質問を終わります。

○委員長

次に、119ページ、児童センター整備費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の119ページ、民生費、青少年対策費、児童センター整備費ですけれども、幸袋はですね、先ほども申し上げましたけれども、児童数が122人、鎮西は152人、穂波東は183人、非常に大規模になるわけですね。半分程度で推移してきたわけですから、こうなりますと、その整備するときによく考えてもらいたいんですけど、それぞれ違いはありますよ。学校は、見たことのないような巨大な空間ができるわけでしょう。コンクリートの、そして、公民館も付随するところもあるでしょう。子どもの目線で考えれば、自分がどこにいるかよく分からないというふうに、そうなると思います。こうした中で、その児童センターの存在という

のは非常に大きいのではないかなと思うんですよ。それで、ここを安全な空間にするために、危険を予知して、設計段階から手を打っていく、工事の段階からきちっと手を打っていくことが必要なんだけど、そういう検討のための予算措置が何かあるのか、お尋ねします。

○こども育成課長

こどもの怪我というのは本当に不意に出てきますので、その予防対策としましては、児童クラブに関しましては、指導員のとにかく視線を死角がないようにすることは、人的配慮として、しております。あとは、どういう怪我があったのかというのを調べまして、2つだけ大きなのがありました。それがですね、敷居につまづいてこけたというのがありましたし、ドアに詰めたというのがありました。そういうことから考えまして、敷居はフラットにもしますし、ドアも手を詰めても怪我にならないようなというように、そういう面を取ったり、緩衝材をそこにいたりとか、そういうところの打ち合わせは行っております。

○川上委員

例えば市長、保育所をつくる時なんかは、設計する人、働く人、それから保護者で、大体3者ぐらいでよく話し合っ、何度も話し合っ、つくっていったらいいのができるんですよ。地域の人たちの声もいるかもしれない。児童センターのお整備にあたってですね、似たことが言えると思います。今課長が答弁されましたけど、非常に重要だと思うんですよ。いや、こどもは元気で多少怪我しても、それは心の薬だとか、適当なことをいう評論家をおりますけどね、とんでもない話ですよ。それで、敷居でこけるとか、ドアで指詰めるとか、今言われましたけど、そうならないようにすればいいじゃないかという大人が時々おられます。でもなるんです。大人は、子どもと一緒に危険を回避していく訓練をしていけばいいんですよ。危険を回避していく訓練をと思います。それで、私が予算措置考えられないかと言ったのは、そういう場面が必要だと思うんですよ。市の責任で、そういうことを考えてもらいたい。質問を終わります。

○委員長

次に120ページ、児童遊園費について、180ページ、公園施設管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の120ページと180ページにまたがります。民生費、青少年対策費は児童遊園費、それから、土木費、公園費は公園施設管理費ということになります。簡潔に聞いていきますので、資料56ページ、追加資料ですね、追加資料の56ページの下段にですね、公園施設管理費の状況等という資料を出していただいております。児童遊園が減少しております。どういう事情か、お尋ねします。

○都市計画課長

児童遊園につきましては、児童遊園として、遊具等のない部分の児童遊園、それに現状として、児童遊園の機能を果たしていない部分、その6カ所について、条例から外させていただいております。それで、6カ所減っております。

○川上委員

その廃止した、6園は現状どういう状態でしょうか。

○都市計画課長

現在、納骨堂や公民館の駐車場等になっている現状であります。

○川上委員

児童公園、そのことじゃありませんけども、全体としてですね、トイレ、それから砂場と水などは、全体としてどういう状態かわかりますか。

○委員長

意味わかった。もう一回わかりやすく。

○川上委員

公園ですから、トイレがあると思います。それから、児童遊園ですから、水が出て、砂場があるとあります。砂場の砂が出ていかないように囲んでおるとあります。砂がないところが多くなってあります。どういう状態か、わかりますか。

○都市計画課長

本庁の児童遊園につきましては、14カ所のトイレ、水飲み場等がございます。

○川上委員

それは、きちんと整備しておるといふ答弁ですかね。

○都市計画課長

整備については、しておるといふふうに思っております。

○川上委員

個別的にですね、これはということがある場合は、手を入れてもらいたいと思っておりますけども、それからその他の公園を含めてですね、全体にですが、街灯とか、危険箇所の対策とかはどのように行われておるのか、全体として委託業務になっておるのかと思っておりますけれども、説明をしてもらっていいですか。

○都市計画課長

数多くの公園施設の老朽化が進む中で、多くの自治体が適切な維持補修、もしくは更新が困難となり、利用禁止や施設自体の撤去といった事態につながるなど、安全で快適な利用を確保するという公園の本来の機能発揮にかかわる根幹的な問題となっておりますことから、国土交通省は、都市公園に対し、公園施設長寿命化対策支援事業を創設しております。飯塚市におきましても、既存の遊具等の公園施設の老朽化が進んでいる状況から都市公園につきまして、公園施設長寿命化対策支援事業の補助金を活用し、平成25年度に公園施設長寿命化計画を策定しております。その計画に基づき、公園施設の安全確保と機能保全を図りつつ、公園の改築更新を計画的に実施しており、現在ある公園遊具などの施設を補修し、市民が安全で快適に利用できるような公園施設長寿命化計画に基づき、年次計画にて公園施設の整備を行っております。

○川上委員

公園の一番のテーマは安全ですよね。飯塚では、大変な事件が起きたこともあるわけですね。それで、その後、公園の考え方、憩いの空間をつくるということのかどうか知りませんが、外から見えないようにしてしまおうというものを完全に止めて、見通しの開く形に急速に進んできたと思っておりますけれども、大規模公園は自然との触れ合いとかいうこともあるんでしょうけれども、笠木ダム公園だとか、それから健康の森公園などにおいてはですね、安全性の確保きちんとやっているよというメッセージを市が送り続けないと、大丈夫かということになってもよくないので、これは特に管理上ですね、気をつけてもらったほうがいいと思っておりますので、これは要望しておきます。質問を終わります。

○委員長

次に、121ページ、生活保護費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書121ページ、民生費、生活保護総務費、生活保護費についてお尋ねします。追加資料29ページに生活保護の状況表を出していただきました。これによるとですね、例えば、1月現在を見ていてもいいんですけど、全体としてですね、減少傾向に入っておるのかなど、必要がなくて減少傾向になっているということを期待するわけですがけれども、この減少傾向の説明、お願いしていいですか。

○保護課長

見ていただきました資料に基づいて説明しますと、24年度の6836人をピークに、25年度6782人、26年度6649人、27年度1月末で6322人と減少しており、保

護率も24年度をピークに下がっており、1月末には48.7パーミルとなっており、平成21年度前半の水準となっております。保護開始者が減少し、廃止者ふえれば、受給者が減少するということとなりますが、その理由といたしましては、ここ4年間、24、25、26及び27年度中途までのそれぞれの廃止理由を見ますと、死亡によるものが35.7%と一番多く、次に、保護辞退、財産等の発見、逮捕拘留というその他によるものが17.6%、3番目に就労による収入の増加が17.2%となっており、この3つの理由で約7割を占めております。このことから、まず第1に、社会全体が高齢化社会を迎えていることもございますが、地域的に筑豊地区の炭鉱で働いておられた方、その当時、30代から40代の働き盛りの多くの方やその奥さんが閉山とともに保護受給者となりまして、そのまま高齢者となって死亡する年代になってきたということ。また、第2には、リーマンショック後は国においても稼働年齢層における就労支援等をはじめとした各種就労及び自立支援に力を入れて、その施策を強力に実施しており、飯塚においては、就労支援をはじめとした各種専門員の配置、ハローワーク常設窓口等の設置等を実施してること、そういうものがいろいろと絡み合いまして減少していると、そういうふうな形で考えております。

○川上委員

その中であってですね、職員数、予算書を見ますと75人となっておりますけれども、これは、そのケースワーカーの職務に当たっている方の職員の人数なのか、そしてこの人数はふえているのか、お尋ねします。

○保護課長

この75名のうち65名が正規の職員、そして残る10名が任期付の職員、28年から採用されますけれども、その10名が入っております。また、そのうちのケースワーカーは58名を予定しております。

○川上委員

ケースワーカー58人ということなんですけれども、担当世帯数は1番多い方で何人ぐらい、少ない場合はどれぐらいというのがわかりますか。それとも平均でもいいけど、ボリュームがつかめるといいです。

○保護課長

28年の1月末現在、平均で78ケースとなりますが、実際には育休や病休等の職員がおりますので、84.9ケース、ケースワーカー1人当たり約85ケースを持っております。次に、最も多いケースを持っているケースワーカーですけれども、113世帯を持っております。これは、颯田地区のケースワーカーでございますが、持ち地区内に県営住宅ができて、27年の7月から入居が開始されて、それに伴いまして、他の市町村や他の地区からの移管が多数あったためでございます。したがって、100件以上持っているというふうなケースワーカーは、この1名のみでございます。

○川上委員

事情があつてということのようなんですけれども、やはり移動距離が短くても、やっぱり113世帯の人生に責任を負うというのは、ケースワーカーとして責任を負うというのはなかなか大変なことかなと思います。それで、私、全体として保護課のケースワーカーをはじめ職員の方々頑張っておられることは、よく承知しているつもりであります。一方ですね、よく頑張っているのに、生活保護行政についてはなかなか難しい事情が、現政権のもとで格差社会が広がっていますでしょう。この中でやっぱり難しい困難ケースが出てきているだろうと思うんです。そういう事例1つ1つを、ゆとりを持ってケースワーカーの方たちがケーススタディと言うんでしょうか、勉強するような、局面があるのか、そういうことをされておるかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○保護課長

ケースワーカーの研修等々につきましてはですね、各係、7係ありますけども、各係で毎月1回定例で研修をやっておりますし、必要に応じて、それ以上やっております。また全体の課としての研修も必ず年に2回以上やっております。また、制度の変更とかそういうものが通知されました場合には、それに基づいて、加えて研修をやっております。

○川上委員

本市の職員が、自治体労働者として福祉の心で仕事をしていく、またはそのように成長していく場合にですね、非常に大事な経験になる職場でもあろうと思います。例えばですね、先ほどから申請と廃止という話がありました。こういうことを聞かれたと思います。申請したのちに高齢の両親、それから娘さん、申請したのに、車ごとですね、川に入って行って、娘さんは生き残って殺人罪に問われるということがありましたね。申請しているんですよ。それから、立川市、これ12月の話なんだけれども、40代後半の男性が廃止された翌日に自殺するということがありましたね。それで、私はそういうことになっていった、その方たちの人生とか、苦しみとか、悲しみとかも思うだけけれども、その申請した方と対応した保護課の職員、福祉事務所の職員がおるはずですよ。それから廃止決定をした、福祉事務所がするんだけど、通告したケースワーカー職員もおるわけですね。こういった職員に市がそちらにも思いをいたすというか、そうしなければ、いま非常に生活保護のケースが難しくなっていて、苦しむと思いますね。苦しんでいると思います。ですから、先ほど担当世帯数のことも申しましたけれども、ゆとりをもって仕事ができるような工夫をですね、基準より少ないから大丈夫だということじゃなくて、特別に職員をサポートしていくことが、生活保護を必要としている人たちをサポートすることになる状況じゃないかと思うんですね。それね、もう2、3聞きますけれども、生活扶助費がいま減ってきていると思いますが、どの程度の影響が出ているか、お尋ねします。

○保護課長

まず、28年度が減額されているということで、その減額の理由でございますけども、合併後の扶助費予算額は、平成24年度の109億9100万円をピークに、それ以降減額しております。25年度は約105億5900万、26年度は消費税が5%から8%に改定された影響で、ほぼ同額の105億6千万円、そして27年度は104億1600万円、28年度は100億7950万円と減少しながら計上しております。しかしながら、先ほど申しましたけれども、特に保護費、保護人員も同様に減少しているわけでございまして、生活保護ではですね、平成25年度から27年度まで3年かけて保護の基準が見直され、実質的に保護基準が引き下げられた経緯もございまして、その間、相当数の苦情や抗議があるものと想定しておりましたけれども、数的には少なかったというふうに記憶しております。ただ、実際に基準が引き下げられたことから受給額が減額になったことは事実でございまして、生活が厳しくなったという話は聞き及んでおります。

○川上委員

市長、その前はですね、例えば70歳以上の高齢者に老齢加算というのがあったんですよ。1人当たり1万6千円、これは高齢の方は特別に摂取しやすい栄養価のあるものをとらなければならないでしょうということ国が出しておったわけです。生活保護上絶対必要だということで加算しておったんですけど。言い分としては、年金生活されている方との関係で不具合があるというので、2年か3年ぐらいかけて切りましたね。老齢の2人暮らしだと3万2千円ですよ。1月ですよ。生活保護の世帯から1万6千円とか3万2千円切り下げていく。ということは、その間にある方たちは、保護基準を満たさなくなって、保護の申請ができなくなった方も多いわけですよ。そういうこともありました。そのように切り下げられていく中で、薄く広くと言っている消費税は上がってきたでしょう。来年も今のままでは上げると言っています。そして物価はどうかというと、上げるために努力をしているわけでしょう、政府は。年金と生活保護は下げると言っている。国民窮乏化政策が今とられているわけですね。このことを市長

はどう受けとめられるか、お尋ねしたいと思います。

○保護課長

確かにいま質問委員言われましたとおり、非常に厳しいという中で、我々もやっておりますけれども、これは、従来から言っていることとございますけれども、この生活保護制度というのは、あくまでも国の制度でございます、その中でいろいろ対応すると言うことが建前となりますので、国が当然そういうことは考えて、実施してくるものというふうに考えております。

○川上委員

考える政府につくりかえろというのが、共産党の呼びかけなんですけれども、4分の3でしょう、国が。そして4分の1が地方ということになっていますね。この4分の1は、この基準額の中に交付税措置を基準額の範囲をするよということになっているんですけども、全体として、その国が責任を負えというのが、憲法25条の第2項で書いてあることなんですよね。そういう状況の中で、今、国がやらないから、現実には、生活が大変な状況になっているというわけですから、国は、この消費税増税分とか物価高は考えていませんから、今の生活扶助費には。そうしたら、合併前まで、それぞれの自治体が、その生活補給金として支給していたものがあるんですよね、福祉見舞金とかいう表現をしておりました。これは合併と同時に廃止しましたね。10年経ちました。その間、保護費も削られる、物価上がる消費税も上がっていくという状態です。ここでね、立ち止まって、この生活補給金の性質を持つ福祉見舞金復活を、この予算計上のときに検討したかどうか、お尋ねしたいと思います。

○保護課長

その部分につきましては、いわゆる保護受給者の団体でございます、民主団体と交渉の中でもそういうふうな話で、ぜひ、市長始め4役と話をしてくれとか、そういうことを申されて、その部分につきましては、我々から、副市長並びに市長のほうにこういうふうな意見が出ているということで話をさせていただいております、そして我々、福祉部長も入れまして、協議した結果が今の現状では厳しいということで、そういうふうな団体の方にもご理解をいただいております。

○川上委員

お金がないから厳しいという話になったんでしょうけど、今議会の中で、お金が大体とあるということが財政課の口からも、もう答弁されております。大切にどのように使うかというのはあるんですけども、とにかく、お金がないからだめだという発想はいただけないというのは申し上げてこの質問は終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:01

再開 13:00

委員会を再開いたします。122ページ、生活保護扶助費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

122ページ、生活保護扶助費について、お尋ねをいたしますが、午前中の質問で、ほとんどお聞きになられましたので、1点だけ確認をさせていただきます。飯塚市におきましては、平成24年度をピークに減少傾向にあるということとございましたが、全国の情勢はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○保護課長

国の情勢ということとございますが、厚生労働省による全国の受給世帯と受給者数の、速報値では、昨年12月に生活保護を受けた世帯は163万4185世帯で、前月より1965世帯ふえ、過去最多を記録してございまして、受給者も前月より1210人ふえて、216万

5585人となっております。このことから地域性も考慮した上で、まだまだ、いつ増加傾向となるか予断を許さない状況であるということを示しております、生活保護適正化に向けては今後も努力を継続していかなければならないというふうに考えております。

○田中裕二委員

ただ今のご答弁のように飯塚市は減少傾向にあっても、全国的に見れば増加しているということでございますので、今、課長のご答弁にありましたように、いつ飯塚市も増加するか予断を許さないという状況でございますので、適正な生活保護行政にしっかりと取り組んでいただきますように要望して終わります。

○委員長

続きまして、生活保護扶助費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

同じく、扶助費、生活保護扶助費についてでございます、その中で、住宅扶助費が9億9725万9千円ついております。この執行についてなんですが、現状これに関しては、公営住宅に関しては天引きもオッケー、そうではない民間のアパート等については、現状においても現金支給であったかと記憶しておりますが、そのとおりでいいのか、お聞かせください。

○保護課長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

制度としては、民間の住宅においても、天引きができるのかどうか、その点はどうなっておりますか。

○保護課長

制度においては、民間も代理納付が可能でございます。

○江口委員

となるとですね、やはりこの現金給付をこの分については見直すべきであると考えています。というのは、やはり貸す方ですね、供給する側、大家さんからしてみると、取りっぱぐれがないかどうかですね、そこが非常に気になる場所です。基本的に生活保護ですので、本来であれば、とりっぱぐれがないはずなんですけれども、現実には実際にお金を保護者にお渡しをして、それが残念ながら予定外のところに使われて、未納になるケースがある。そこでそれを心配して貸すのをためらうという話をお聞きいたします。不動産業者にお話を聞きますと、ある意味そこで多少の手数料ですね、等が発生してもそれはそれで大家としては、受け入れる可能性は大きいという話を聞いたことがございます。となると、そうやってやった方が、供給する側、大家さん側にしてみれば、安心して市から直接振り込まれるのであれば、安心して貸せるというふうな形になって、民間の住宅についても十分動きますし、生活保護を受けておられる方々にとっても手元に一遍入ってくるのが嬉しいんですけど、でもこれはそのまま出ていくお金と思えば、じゃあ、制度として天引きをさせていただいてよろしいですか、それでいいよというふうな形であれば、そうさせていただくほうが事務的にもいいのではないかと考えております。例えば、それに必要な手数料3%程度とかですね、幾らとか決めて、ご案内して、すみませんがそちらの方大家さんの負担でやっていただければ、ということは可能かと思っておりますので、そういった分について、しっかりと検討していただきたいと思うんですが、どうですか。

○保護課長

過去の委員会でも質問いただきまして、我々も保護課の中で検討いたしております。それで、昨年の末には飯塚市の宅建業界の支部長さんとも、お話をさせていただいて、代理納付等の意義ですね、そういうものも含めてお話をさせていただきました。それで今のところ、我々保護課といたしましても手数料をいただくというのは、ちょっと難しいと思っておりますけれども、実施の

方向で動きたいというふうに考えておりました、まず1つの実施案といたしまして、常習的に滞納で苦情があるという方、そういうものからまず言葉は悪いんですけど、手始めに、代理納付を始めるなど考えておりました、他の福祉事務所、実際にやっておられますところも参考にしながら、飯塚市としての実施要領、要綱等の作成から取り組みをもう始めたいというふうに考えております。

○江口委員

前向きにということで、ぜひ早期にやっていただきたいと思います。ただ、手数料を取ることは難しいというお話でしたが、お互い、ウィンウィン関係になれるところだと思っているんです。今のままだったら保護者の方から直接いただかなくてはならない。それが安心して銀行の口座に入ってくるということですから、必要な経費については、先方さん負担ということでも私は何ら問題はないと思っておりますし、そちらの方が市にとってもプラスですし、そういった形で全国的になる方が好ましいと思っておりますので、その点も含みながら検討していただきたいとお願いしておきます。

○委員長

委員の皆さんにお知らせいたします。執行部より先日の川上委員のからのその他の児童福祉費総務費について、質疑における答弁を訂正したい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。執行部の発言を許可します。

○医療保険課長

先日、子ども医療費の自己負担額につきまして、同じ医療機関で外科や内科など、複数の診療科を受診した場合、どのようになるのかといった川上委員さんのご質問に対しまして、飯塚病院では、受診した診療科ごとの自己負担となりますというような答弁をいたしております。しかし、正確には飯塚病院におきましても、歯科を除きまして、レセプト1枚でも請求になりますことから、自己負担額は1200円ということになります。以上、発言の訂正につきまして、お取り計らいをお願いいたします。

○川上委員

そうすると、今、市立病院とそれから飯塚病院の名前が出ましたけど、レセプト1枚のところだと1200円ということであれば、例えば他の2次医療機関、3次はないでしょうけど、済生会病院とかも同様ということになりますか。

○医療保険課長

同様ということでございます。

○委員長

川上委員のほうよろしいということですので、次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第3款民生費について質疑を終結いたします。

次に、第4款衛生費から第7款商工費まで、123ページから166ページまでの質疑を許します。はじめに、質疑通告をされております。124ページ、急患センター管理運営費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書124ページ、衛生費、保健衛生総務費、急患センター管理運営費についてですけれども、執行部提出の資料15ページを見ますと、増額補正になっているんですね。診療業務等委託料7443万2千円となっておりますけれども、この増額となっている理由についてお尋ねをします。

○健康・スポーツ課長

急患センターの運営費でございますけれど、27年の8月より吉原町の再開発ビルに移転し、

診療を開始しております。その際、9月から平日の拡大を行っておりまして、その関係で総額で増額となっております。その増額となりました主な費用でございますが、診療業務等委託料ということで、7443万2千円の先ほど言われました増額と、これのほかに各委託料が約4936万2千円、これも含まれてございます。また、再開発ビルが管理組合による運営をやっておりますことから、新たに390万円の新規の費用の負担というふうになっておりますが、逆にここには、光熱水費等につきまして管理組合が負担する分もございまして、188万円ほどの減額と、こういったものを合わせまして、ただ今言われましたような数字になっております。

○川上委員

平日の夜間、それから休日の夜間が利用時間帯になっていきますけれども、このように利用しやすいようになっているんですが、利用状況はどのような変化がありますか。

○健康・スポーツ課長

患者数の推移でございますが、移転後の急患センターの患者数でございますが、27年の8月から昨月の2月末までで1345人の患者様に利用していただいております。これに7月末までの旧急患センターの分を合わせますと、1808人となっております。これは前年の同月と比べますと、118人の増加となっておりますが、この1808人につきましては、9月より開始しました平日診療の患者様368人が含まれておりますことから、これまでの休日・夜間だけの患者様と比較しますと、250人ほどの減少となっております。

○川上委員

平日・夜間の状況としては、立て込んでいるような感じですか。それともすいている感じですか。

○健康・スポーツ課長

平日の夜間の1日の平均患者数は3.1人となっております。比較的といいますか、非常にすいている状態となっております。

○川上委員

せっかく委託料も出してお願いしていることなので、この平日・夜間、大丈夫ですよという宣伝をよくしてですね、お願いしたいのと、もう1つ気になるのが、アクセスなんですよ。駐車スペース、駐車場が分かりやすいのかなという気がしますけど。それは何か検討されましたか。

○健康・スポーツ課長

今、質問委員言われます駐車場につきましては、入り口が、あいタウン側の1カ所ということで、やはり、わかりにくいというふうなお話はよく聞きます。ただ、複合ビルの立体駐車場という性格上、ああいった設計しかなかったということでございますので、今後は、駐車場の入り口のわかりやすさといいますか、そういった利用しやすさを考えます上でも、夜間の平日の利用拡大のために、そういった駐車場につきましても、PRをしていきたいと思っております。

○川上委員

もう何でもないので、ここにつくろうということで、準備をしてきたところなんですよ。それで何のための施設かと考えてみればですね、夜間やるということも考えておったわけですから、自家用車でアクセスというのが前提だと思いますので、やるべきことが遅れておるということで。急いでやっていただきたいと思っております。この質問を終わります。

○委員長

次に、125ページ、予防接種費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

125ページ、予防接種についてお尋ねします。予算資料を見ますと、この予防接種費、予

防接種委託料、すべての項目に対して昨年度と比べまして減額をされておりますが、これはどのような理由からなのでしょう、お尋ねいたします。

○健康・スポーツ課長

今回当初予算に計上いたします際に、平成27年度の実績を参考に予算要求をしております。27年度につきましては、通常、28年度新年度予算を要求する際には、今後の計画や見込みというものを反映したところがございますが、実績を重視した中で、精査をした中で、予算要求をしております。ただ今回の事業の減少とか変更によって減額をしたものではございませんので、今後、当然私どもとしましては、健診の啓発、受診率のアップということで取り組みますが、その分で予算額が必要になった場合には、補正で対応するというふうに考えております。

○田中裕二委員

高齢者予防接種委託料の中の成人肺炎球菌についてお尋ねをいたします。この質問、昨年、平成27年9月議会におきまして、成人の肺炎球菌について質問をさせていただきました。27年度につきましては、8月に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方たちに個別通知を行い7748名の方に案内をしていると、このような説明がございましたが、接種率はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○健康・スポーツ課長

成人肺炎球菌の接種率でございますが、28年の1月現在でございますが、接種者数が2714人、接種率が32.6%となっております。昨年度、27年度1月末の接種者数は2306人ございましたので、昨年と比べますと408人ふえております。

○田中裕二委員

28年1月末での接種率が32.6%ということはまだまだ未接種の方が残っているということでございます。個人通知をすべての対象者に実施していただきたいと思っておりますが、接種率につきましては、現時点では横ばいの状態、また今年度あと半月たらずでございます。さらに周知・啓発に努める、また、前回も提案いたしましたように、再勧奨のための個人通知について、検討していただきたいと思っておりますが、今年度、最勧奨の予定はあるのか、この点いかがですか。

○健康・スポーツ課長

市としましても、お1人1回の機会でございますので、今年度の対象者の方には、ぜひ接種をしていただきたいと考えております。そこで、3月の市報いづかで再度の周知啓発を行っております。医療機関にも、再度、周知啓発のための協力を依頼するとともに、チラシを掲示いただいております。はがきによる再勧奨の予定はございませんが、周知啓発については継続して実施をしていきたいと考えております。

○田中裕二委員

現段階では予定はないということでございますが、この成人肺炎球菌ワクチンを摂取することで、救われる命があるということも理解をしていただきたいと思っておりますし、また、若い年齢の方、65歳からこの対象者になるわけですが、65歳ぐらいの方はまだまだ私には関係ないと、まだ先でいいよと思われる方が多いと思うんですね。ところが、この機会を逃せば、もう一生この定期接種というのは受けられないわけでございますから、その点をしっかりと周知していただくような努力もしていただいて、100%の接種率を目指して取り組んでいただきたいと、このように思います。

続きまして、ロタウイルスワクチンについて、質問をいたします。これも前回、27年9月議会で質問をいたしました。このロタウイルスにつきましては、症状、また治療法、対象月齢、接種回数、接種方法、接種料金、そういったものにつきましては、お聞きいたしましたので省略をいたしますが、その後、県内で実施を開始した自治体があるのかどうか、あればその内容も含んで説明をしていただきたいと思っております。

○健康・スポーツ課長

福岡県に確認をいたしましたところ、任意での助成状況にかかる調査では、ロタウイルスにかかる助成実施市町村はございませんでした。今回、再度お尋ねをいたしました、その後の調査はしていないということから、近隣の市町村にも確認いたしました、実施予定の市町村はないということでした。

○田中裕二委員

県内自治体での任意接種としての取り組み状況はないようでございますが、実際に全国におきましては、助成している市もございます。飯塚市におきましても、定期接種化をまたずに、公費助成をしていただきたいと思いますと思いますが、この点はいかがですか。

○健康・スポーツ課長

ロタワクチンの定期接種化にしきましては、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会で検討が続けられております。感染性の胃腸炎で重症化して入院になる乳幼児が年間8万人弱おられますので、後遺症を減らし、子どもの苦しみを減少させ、周りの方に感染させないという点においては重要なワクチンであるというふうに考えております。定期接種化の動きとともに公費助成についても、今後、十分に情報収集をしていきたいと考えております。

○田中裕二委員

昨年27年9月議会のご答弁と全く同じ答弁でございます。27年9月議会は、部長が答弁をされました。内容は覚えてらっしゃいますね。ここでいちいち読み上げはしませんけれども、27年9月議会でのこの答弁をよく読んでください。まったく同じなんです。27年9月議会でも最後に、公費助成につきましては、今後十分に情報収集してまいりたいというふうに考えているところでございますと答弁をされました。今も全く同じ答弁ですね。この半年間、情報収集はされたんですか。

○健康・スポーツ課長

情報収集につきましては、正式な調査というものをしたところというのはございませんので、私どものほうで、県やインターネット上での情報の収集をしております。

○田中裕二委員

インターネット等で情報収集をしているということでございますが、その内容をお聞かせください。

○健康・スポーツ課長

まず、県のほうに伺いましたところでは、そういった情報を持っていないということでしたので、私どものほうでロタウイルスワクチンということで、公費助成ということで検索をし、そういった動きがあれば、そういったところに直接をお伺いするということを考えておりますが、現在のところはございませんでしたので、そういうことでよろしく願います。

○田中裕二委員

全国的にはやっているところはあるんですよね。そこで見てみても、わかるんじゃないですか。県がやってないという今答弁がありましたから、やっていない県を幾らか探してもやっていないわけですから、全国で実施しているところがあるわけでしょう。そこを調べるべきじゃないかと思えますけれど、どうです。

○健康・スポーツ課長

申しわけございません。確かに実施しているところはございますけれど、そういったところすべて情報は、私どものほうに集めてはおりますが、現在のところまだ、そこまで至っていないと、情報収集につきましては、そういった形では実施をしております。

○田中裕二委員

情報収集はすぐ出ますよね。インターネットで調べればでるわけです。どこの自治体がどう

いう公費助成をしているかも、すぐわかるはずです。そういうときのところの自治体を幾つか引っ張り出して、飯塚市でどうだろうかという検討ぐらいは私はできると思います。半年間経っているんです。これが半月とかいうなら話は別です。半年前に情報収集に努めますという答弁をされて、今ご答弁があったとおりですよ。本気になってやっていただきたいと思います。福岡県内のどこの自治体もやってないから大丈夫だよではないんですよ。ほかのところがやってないからこそやるべきだと私は思っているんです。飯塚市でできる範囲での公費助成を考えていただきたいと、このように思っております。この質問はまた、次の機会に必ず聞かせていただきますので、それまでにしっかりとした答弁を期待いたします。

続きまして、B型肝炎ワクチンについてお尋ねをいたします。このB型肝炎ウイルスワクチン予防接種につきまして、28年10月より、B型肝炎ウイルスワクチンが定期接種化されるという情報を得ておりますが、どのような状況なのか、お尋ねをいたします。

○健康・スポーツ課長

B型肝炎ワクチンにつきましては、2012年5月に厚生科学審議会のほうで、広く接種を促進すべきワクチンであるということで指定をされております。本年の2月に通知がございまして、市町村においては、B型肝炎ワクチンの定期接種化に向けた、今後のスケジュールに留意をし、適切に対応するよう通知がっておりますが、定期接種にかわる政省令の通知はまだあっておりません。ただ、開始時期は本年28年10月ぐらいからではないかというふうに想定をしております。

○田中裕二委員

28年10月からの実施に向けての対策が進行しているということですが、この定期接種として開始された際は、他のワクチン同様、周知啓発を行い、高い接種率を目指していただきたいと、このように思います。先ほどのロタウイルスワクチンにつきましては、先ほども言いましたように、しっかりと情報収集に努めていただいて、次の機会に必ずお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。以上で終わります。

○委員長

次に、127ページ、各種がん検診事業費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

がん検診費についてお尋ねをいたします。このがんにつきましては、3人に1人が罹患している状況でございます。飯塚市におけるがん患者数につきましては、これも昨年27年9月に議会で答弁されましたので、今年度の胃がん、肺がん、大腸がん、肝臓がん、子宮頸がん、乳がんの受診率についてご説明をお願いいたします。

○健康・スポーツ課長

27年度、本年度のがん検診の受診についてご報告をいたします。胃がんが5.6%、肺がん7.4%、大腸がん8.1%、子宮頸がん14.1%、乳がん16.8%、また視触診のみでは5.9%となっております。

○田中裕二委員

以前からこの受診率が低いということにつきましては、職域の受診者が統計上反映できないという説明がございました。しかしながら、国が目指している受信率50%には、まだまだ届いていない。また遠く離れている。今後も受診率向上の取り組みは欠かせないと思っておりますが、ではこの子宮頸がん、乳がんの無料クーポン券の利用率はどのくらいになっているのか、お尋ねをいたします。

○健康・スポーツ課長

27年度の無料クーポンの利用率についてでございますけど、子宮頸がん無料クーポンの配付者が566人に対しまして、利用者が23人で4.1%、乳がんの無料クーポン配付者が795人に対しまして、クーポン利用者が135人で、17.0%となっております。なお、

27年度につきましては、20歳、40歳のみクーポンを配付しておりますが、26年度に比べますと国の補助率が激減したことによって27年度については、このような形で実施をしております。

○田中裕二委員

ただいまのご答弁によりますと、子宮頸がん無料クーポン券配付者566人に対して、23人、4.1%、乳がんが135人の17%ということですが、26年度に比べますと、子宮頸がんがかなりパーセントが落ちているようでございます。これもしっかり啓発していただきたいと思うんですが、この当初予算についてお尋ねをいたしますけれども、平成28年度の当初予算は、27年度当初予算に比べまして、305万1千円の減額となっておりますが、その理由についてお尋ねをいたします。また、受診率を上げる取り組みについて、どのように考えているのか、今年度、新しい取り組みはされているのかどうか、この点をお尋ねいたします。

○健康・スポーツ課長

まず28年度の当初予算額についてでございますが、先ほどご答弁いたしましたように実績額、予防接種のほうでもご答弁いたしましたように実績額を基本に算定をしております。これは27年度の12月補正時の27年度の決算見込を基本として算定をしておりますことから、減額になっておりますが、事業自体の縮小が原因ではございません。また、27年度につきましては、乳がん、子宮がん検診について取り組みをしてきておりますが、現在まで市報や折り込みチラシによる啓発と、40歳に到達された方への受診勧奨はがきを案内しております。今年度の新しい取り組みとしましては、1月10日の成人式に配付物による啓発をいたしております。また、2月16日にはイオン穂波店の1階のセンターコートをお借りいたしまして、飯塚健康フェアを実施し、がん検診の啓発コーナーを設けまして、乳がんの自己触診法フォームの模型や肺がん模型などを設置し啓発を行っております。当日はそのほか血管年齢の測定コーナーなどを設置しまして、2071人の方にお出でいただいております。今後も実施内容を検討しながら、さらなる周知啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○田中裕二委員

ぜひ、積極的な取り組みをお願いいたします。この取り組みにあたりましては、がん検診のあり方に関する情報を把握するということが必要になってまいります。検診のあり方に関する新しい動きなど情報をお持ちであれば、教えていただきたいと思います。

○健康・スポーツ課長

がん検診のあり方に関する検討会というのが国にございまして、その中間報告におきまして、乳がん検診や胃がん検診について報告がなされております。それによりますと、現在変更前でございますが、胃のエックス線の検査、これはバリウムの検査でございますが、これについては対象が40歳以上で隔年で1年に1回というふうにしておりましたが、これを胃内視鏡の検査による検診を推進をすることといたしまして、変更後としましては、胃のエックス線の検査を対象年齢を50歳以上とし、検診間隔を2年に1度というふうにすると、それに加えまして、内視鏡の検査を対象年齢50歳以上の方を、これも2年に1度実施するというふうな方向性が出されております。これを受けまして、県におきましても、28年度からは胃がん検診の検診項目は問診に加え、胃部のエックス線の検査及び内視鏡検査のいずれかとするものとしますが、市町村においては、胃のエックス線検査や内視鏡検査を合わせて提供しても差し支えないと、この場合、受診者はエックス線検査と内視鏡検査のいずれかを選択するものとするというふうにしております。なお、飯塚市といたしましては、これまで同様40歳以上の方を対象に胃部のエックス線検査を実施いたします。胃内視鏡検査の実施につきましては、施設や医師等の関係から、今後、飯塚医師会との協議をいたしてまいります。また、乳がん検診につきましては、がん検診実施についての指針の改正で視診及び触診を推奨しないが、仮に実施する場合は、乳

房エックス線検査とあわせて実施することとなっております。

○田中裕二委員

胃の内視鏡検査の導入につきましては、検討課題はあると思いますが、先進的な取り組みをお願いいたします。と言いますのも、どうしてもバリウム検査だけでは発見が難しいというのも私自身も感じておりますし、私も内視鏡検査を、バリウムは一切せずに内視鏡検査だけをしております。今は鼻から内視鏡を入れる検査もできるところもございますので、ぜひともご検討いただきたいと思います。

次に、ピロリ菌検査についてお尋ねをいたします。現在、ピロリ菌検査につきましては、集団検診の中で医師会検診検査センターにおきまして、今年度より開始されており、昨年9月のご答弁で、前期では30人の受診があったと、このような答弁がございましたが、28年度の利用者総数を教えていただきたいと思います。

○健康・スポーツ課長

ピロリ菌検査につきましては、今年度から実施をいたしておりますが、現在希望者に対し5400円の負担で実施をしております。その実績でございますが、前期で30人、後期で34人ございまして、1年間で64人の方が受診をされております。判定結果はAタイプ、これは健康な方ですが65.2%、Bタイプが少し弱った方で14.1%、Cタイプは弱った胃の方で17.2%、Dタイプこれはもうかなり弱っているということでございますが3.1%という結果でございました。

○田中裕二委員

年間を通して64人の方が受診をされたということでございますが、もっと多くの方に利用していただきたいと思います。やはり、前回の質問でも言いましたように、検診料金が5400円と高額であるということが大きな理由ではないかと思いますが、市のほうで一部助成される考えはないのかどうか、お尋ねをいたします。

○健康・スポーツ課長

ピロリ菌検査の助成につきましては、今のところございません。

○田中裕二委員

これも昨年の9月議会でも今のところございませんという答弁でございます。検討する考えもないのかどうか、いかがでしょうか。

○健康・スポーツ課長

ピロリ菌の検査につきましても、今後の課題ではあるかと思いますが、現在のところでは助成について実施の予定はございません。

(発言するものあり)

今後の胃がんの撲滅と言いますか、減少に向けての取り組みとしては、非常に重要なポイントになるかと思っておりますので、今後検討はしていきたいというふうに考えております。

○田中裕二委員

昨年の質問では、例えば、胃がんによる治療費、またピロリ菌が影響しておりする慢性胃炎とか、十二指腸潰瘍、胃潰瘍、このあたりの病気も引き起こす大きな原因がピロリ菌だと、このように言われておりますので、胃がんに限らず、そういった病気の治療費を含めると、これは助成金を、一部を助成してでも私はピロリ菌検査をやり、ピロリ菌除菌をするべきだと、このように思っております。豊前市では平成27年度より胃がん検診とリスク検診をセットで実施しているということを聞き及んでおりますが、ご存じでしょうか。ご存じであれば、その内容もあわせてお尋ねいたします。

○健康・スポーツ課長

豊前市につきましては、情報を得ております。27年度から開始をされているということでございまして、検診費用が胃がん検診とセットで自己負担が3千円となっております、うち

1千円が胃がん検診の検査料、残り2千円がこのピロリ菌検査、リスク検診の費用となっております。受託者にこれは委託しておりますが、委託料の約半分を市が助成しているということになるということをございました。胃がん検診の受診者、豊前市の胃がん検診の受診者は総数が702人をございまして、そのうちの246人の方がこのリスク検診まで利用されたということをございました。結果を伺っておりますが、Aタイプ健康な方が56.4、少し弱っている方、健康な方ですが、15.9と、少し弱っている方が25.2、またDタイプでかなり弱っている方が2.4%という結果をございました。そのうち紹介状が必要な方、これはCタイプやDタイプの方になりますが、受託者のほうが紹介状を発行し、その後、情報が戻って来ているということをございまして、現時点ではその情報がないため、事後フォローにはまだ至っていないということをございました。

○田中裕二委員

このリスク検診は、対策型検診としての実施ではないために、セットでの検診にされたものだと、このように思います。先ほど公費助成につきまして検討をするというご答弁がございましたので、検討するならばしっかり検討して、次の機会に、先ほども言いましたように、どのように検討して、どのような方針、方向性を決めたのかお尋ねをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長

次に、128ページ、不妊治療女性事業費について、光根委員に質疑を許します。

○光根委員

予算資料128ページです。不妊治療助成事業費についてございます。一般質問で答弁いただいた特定不妊治療について改めてお伺ひいたします。一般質問において、我が国の平均初婚年齢は、上昇傾向が続いており、平成28年には男性が30.8歳、女性が29.2歳で、出産時の女性の年齢についても平成24年には、第一子出産時の平均年齢が30.3歳となったとの説明がございました。そのような中、特定不妊治療にかかわる治療技術の進歩もあり、特定不妊治療を受ける方の数も増加しております。これを受け、少子化対策の1つとして飯塚市においても不妊治療助成を始めるとのことをございまして、まず、今回始める助成制度の概要について教えてください。予算額は810万円、ございまして、どのくらいの申請があると見込んでおりますでしょうか。

○健康・スポーツ課長

不妊治療助成につきましては、平成16年度から不妊に悩む方々の経済的負担を軽減するために、県により実施がされておりました。このため、平成25年度の国の検討会や昨年出されました1億総活躍の社会実現に向けた施策として28年度から拡充をされることとなっております。本市におきましても、これを受け、28年度より少子化対策の一環として不妊治療助成を開始いたしますが、その概要をございまして、他の自治体同様、基本的には、県の助成制度を準用する形をございまして、特定不妊治療に掛かる費用から県の助成金を控除した治療費を対象としていますが、その通算2回目のみを助成の対象としております。と言いますのも、初回については、県が最大30万円の助成をいたします。しかし、2回目は最大15万円と半減をいたしますので、本市の独自助成制度によりまして、さらに15万円を上乗せする助成といたしております。これによりまして、初回と2回目までが最大30万円まで助成が受けられることとなります。不妊治療は、母体が若いほど出生に、出産につながることから、経済的負担を軽減することで、早期に治療を受けられる方がふえ、結果的に新生児数の増加につながるのではないかと考えております。申請者の見込みをございまして、54名程度と見込んで予算計上いたしております。これは、県が助成しております実績をもとに積算をしておりますが、この実績が旧制度、昨年度までの実績をございまして、昨年度の制度というのが最大10回まで対象にしておりますが、今回から6回までを対象とするため、制度の内容が変わっております。

ですので、その新制度でどのくらいの申請があるかがちょっと予測が難しいところではございますが、現在、54名程度ということで予算計上いたしております。

○光根委員

市独自の助成では、2回目のみに最大15万円の助成をするということでございますが、先日の一般質問で国が統計として出している不妊治療による妊娠の実績としては、1回目で約40%、2回目までで約56%程度であるという旨の説明もお聞きしました。この新しい制度によって少しでも受診年齢が下がれば、効果があったということになります。この効果を上げるためには、経済的負担を軽減することが重要でございますが、不妊治療にかかる負担はいくらぐらいになると予想されておりますでしょうか。また、男性にこの原因があって、この男性も治療が必要な場合もあわせて教えてください。

○健康・スポーツ課長

ご質問な治療費にかかる金額でございますが、一般的に体外受精では30万から40万、顕微授精ではさらに金額が上がるというふうに思われます。また、男性不妊治療については、一般的に30万から50万程度というふうに見込まれております。

○光根委員

ということは、初回と2回目は費用が30万から40万で、そのうちに30万円助成があるということになります。しかし、もし男性に原因がある場合には、合わせて60万から90万かかることになり、助成額は30万円ということは、個人負担は30万から60万円になります。これは2回目までで、3回目以降は助成額が15万円になりますので、個人負担は45万から75万になります。これだけの負担ができる家庭というのは、なかなかないと思うんですが、特に若い夫婦は、こうやってみようかなというふうにはなかなかないんじゃないかなと思います。そこで、県は、男性の治療費も助成対象といたしておりますが、その概要を教えてください。

○健康・スポーツ課長

お尋ねの男性不妊治療でございますが、昨今、男性側にも原因があるケースがふえております。例えば精子に受精能力が備わっていないケースや、少ないケースなどがございまして、こういった場合、体外受精のための精子を採取する必要がございます。それをこの男性不妊治療でございますが、これと同時に進行する場合には、1回につき15万円助成をすると、追加して助成をするというもので、4月から実施されます。

○光根委員

4月から男性に原因がある場合には、60万から90万のうち助成額は45万、個人の負担は15万から45万になるということですね。ぜひ、子どもが欲しいと考えられている夫婦には朗報でございますが、これまでも高額には変わりありません。不妊治療の効果を上げるには、若いうちにやってみる方がいい。しかし、若いから経済的に余裕がないと助成学がふえれば、不妊治療をやってみようかなという方も多いと思います。ぜひ、男性まで助成対象を広げてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康・スポーツ課長

今回、新たに始めます不妊治療助成制度でございますが、2回目の治療に際し、最大15万円を助成するものでございます。これは県が行います不妊治療助成の拡大の効果をさらに広げることにつながり、2回目まで個人負担を大きく軽減することで、早期に不妊治療を受けていただき、新生児の出生につなげようとするものでございます。そのためには、何より夫婦そろって検査を受けられることが大切だと言われますが、男性治療への助成も初めてでございますが、まだ効果も不明であることから、実施すべきかどうかについては、今後の検討をしてみたいというふうに考えております。

○光根委員

男性に原因がある場合、男性の治療を行わなければ、出産には結びつきません。対外受精をしようとしても、正常な精子がなければ、受精しません。また、受精しないとわかっているのに、女性部分のみに助成するだけではいかなものかと思います。せつかく、市費を投入するならば、効果的にすべきだと思います。男性への不妊治療助成をして、市民が早いうちに積極的に活用していただければ、飯塚市の新生児の増加、また、少子化対策につながると思います。男性不妊治療についても飯塚市において積極的に取り組むことを要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に、母子保健事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の128ページ、衛生費、健康づくり推進費、母子保健事業費についてお尋ねします。このうちですね、乳幼児健診医師等謝礼金958万3千円が計上されています。これについて説明を求めます。

○健康・スポーツ課長

乳幼児健診の際に、執務をお願いしております医師、また職員だけでは足りませんので、保健師、その日だけ執務をしていただいております保健師、看護師の方々への謝礼金でございます。

○川上委員

それは、通常どの時期に行われ、実施状況はどうかお尋ねします。

○健康・スポーツ課長

検診につきましては、4種類ございまして、4カ月、8ヶ月それと1歳半と3歳ということがございます。これにつきましては、毎月それぞれ4種類の検診に庄内ハーモニーと穂波福祉総合福祉センターで、それぞれ毎月1回ずつしておりますので、全体では8回の検診を行っております。

○川上委員

昨日、乳児家庭全戸訪問事業の資料の質問した折にですね、出生件数が平成26年度では、1152件となっておりますけども、ほぼこれくらいの人数の子どもさんが、検診を受けるということなんでしょうか。

○健康・スポーツ課長

それぞれの検診の受診率でございますけど、4カ月健診が26年度の最新でございますけど、飯塚市の受診率が97.8%、8カ月検診では94.8%、1歳半、1歳6カ月健診では93.2%、3歳児健診では、91%となっております。ですので、ほぼかなりの率で新生児の方が受けてあるというふうに考えております。

○委員長

次に、130ページ、飯塚霊園管理関連について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

これについては取り下げます。

○委員長

同じく霊園について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

130ページ、保健衛生費の中の委託料の中で霊園管理委託料に関連してお聞きいたします。まずですね、昨今、無縁社会と言われる中で、お墓の在り方もかなり変わってきております。例えば、散骨ですね、海であるとか空であるとか、そういったところへの散骨等々もふえてまいりました。やはり墓を今まででしたら、家のお墓があって、そこに入ってというような形であったんですけど、だんだんだんだん、継いでくれる子どもがいない。そういった中で、じ

やあ、自分の墓をどうしようと言ったときに、大きなお金はないんだけど、どこかに入りたいわけですね、そこの分に対して、樹木葬とそうというふうな形態も出てきています。皆さん方、必ず1度は亡くなられる訳です。その行き場を考えると、その行き場を確保するのもある意味行政の仕事として、こうやって霊園を整備しているわけですが、今の霊園の中では、そういった樹木葬等についてはやっておられません。ただし、これから先そういった部分に関しても、検討すべき時期が来たのではないかと考えているんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○都市計画課長

樹木葬とは、墓石を使用せず、樹木や花を植えて墓碑とする方法です。樹木葬には、遺骨を埋葬するたびに、新しい苗木を1本植えるケースや、墓地の中央にシンボルとなる樹木を植えて、その周辺の区画に遺骨を埋葬し、プレートを設置するケースなど、さまざまな方法があります。また、埋葬には納骨室を設置せず、60センチから1メートル掘り下げた土中に御遺骨をそのまま埋葬するものでございます。現在の飯塚市霊園条例では、史跡等の規格が決まっているなどの条件がありまして、樹木葬を行うことはできませんが、近隣の民間墓地の状況等も鑑みていきたいと考えております。

○江口委員

ぜひ、その点について、時代に遅れることなく考えていただきたいと思うわけです。お寺さんに、菩提寺があって、お寺さんに墓地があるところはいいかもしれませんが、お寺さんの中でも墓地がないところもあります、またお寺さんじゃないところで信仰されている方々もおられる、そういったことを考えると、こう言った分に関しては、検討すべき時期が来たのではないかと考えています。また、霊園に関して、今、応募の状況はどうなっておりますか。

○都市計画課長

平成23年度は、6区画に対し91人、平成24年度は7区画に対し61人、平成26年度は、8区画に対し90人の申し込みがあっており、いずれも高倍率となっております。

○江口委員

それだけやはり、言葉は悪いですけど、ニーズがあるものなんです。やはり、寿命を考えながら、それから先の自分の行先をどうしていくんだらうと気になってる方がこれだけおられるわけです。そう考えると、新規での整備をすべき時期が来ているのではないかと思います、その点についてはいかががお考えですか。また、その分を含めて予算化されているのかどうか、あわせてお聞かせください。

○都市計画課長

都市公園である墓園は、その都市公園面積の3分の2以上を、墓域とすることになっております。このことから、飯塚霊園では未整備区画5500平方メートルを墓地として整備することが可能でございます。なお、飯塚霊園につきましては、申し込み希望される方々が非常に多いため、この未整備区画を整備することを、現在、検討している状況にありますが、平成28年度につきましては、予算化をしていない状況にあります。

○江口委員

応募の状況を見ると、あまり時間がないんだと思っています、早期の整備を求めます。あともう1点、霊園の管理の中で1件、私のところにこれはどうなんだろうというお問い合わせがございました。というのが、納骨に行ったんだけど、納骨のお墓の持ち主というかですね、お墓の持ち主が亡くなられて、その方が納骨される立場にあったそうです。その持ち主の移転というか、名義の書き換えがきちんとなされてなくて、行ったんだけど、いや、それは納骨はできないんだ、それを先にやってくれという話があったそうです。その方も自分たちが、その名義の書き換えが終わってなかったのも悪かったと思うんだけど、やはりその納骨というのは、お一人に1回しかない機会で、当然のことながら、ご親戚の方も集まってされる大切

な行事であります。このことを考えると、名義の書き換えに関して、終わっていないとそれをやらせないというやり方がいいのかどうなのか、見直すべきではないかと思いました。現実として、果たして、どうなっているのか、あわせて、その部分に関してきちんと書類が必要なんであれば、その霊園の事務所に、用紙がきちんと置いてあって、その場で書いて届け出しても、終わるような形が必要だと思いますし、その申請に対して許可ではなく、届け出で済むようなものではないかと思っているんですが、その点について、現実どのようなのか、もしくは現実はそのではないんだけど、対処として、その時の対応が悪かったのかどうか、もしそうであれば以降きちんと指導していただけるのか、その点についてお聞かせください。

○都市計画課長

飯塚霊園には、霊園の管理のため嘱託職員を1名配置しております。埋葬や会葬をする際には、届出書の提出が必要となりますので、飯塚霊園にて書類の受付を行っております。また、継承や許可証の再発行などの手続につきましては、本庁の都市計画で行っておりますが、埋葬はできますけど、速やかに都市計画課で継承の手続きをするように案内しておりますが、霊園の管理は嘱託職員がローテーションで管理しておりますので、手続に関しては、今後、問題が発生しないように、マニュアル等を作成して対応していきたいというふうに考えております。

○江口委員

ということは、そういった場合でも、本来ならば、できたというふうな理解でよろしいんですね。納骨はできたという理解でよろしいんですか。

○江口委員

原則は、都市計画課のほうに来てもらうようになるんですけど、今後についてはですね、そこら辺についても改善できるように検討していきたいと考えております。

○江口委員

色々な事情があるかもしれませんが、やはり大きな皆様方に対して、ほんとに大きな行事です。その時その行事の時がですね、心安らかにできるように配慮をしていただきたい。十分な改善をお願いしたいと思っています。

○委員長

次に、132ページ、内住川水質検査手数料について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

予算書の132ページ、衛生費、環境対策費、内住川水質検査手数料についてお尋ねします。この水質検査の目的をお尋ねします。

○環境整備課長

この水質検査の目的でございますけれども、筑穂地区の内住地区にあります産廃、産業廃棄物処分場、これから有害なものが流れて来てはいないかというようなことを調べるために、この水質検査を実施いたしております。

○川上委員

これは福岡県が許可した業者の産廃処分場跡地のことですね。福岡県は、この水質検査についてどういう責任を負っていますか。

○環境整備課長

産廃場を許可したのは県だということで、県としても、この産廃場については現在、行政代執行にもかかっておりますし、県は県としてこの状況は、見ていっているというような状況であります。

○川上委員

その行政代執行は、いろんなものが投入されて、水質検査、検査によってはウランまで出てきているんですね。ところが、県の監視指導課は、ウランが出ようと関係がないわけです。どうしてかということですね、自分達が、監視しなければならない項目の中にウランがないから

なんですよ。だから、ウランがいくら出てもいいわけです。福岡県の監視指導課は、そうでしょう、違いますか。

○環境整備課長

これは水質の検査項目につきましては、人の健康の保護また生活環境の保全等の為に国の関係機関が定めております、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る排水基準これとか、あと水質汚濁にかかる環境基準、これを参考にして水質検査を行っております。本市といたしましては、地元の方々と協議を行った結果、現在の9項目について水質検査を行っております。

○川上委員

だから、川に流れてよいものかどうかをその、久保白ダム、水がめの上流の川ですから流れてよいものかどうかを調べるという責任がその市に押しつけられてきているわけですよ。福岡県は、ウランでも何でもいいと言っているわけですから、自分はしないわけでしょう。今、代執行というのは、鉛だけのことで言っているわけですから、ほかのことは知らないという態度なんですよ、福岡県は。だから、そののところも、福岡県に、ものを言っていく必要あるんだけど、そういう9項目でやっているということですね。それで、どこの水を測っていますか。

○環境整備課長

検査の地点といたしましては、ABCというふうに資料にも記載しておりますけれども、Aが一番処分場に近い、擁壁が処分場についてありますけど、その擁壁付近。それから、Bが処分場から流れてくる水と河川との合流地点、それからCはその処分場の水の影響を受けない少し上の河川水という事で、検査を実施しております。

○川上委員

この間の検査ではどういう結果が出ていますか。

○環境整備課長

本市が行っております検査、この9項目につきましては、すべての項目において異常な点は見つかってはおりません。

○川上委員

AでもBでもCでも、基準値以下と言われるわけですね。問題はですね、それは当たり前のことなだけで、このCの地点と比べてAやBが値が高いかどうかというのもチェックポイントだと思うんですけど、つまり、上流から流れてくる段階の水、C地点の水が、それよりも、A、Bの方が基準値以下ではあるけれども、C地点よりも、数字が値が高いということになれば、やっぱり何らかのものが出ているということになるでしょう。でも、この程度は許容範囲だから飲んでくださいよということになるわけでしょう。そういうポイントで見たらどういうことになりますか。

○環境整備課長

先ほど申しました、A地点、B地点これは、廃棄物の処分場から影響を受けるという浸透水、放流水という基準で、C地点につきましては、一般的な河川水という基準であります。言われます、A地点、B地点からの数値というものは、確かに高い面はありますけれども、そういったところで、基準値以内ということで、この全体としては、問題はないというふうに理解しています。

○川上委員

それでやっぱり、上流の水よりも、AとかBの水の方が値が高いんだという、これはもう福岡県が許可してやらせた、また監視しきれなかった最終処分場に原因があるということは明らかだと思うんですよ。それで、このことをやっぱり福岡県にもね、突きつけておく必要があると思います。これはいつまでするんですが、この水質検査。

○環境整備課長

先ほども申しましたけれど、現在この産廃処理施設につきましては、県のほうが、行政代執行を行って、今、各種の工事等が行われております。このことから、今後、この状況も見ながら、当然、水質検査というのは続けていくという必要があるかと思っておりますので、今後も引き続き、県、それから地元住民のほうと情報の共有をしていく中で、しっかりと注視をしていきたいというふうに考えております。

○川上委員

もう最後にしますけども、全量撤去しないわけですから、埋設したものを。ですから、全量撤去が終わって、その日がくるようにがんばらないといけないんですけど、全量撤去が終わって、安定するまでは水質検査を続けなければならないと指摘しておきたいと思えます。質問を終わります。

○委員長

次に、133ページ、スズメバチ駆除費補助金について、兼本委員に質疑を許します。

○兼本委員

133ページ、衛生費、環境対策費、スズメバチ駆除費補助金について、お伺いします。この補助金の予算計上について説明してください。

○環境整備課長

このスズメ蜂駆除費補助金でございますが、昨年12月議会の一般質問がございました折、このスズメバチバチに関するご答弁をさせていただいております。これは全国的にスズメバチによる死傷被害というのが拡大をしていること。また本市におきましても、スズメバチの駆除等に関する問い合わせ等が多数あっていること等を考慮をいたしまして、この制度等を含めまして今後の対応について、検討を行いました結果、スズメバチによる危害を防止し、市民の生活環境の安全の確保に努めていきたいという思いから、今回計上させていただいたところでございます。

○兼本委員

当該制度の対象等はどのようになるのか、教えてください。

○環境整備課長

まず、この対象となりますハチの巣につきましては、スズメバチが活動している巣が条件でございます。その巣がある場所について、これにつきましては、個人が所有する建物または敷地内、または人が居住している建物付近、また日常的に複数の人が立ち入る場所で不特定の方にスズメバチの危害が及ぶと判断される場所などを考えております。次に、対象者につきましては、先ほど申しました場所等におきまして、駆除業者に依頼をして、駆除をしたものでございます。建物や土地等の所有者や、またスズメバチは人的被害を及ぼす危険性が非常に高いことから、早急な措置を講ずる必要があるというふうに考えますので、自治会等なども対象というふうに考えるところでございますが、今後、他の事例等もいろいろと考慮した上で、最終的な交付要綱を策定をいたしたいと考えております。よろしく申し上げます。

○兼本委員

確認なんですけど、個人が所有する建物や敷地内に巣があった場合には、その所有者、賃借人とかはだめなんですか。所有者だけですか。

○環境整備課長

賃借人は、基本的には大丈夫だというふうには今のところ考えています。

○兼本委員

そして、日常的に複数の人が立ち入る場所でスズメバチの危害が及ぶと判断される場所などは、自治会が対象になるということによろしいですか。

○環境整備課長

いま委員が言われますとおり、複数の方が出入りするような公園とかにつきましては、自治

会等にご相談の上で、対応をさせていただきたいというふうには、今のところ考えております。

○兼本委員

そうしましたら、今はまだ決定はされてないということですので、いろいろとやっぱり対象になれる方もいらっしゃると思いますので、その辺を精査していただければと思います。

次に、この申請ができる対象者の方が、どのような手続を行えば、この補助金が受けられるようになるのでしょうか。

○環境整備課長

住民の方がまずは巣を発見されて、これは非常に危ないなというようなことで、市に相談がありまして、その上で、先に申請者の方が業者のほうに駆除をされまして、その前後の写真だとか、駆除業者の領収書等を市のほうにお出しいただいて申請、それから交付というような手続きになっていこうかというふうに考えております。

○兼本委員

次に、駆除費用については、巣がある場所や大きさなどで違いはあると思いますけれども、補助金額は幾らなのか、お尋ねします。

○環境整備課長

今回予算を計上するにあたりましては、本市における問い合わせ件数も含め、他自治体の状況等も調査を行いました。おおむね、どの自治体におきましても、スズメバチの巣を駆除した際にかかった費用の方2分の1を補助、かつ上限額を定めて予算の範囲内で交付をされております。こういったことを参考にいたしまして、検討の結果、重大な人的被害を及ぼす危険性が高いスズメバチに関しては、できるだけ多く駆除を行い、市民の生活環境の安全の確保に努めたいという思いから、1件5千円ということで、上限を定めさせていただきまして、100件ということで対応を図っていくということで、今回計上をさせていただいております。

○兼本委員

そうすると、1万円以上かかっても、5千円。上限最大限5千円ということですね。100件の対応というのは、本市における問い合わせ件数等から考えられた件数ということでよろしいですか。

○環境整備課長

委員おっしゃるとおりでございます。

○兼本委員

わかりました。補助金とはちょっと別の件なんですけど、スズメバチの関連のちょっと質問といいますか、要望です。例えば、今これは所有者がはっきりわかっているとか、公園だったりとかいうお話でした。例えば、空き家とか、空き地が近くにあって、そこにスズメバチの巣があったという場合ですね、他人の土地でもありますし、勝手に入って、駆除するというのはできないと思うんですよね。ちょっと駆除業者のほうにも確認しましたら、そういった場合は、やっぱり何件かありましたということでした。そういうときはどういう対応されているんですかという話を伺いましたら、何もすることがやっぱりできない。今の状況ではできないということで、危ないから近寄らないでくださいとしか言いようがありませんということなんですね。ただ先ほど答弁にありまして、スズメバチは大変なやっぱり刺されたりしますと危害となると思います。先日から空き家の関係とかの話でもあるんですけれど、やはりこれは関連部署とですね、連携して対策に取り組んでいただきたいと思いますので、どうかその辺を要望させていただきまして、この質問を終わらせていただきます。

○委員長

同じく、スズメバチ駆除費補助金について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

この件については、同僚委員の質問で、私も思いは一緒ですので、取り消させていただきます。

○委員長

次に、資源回収団体奨励補助事業費について、光根委員に質疑を許します。

○光根委員

予算書133ページです。資源回収団体奨励補助事業費でございます。資源回収団体奨励補助金について、現在登録されている団体数など、現状について教えてください。

○環境整備課長

この資源回収団体奨励補助金につきましては、ごみの減量化及び資源化の推進のために、補助対象品目であります紙類、布類、空き缶、空き瓶、菓子類等の缶の5品目の資源ごみについて、登録されている団体に回収活動を行っていただいております。また、その回収量に応じまして、紙類、布類についてはキログラム当たり8円、空き缶及び空き瓶、菓子類等缶につきましては、キログラム当たり5円の補助金を交付しております。その現状といたしましては、28年2月末現在で282の団体が登録されております。昨年度と比較しますと、20団体ほど減っております。それに伴い若干、回収量も減少しているような状況でございます。

○光根委員

川上委員が出していただいた資料がございますが、これによって回収量が減少しているということがございますが、その要因としてはどのようなことがあるんですか。

○環境整備課長

さまざまな要因があろうかとは思っております。補助対象品目の中で、最も回収量が多いのが、紙類でございますが、その回収量が減少傾向にあります。その要因としては、情報化等により電子化による新聞の書籍などの購入等の減少によるところが大きいのではないかと考えております。また、活動されている団体が若干減っていること。それから戸別訪問により、古紙等の回収を行っている業者に依頼をされている方などがふえている等々の問題もあるのではないかと考えております。

○光根委員

最後になりますが、今後についてはどのようにお考えでしょうか。

○環境整備課長

この補助金につきましては、さまざまな環境問題が存在するなかで、この環境への負荷を軽減させる取り組みといたしまして、ごみの減量化及び資源化を推進していくことは、今後も必要であるというふうに考えております。今後もこれにつきましては、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

同じく資源回収団体奨励補助金について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

追加資料31ページに資料を出していただいておりますけれども、27年度がまだ難しかったのでしようけれど、大枠において、この品目ごとに前年と比べて増減はどのように見通しをされますか。

○委員長

年度の途中だがわかるとね。

○環境整備課長

まだ、年度が終了しておりませんので、この3月というのが結構駆け込みといたしますか、そういうことがありまして、はっきり今のところはまだ分からない状況でございます。申し上げられません。

○委員長

まだ、年度がきてないからわからんよね。

○川上委員

まあ、わからんこともないと思いますけど、数字をピタッと聞きたいと言っていないんですから、2月の時点で、前年比でどうですか。それならわかるでしょう。

○環境整備課長

2月を比べますと、昨年度に比べましては、やっぱり減少の傾向はあります。

○川上委員

空き缶ですから、そのスチールもあるでしょうけど、アルミとか、価値が高い。この26年度はですね、ふえているんですよ。これは、必ずしもアルミがふえているとは限らないけど、ほかは全部マイナスなんですよ、前年からずっとマイナス、これだけプラスなんですけど。2月の時点で、この空き缶関係は、その横ばいか、上向きか分かりますか。

○環境整備課長

この缶につきましては、上向きの傾向にあるというふうに思っております。

○川上委員

この補助金そのものの目的についてもう一度そのこれとこれとこれというふうにおっしゃっていただきます。

○環境整備課長

1番にはごみの減量化、それから再資源化と、それから住民の環境意識の向上ということを大きな柱としています。

○川上委員

今年度、単価を切り下げましたね。回収の奨励補助金の単価を。それで、この単価を切り下げることと、今の奨励金の目的と、奨励を強める方向でその単価を切り下げた訳でもないと思うんだけど、その単価切り下げの目的をちょっとお尋ねします。

○委員長

わからん。

○環境整備課長

この補助金につきましては、本市が行っております、平成23年度の実施による外部評価におきまして、今後の方向性や改善策として、制度は現状維持し補助金の単価については見直しを含めて要検討という結果を受けまして、所管課として他の近隣市町等調査等いたしまして、この補助金の見直しを始めたところでございます。

○川上委員

私は、単価切り下げの目的は何かとズバツと聞いたんですよ。あなたからの返球はその辺で落ちとる訳ですよ。その目的はなんですか。

○環境整備課長

先ほども申しましたけれども、第2次行財政改革により、外部評価の結果ということで検討させていただきました。

○川上委員

さっき、行革の外部評価は要検討といったんでしょう。制度は維持しましょうと。中身は要検討といったんでしょう。外部評価は、下げるといったんですか。

○環境整備課長

要検討ということで、検討する中で、近隣他市の状況等を調査しましたところ、これが一番妥当だという線で設定させていただきました。

○川上委員

委員長が睨んでいるやないね、そういう質問で答弁したら、どげなるやろうかと、きょうは終わらんぞと。そういうのを自治会長会で説明したら怒られたでしょう。そういう説明したら、わかるように、ちゃんと答弁してくださいよ。外部評価はなんといったんですか、大体要検討

といったわけ、何を検討するんですか。そして、あなた方どういう検討したんですか。他都市と比べてとか言うけど、他都市のどこがどうあるんですか。自分と政策目的との関係で、こうすることが政策目的を助長することになるのかどうか、なると言えば決断する。反するんやったら、考えないかん。だから、何のためにこれ下げたのかというやつにズバッと答えなきゃ、部長が答えたらどうですか。部長だれですかね。

○市民環境部長

これにつきましては、事業仕訳の中で、方向性や改善策、現状維持して、単価の見直しといったものございました。それで、当然、内部で検討するわけですけど、そういった時に資源回収の現在の状況というのをですね、過去の分とちょっと調査いたしました。資源回収の引き取り手数料、この部分につきましては、平成23年と平成25年度といった部分で、その以前の状況の把握したデータというのがちょっとわかりませんでしたので、まだ23と、いったところで、25の状況を調査する中で、業者の一人の単価というのがですね、まあ若干上がってきたという動向もございました。それと他自治体の状況として、近隣14自治体も調査いたしました。そういった中で実際減額しているところ、なくなっているところ、若干ふえているところがありましたけど、飯塚市としてどうするべきかという判断をする中で、今回この単価で設定させていただいた次第でございます。

○川上委員

全然わかりません。市長、こういうのは切り下げるべきじゃないんですよ。これはメッセージ性があるわけ飯塚市は資源回収の3つのRでしょう。やりますよというメッセージを逆向きにしてしまった訳ですよ。これどうなるんですか。ごみの回収、新聞の発行が減ったからとか、雑誌の発行が減ったから、紙が減っているんですか。景気が悪くなったり、個人格差社会中でお金がなくなったら、ものを買うの控えますよ。でも、それほどの影響じゃないでしょう、これは。これは、どうなっていくかという、その家の中に滞留する。がまんができなかったら出すでしょう。どこへ行くんですか、これしょうがないから、黄色い袋に入れて出すんじゃないんですか。違いますか。それはその市の行革に合致します。燃えにくいのを一所懸命燃えにくいのを燃やさないかんのですよ。コークスをたいて。そういうこと考えたでしょう。部長、そこまで考えたでしょう。もしこれで減れば、回収が。そのごみはどこに行くのか。その資源はどこに行くのか検討したでしょう。その検討したところを聞かせくださいよ。

○委員長

質問者に言いますが、資源回収ですから炉で燃やすとかいうことではないと思います。今質問者が言われるのは、その分は余分にかかるんじゃないかということでは言われている。ちょっと、質問の形をかえて言ってください。

○市民環境部長

黄色袋に入れて出すというようなことではなくですね、あくまでこのリサイクルの推進、試験のあり方というのを検討しておりますので、この金額を変更するにおきましてはですね、各自治会のほうにもお話をさせていただきましたし、各団体にもですね、ご説明させていただきました。そういった中で、単価をあげれば、そのものが集まるか、単価が下げれば集まらないかといった点につきましてはですね、実は、どうなのかというのは内部で検討しましたが、単価、実際、市場の方が上がっていることを考えますと、各団体においても、そのメリットがあると。また、それなりの数量的なものについては、推進することで集まると、出していただけると。リサイクルの推進になるといったことで取り組んでいるところでございます。この程度、検討でその全住民に関わる資源回収団体補助金とかを、愚策ですこれは。愚策は、もう1年でやめた方がよかったです。こんなのを引き続きやろうとかいう予算、心根がしれない。質問終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:39

再開 14:50

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

事務局のほうで調整しておりました質疑事項一覧表の4ページ、予算書の143ページの労働会館運営費補助金、それから同じ資料の5ページの頭にも労働会館運営費補助金ということで、どちらも川上委員の質問ということで重複して記載をしておりましたので、これについては1つ削除ということになっております。大変申しわけございません。訂正方よろしく願いいたします。

○委員長

134ページ、病院費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算額134ページ、病院費についてお尋ねします。これについては、執行部提出の予算資料にの17ページに説明が書いてあります。病院事業会計補助金、普通交付税増、建て替え分減について、説明をお願いします。

○健康・スポーツ課長

これにつきましては、現在進めております市立病院の一部建て替え事業が28年度は最終年度になり、事業費が縮小することにより減でございます。

○川上委員

普通交付税の増というのは。

○健康・スポーツ課長

医療機器の償還元金、起債をしておりました償還元金への交付税の収入の増ということでございます。

○川上委員

追加資料の32ページに、市立病院に対する財政投入の状況表があります。この資料を改めて見るにつけてですね、つくづく思うのは、あまり遠回りするといけないんですけど、労災病院廃止を国がした、そして市立病院として今存続しているんだけど、国はですね、それなりの金を出さざるを得ない仕組みになっているでしょう。指定管理は飯塚市がしているわけですよ。この10年間で少しノウハウが市役所に蓄積したかな、どうでしょうかね、まったく素人集団から出発したわけですよ。ところが、国というのは、厚生労働省があったわけですから、プロの集団がいっぱいいたわけですね。医者、課長とかいるわけでしょう。そうすると、このような形で飯塚市が市立病院として、労災病院を本当に持つべきであったかどうか、持たないといけなかったかどうか。国がいずれにしてもお金を出しているわけですから、ということをつくづく思うわけです。制度はないでしょうけど、国が直営でやるか、国が指定管理すれば、出せば、いいじゃないかと思うくらいなんですよ。しかし、我々が、市が市立病院にしている以上、お金の面でも、病院のあるべき姿についてもきちんと責任を負っていくと、この覚悟を財政的には国に責任を求めながら、覚悟を決めていくというのが大事なんですけれども、それから言うんですね、33ページ、市立病院管理運営協議会の開催状況というのがあります。ここでその責任を果たしていく上で非常に重要な場面だと私は思うんですよ。年2回開かれています。私はこの病院を育てていくということからいけばですね、国の機関から労働基準違反と指摘される。あるいは福岡県の機関からですね、これでいいのかと、主治医の名前のないカルテがたくさんあったとかいう指摘があったときに、飯塚市にこの地域医療振興協会は報告しない。または飯塚市もそういうことがなかったかと聞かない。ここは25年、26年、27年しかありませんけれども、そうした時期にもこれは行われているはずですよ。国の機関から、ある

いは福岡県の機関から市立病院が指摘を受けるというのは、とりもなおさずですね、地域住民、患者さんの命にかかわる問題なんです。こういったことを見逃したらいけないと思うんですけど。委員として市長もそれから副市長も入っておられます。部長級も入っているんですね。この辺について、改めて市立病院運営に対する決意を、お伺いしておきたいと思います。

○健康・スポーツ課長

ただ今、質問委員が言われました、国の財政支援というところにつきましては、先ほどの資料の方ほうでの交付税措置簿というところで、総額でいきますと18億ほどの普通交付税の算定がっております。それを受けまして、飯塚市としましては、現在ある、市立病院の運営や経営面につきまして、しっかり、それをチェックしていくと、意見を言っていく場としまして、質問委員が言われます運営協議会の方がございます。これまでも、定例的に必ず開催をしております、指定管理者側からは、理事長、指定管理者のトップになられる方、それから、地元飯塚医師会の三役、会長はじめ三役の方、これに飯塚市からは市長、副市長ということで、トップの方が揃われて、常に今後の飯塚市立病院のあり方や、現状について常に意見交換をされてきております。その中で、大変、常に前向きな非常にその課題となるところにつきましても、真摯な意見交換が行われております。そういった中で、今後につきましても、市立病院をしっかり盛り立てていくという方向性が確認をされております。今後につきましても、そういった方向で運営をしていきたいというふうに考えております。

○川上委員

市長、私が言った国の機関、それから福岡県の機関から、その指摘や指導を受けて、そのことを飯塚市長が知らなかったというのはですね、指定管理者からしてみればね、が飯塚市に対して、隠し事をしたというふうにも、言えることなんです。また、こういう協議会をやっているわけだから、この協議会がそういう事実を隠ぺいしたと言われたら、申し開きようがないんですよ。そういうことが起こっておるということなんです。5年経っているのに資料がありませんとかいうような話も、一般質問に対する答弁でありました。冗談じゃないですよ。だから、このことについてはね、今、課長が答弁しましたがけれども、国に市立病院責任負えと運営から、お金ももちろんですよ、その国立病院でやれと言わないんだったら、飯塚市がもう1から10まで市民に対する情報オープンにしながら、確実な責任を負っていくという覚悟を込めて、この繰り返しをするべきだと思います。質問終わります。

○委員長

次に、136ページ、清掃行政関連について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の136ページ、衛生費、ごみ処理費、清掃行政関連についてお尋ねいたします。追加資料としては、34ページにごみ処理の状況表を出していただいています。それですね、簡潔に聞いていきますので、まずですね、予算書中にあります、飯塚市・桂川町衛生施設組合負担金5億9712万6千円、この金額は何によるわけですか。

○環境対策課長

この負担金につきましては、飯塚市桂川町衛生施設組合の規約第14条に基づき、負担をしております。負担区分につきましては、議会費、総務費に関する経費については、負担割合は飯塚市70%、桂川町が30%となっております。施設に関する経費につきましては、実績割100%の割合で算出をいたしております。

○川上委員

この組合の事業にかかわる費用は、近年、増高している方ですか、減少している方ですか。その傾向についてお尋ねします。

○環境対策課長

近年、3年間で見ますと、前年比としては昨年よりも減少傾向にございます。

○川上委員

全体として、ごみはですね、景気が悪い、それから個人消費が伸びない中で、減るようになってきているわけですよ。これで、事業費が増えたら大変ということなんですが。それではですね、福岡県央環境施設組合負担金、近いですね、5億6797万5千円同じく金額の根拠をですね、お尋ねします。

○環境対策課長

福岡県央環境施設組合の規約第14条第2項に基づき負担をしております。負担区分につきましては、議会費、総務費に関する経費及び施設に関する経費については均等割40%、人口割合60%により算出をしております。

○川上委員

同じように、最近の負担金の額の動向をお尋ねします。

○環境対策課長

ここにつきましても、減少傾向がございます。

○川上委員

福岡県は、RDFの期限が来ますでしょう。について、高い負担を加入自治体に求めながらですね、さらに、RDF継続する意向のようです。その辺は調べられていますか。

○環境対策課長

今、委員ご指摘のとおり、飯塚市清掃工場では、ごみ1t当たり処理経費が4万2230円、桂川町の桂苑につきましては4万903円、先ほど言われましたRDFについては、6万4510円となっておりますので、高い経費を充てるということで、このRDFの発電事業につきましては、現在、大牟田リサイクル発電と締結をしておりますので、契約期間が、平成34年までとなっております。この方向性につきましては、各団体と今後については研究を行っているところでございます。

○川上委員

それではですね、運転管理及び溶融炉点検整備費委託料2億9591万円、相手はどこなのか。それから、委託料の算定はどうしているのか、お尋ねします。

○環境対策課長

本市の溶融炉を設計いたしました、新日鉄住金エンジニアリング株式会社の関連会社でございます。日鉄住金環境プラントソリューションズ株式会社、通称NSESと委託契約を結んでおります、委託の算定につきましては、施設の安定的な稼働、経済的な稼働につきまして、精通をしておりますこのNSESにおきまして、運転管理費の年次計画を立て、機械設備の整備を実施するなど、溶融炉点検整備各種を行っております。

○川上委員

直接、溶融炉方式でですね、水滴一粒でも爆発するというような非常に何ていうか、危険と言えば危険。過去にも、全国的には爆発事故が起こったような炉を、我々持っておるということは、自覚しとった方がいいと思うんですけど、それで、この清掃工場の耐用年限、更新時期についてはどのように考えているのか、お尋ねします。

○環境対策課長

ごみ、焼却施設の耐用年数につきましては、国の環境省廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引によりますと、一般的に20年程度を耐用年数、建物におきましては、50年程度と、本市におきましては、操業開始から概ね10年から15年ごとに、大規模な機器更新の設備整備による延命化を図っております。また、環境省の提唱しておりますストックマネジメント手法に則り、平成22年度から平成27年度にかけて、大規模整備を年次計画的に行っているところでございます。

○川上委員

焼却炉とおっしゃったでしょう。これ焼却炉じゃないんですよ。

○環境対策課長

ごみ焼却施設編ということで。

○川上委員

ポーッと燃やすわけやないんですよ。それでね、この清掃向上の炉はですね、日量90トンが1基、もうひとつ余計につけているんですよ、日量90トンをもう1基。全体で180億円くらいかけてるわけです。付随の事業として、健康の森公園事業を行って147億円の事業の組んだぐらい、合わせますとびっくりするでしょう。そういう事業なんです。だから、炉もそう傷むはずがないんですよ。休んでばかりですから、交代交代でやる訳ですから、そのためにそのようにしたというふうにも言うんだけど。ですから、相当長期にきちんとすれば、ごみも減っていったるわけだし、2基も動かさないといけないのかっていう位ですよ。もう、ストックできるわけでしょう。2週間、3週間その間定期点検もできるし、そう考えると、もう何10年でもちゃんとすれば、延命できる、そういう施設だと私は思っています。そこで、予算資料の皆さんの資料17ページに、電力使用量最適化業務委託料が計上されています。これについて説明を求めます。

○環境対策課長

電力使用量最適化業務委託料につきましては、現在まで、環境対策課職員におきまして、九州電力への電力料金の支払い業務をしておりまして、昨年、9月の補正でいただきました清掃工場電力略装化設備整備委託につきまして、工事を行い、この最適化の状況をNSE側側に電気料金を支払わせそして、最適化業務といたしましては、年間で約770万円の効果を表すものでございます。

○川上委員

リサイクルプラザの方にもありますよね。同様ですか。

○環境対策課長

リサイクルプラザ分の電気量につきましても同様でございます。

○川上委員

そうすると、工場の方で770万の縮減効果があるとおっしゃいました。リサイクルプラザの方ではどのくらいを見込んでいますか。

○環境対策課長

145万円程度を見込んでおります。

○川上委員

合計すると915万ということになりますか。これが1年間ですかね。

○環境対策課長

合計では、約770万円の中にリサイクルプラザ分が145万円含んでおるということで、お願いいたします。

○川上委員

この770万円の効果はいつまで続くんでしょうか。

○環境対策課長

これは、電気量の変更があるなしにかかわらず、継続的に続くものでございます。

○川上委員

これは、余熱の利用と関係がありますか。

○委員長

環境対策課長、仕組みがどういうふうになっているから、買わなくて、これで発電して機械を回してますよということをお先に説明したほうが早いよ。

○環境対策課長

この効果の内訳としましては、九電との契約を1550から1450キロワットアワーにすることによって、約210万円の効果がございます。また、技術提供による効果としまして、使用電力量の削減に約490万円。また夜間休日等、電気を使わないときに余剰分が出ますので、約70万円。この分で全体として、770万円の効果を見込んでおります。

○川上委員

私が質問していることに答えないから、もう一回質問しないといかんでしょう。そう思わないですか。私の質問に教えてください。

○環境対策課長

余熱利用とは無関係でございます。

○川上委員

そうすると、今回の委託料だけで7267万5千円ということになるんですね。これは今回で委託が終わるんですか。

○環境対策課長

これは、先ほど申しましたとおり、NSE側で電気料金を支払わせる業務でございますので、本来ならば電気料金は、8386万円程度かかるものが、7616万円程度で収まりますので、今後は770万円程度の効果が毎年あるということでございます。

○川上委員

電気代は、8300万ぐらい払わないといけなけれども、この委託料のほうが安いからここに仕事をさせて、770万円を浮かせるというわけですね。この会社は儲かるわけですね。儲からないですか。

○環境対策課長

人件費等は入っておりません。電気料金を飯塚市で支払っているものをNSE側で代行して支払わせるということですので、儲かるという話ではございません。

○委員長

次に、142ページ、環境センター管理運営費について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

予算書の142ページ、衛生費、し尿処理についてお尋ねします。環境センター管理運営費ですね。委員長、申しわけありません。いまの終わっていなかったです。さっきの清掃行政関連は終わってなかったです。申しわけない。

○委員長

もう、次さえ行って。

○川上委員

いいですか、じゃあ行きましょうね。137ページにごみ収集費があるんですね。さっきの資料との関係ですね。8億2551万5千円があるんですけども、資料34ページ、ごみ処理の状況表、地区ごとの動向、いろいろアンバランスがありますね。この動向の原因が何なのか、どのように分析されているか、お尋ねします。

○環境対策課長

飯塚地区におきましては、可燃ごみ、不燃ごみの増加傾向があらわれております。穂波地区におきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、空き缶、空き瓶で減少があらわれております。筑穂地区におきましては、24年度から25年度は可燃ごみが増となり、26年度では可燃ごみが減少となっております。また、庄内地区、穎田地区におきましては、主に可燃ごみが減少しております。

○川上委員

この資料を見ると、飯塚地区だけが右肩上がりで3年連続なんですね。それから、ほかは全体として右肩下がりなんですけども、筑穂だけがですね、26年度は右肩上がりということに

なっております。いま可燃がと、いろいろとおっしゃったんですけど、地区別の意味合いは何かとらえることができますか。その工場が違うでしょう。工場というか筑穂は桂苑に行くでしょう。飯塚はもちろん清掃工場へいくんですけども、その辺との関係でこの動向について、評価するところがありますか。

○環境対策課長

それぞれの処理場に搬入をしておりますけども、明確な理由につきましては、不明でございます。

○川上委員

それで、予算書にですね、消耗品費が上がっています。指定ごみ袋分と書いています。1億1千万余、計上しているんですけども、これはごみ袋作成費なんですね、お尋ねします。

○環境対策課長

これは、ごみの分別収集及びリサイクルの推進を図るため、指定ごみ袋として、家庭系、そして事業系をごみ袋の作成費となっております。

○川上委員

売上総額、年間どのくらいを見込んであるんですか。

○環境対策課長

1年間で5億2590万3千円でございます。

○川上委員

ごみ袋を値下げしようということは、この予算計上にあたり検討しませんでした。

○環境対策課長

これにつきましては、ごみを出される方の全ての公平を図るためということで、検討には至っておりません。

○川上委員

これだけ市民からも要望出てると思うんだけども、検討もしないということですね。それで、皆さんが出された予算資料の17ページに、明星寺旧ごみ埋め立て地整備費が計上されていますね。1838万5千円となっていますけれども、ここに書いてあるのは分かります。各所改修工事設計委託料が1044万2千円、借地料が114万3千円、どういうことをするのか、説明をお願いします。

○環境対策課長

各所改修工事設計委託料の内訳といたしまして、進入路拡幅工事のための測量設計の委託料、668万1千円、東側裏面の崩落防止のための擁壁設計委託料376万1千円、借地料につきましては、6筆、6名の方から借地をお願いするための費用でございます。各所改修工事につきましては、進入路拡幅工事のためでございます。

○川上委員

工事のスケジュールはどうなっていますか。

○委員長

大丈夫。

○環境対策課長

取得いたしました明星寺旧ごみ埋め立て地は、隣地のソーラーパネル事業地の奥地にあるため、また、高台であることにより、28年度は進入路の仮設の道路の整備、そして29年度に崩落防止のための擁壁設置、調査用の観察用井戸等を設置する予定にしております。

○川上委員

そこに降った雨はどこに流れてきますか。

○環境対策課長

下流に設けられております調整池でございます。

○川上委員

そこ調整池の間には、ソーラーパネルがありますね、そこはどうやって通っていくんですか。その水は。

○委員長

わかるとね。暫時休憩いたします。

休憩 15 : 24

再開 15 : 25

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

ソーラーパネル側の仮設道路側から調整池に向かう予定となっております。

○川上委員

そのソーラー、土地の敷地の中を通るわけじゃないでしょうね。

○委員長

図面を持ってきて説明して、それを聞いた方が速かろう。

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 25

再開 15 : 27

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

ごみの旧埋立地からソーラーパネルの横ヲ仮設道路を通りまして、調整池のほうに入る予定でございます。

○川上委員

それは入りません。低いほうに降ろして行って、そのルートだったらですよ。低いほうに降って行ってポンプアップしないと入らないです。ポンプアップしてまたそこから出すんですよ。入りますか、調整池に。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 27

再開 15 : 29

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

28年度の予算におきまして、進入道路拡幅工事に伴う測量設計委託につきまして、この調整池に向かう水道を、測量を行うということでございます。

○川上委員

微妙に調節池のほうへとかね、向かうとか、どうにでも後で言えるように答弁したのかな。調整池に入るんですか、その水。もう一遍、きちんと教えてください。そういう設計をするんですか。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

絶対入りません。ポンプで上げるしかない。

○委員長

質問者に言いますが、答弁で、先ほどから言うように、設計委託を出すんだから、絶対に入らないとかいう断言は、質問の内容からはずしたほうがいいんじゃないですか。あなたが設計するわけじゃない。

○川上委員

ところで、この調整池は子どもが落ちたり、高齢の方が落ちたらもう多分上がりきれないような状態に今なっているんですよ。これは当然フェンスをきちんとしておくべきだし、それから足を取られるような法面の崩壊が始まっています。こういう予算はここに入っているんですか。

○環境対策課長

その予算は計上はいたしておりません。

○川上委員

なぜですか。自分の水を流し込む調整池が危険な状態のままでもいいわけないから、予算を組むでしょうも、ここで。なぜここで予算を組まないんですか。検討しました。自分の水が流れていくんですよ、あなた方の言い分だと。それで事故が起こったらどうするんですか。フェンスがないんだから、絶対子どもが入れないようにしないといかんでしょ。そのお金はここで組むんじゃないんですか。どこで組むんですか、そしたら。

○建設総務課長

ため池、それから調整池の周りに関するフェンスということでお答えさせていただきます。現在、出入口の付近につきましてですね、フェンスを施すための工事を発注いたしております。これによりまして、一般的には下のほうから調整池、ため池のほうには入れないというふうに考えています。なお、現在は木杭を打ちまして、黄色ロープで囲いをいたしております。

○川上委員

ああいうのは調整池とは言わないですよ。法のところにきちんと子どもが入れないように、その忍者返しみたいな感じで配置して初めて調整池でしょう。下のほうに門扉をつくったぐらいじゃだめです。これは、くどいけど、環境のほうで水を流すんだったら、そこに。その水で子どもが溺れたりしたらいけないんだから、環境が予算を出さな、誰が出すんですか。ほかは出すとこないでしょう。水を持ってくるところがおさえるんじゃないんですか。そういう検討の仕方をしないと、予算はつかないんじゃないですか。

○委員長

川上委員、予算質疑から大部外れてきよう。調整池の予算じゃないから。その調整池の法面とかというのは予算から外れようから、ちょっと質問の内容を変えてください。

○都市建設部長

今お尋ねの調整池の部分とため池部分が2つございます。先ほど建設総務課長が申しましたとおり、入り口付近はまずは今年度予算ということですね、入り口の道沿いのところにフェンスを設置する部分を、今年度内で発注をかけております。それといま言われるため池と調整池、ため池の部分につきましては、いま農業施設というところの位置づけの中ですね、フェンスの部分については考えていきたいというふうに思っております。それとあわせて、その調整池の部分、あそこの部分につきましては、全体が法を緩くしております。当然、水がたまれば危ないというところはございますけども、調整池の部分につきましては、基本的には水がたまらないという部分が基本的でございますので、水を常時ためている、ため池とは違いますので、そこの部分については、先ほど申しました安全性の確保から見ると、ため池と調整池の部分も合わせたところで、今後関係部署と予算等々も含めて、考えていきたいというふうには思っております。

○委員長

川上委員、その調整池の件は予算外だから、その件は深く質問をしないでください。予算に上がっている分の審議をしてください。

○川上委員

調整池、危険な程度にたまっています。そして、普段は水がそのくらいだから、フェンスも

あんまり要らんでしょうみたいな言い方されたけど、増水したときだけじゃなくて、今も危険なんだけど、増水したときに危険でしょう。するっと落ちるような状態でしょう。あんな危険なものを何も言えないであなた方はもらったわけでしょう。これで合意事項を履行したということで。いつするかははっきりしないと非常に危険ですよ。そのうちぐらいじゃ間に合わないかもしれない。これは厳しく指摘しておきたいと思います。質問を終わります。

○委員長

環境センターはいいと。

○川上委員

予算書142ページ、衛生費、し尿処理費、環境センター管理運営費についてですね。この環境センターの現在の能力、どういう状況にあるのか、お尋ねします。

○環境対策課長

処理能力につきましては、1日90キロリットルの処理を行っております。

○川上委員

追加資料としては35ページ、関連で資料を出していただいています。環境センターが、対応するのは、この資料のうち飯塚地区、旧飯塚市だと思いますけど、そこだけですか。

○環境対策課長

そのとおり、飯塚地区のみでございます。

○川上委員

せっかくですので、非常に簡潔で構いません。このし尿収集の状況についてですね、今後の方向性についても含めてどう評価されておられるのか、公共下水道との関係とか含めて説明を求めます。

○環境対策課長

近年の状況におきましては、し尿につきましては、若干の減少傾向になっておりますけども、浄化槽汚泥につきましては、増加傾向にございます。現在、環境センターにおきましても、この状況は変わらないのではないかとというふうに認識をいたしております。

○川上委員

電気計装設備更新委託料が2千万余計上されています。これについてどういう更新を行うのか、どこに委託するのか、お尋ねします。

○環境対策課長

電気計装設備更新委託料につきましては、メインのコンピュータに接続されております各種計装機器の取り換えを行います。委託相手先につきましては、ここの施設を建設しましたクボタ環境サービスに委託予定でございます。

○川上委員

同じく143ページの機械設備更新委託料、債務負担行為ですね。1億2300万余ですけども、これは何で、どこに委託するのか、お尋ねいたします。

○環境対策課長

これにつきましても、施設の設置業者でありますクボタ環境サービスに委託する予定でございます。

○川上委員

それではですね、機械設備更新工事2億7200万、これはどういう工事で、どこに発注するのか、お尋ねします。

○環境対策課長

これにつきましては汚水配管工事、これにつきましては地下のポンプ等の各種設備工事を行います。発注先については、地元を予定しております。また、汚泥脱水機設置工事につきましては、従前、終末処理場へ希釈を行い移送をしておりますけども、その分をこの環境センター

内で全体量を処理できるような工事となっており、委託先につきましては、クボタ環境サービスを予定いたしております。

○川上委員

後ろのほうからいくと、終末処理場に持って行っていたのを今後やめると、環境センター内で処分できるようにするということですかね。それはクボタに頼むと、その前に機械設備更新工事2億7千万余について、地元が発注予定と言われましたね。どういう意味ですか。

○環境対策課長

先ほど2億とは申しございません。汚水管の配管の工事につきましては、7600万程度となっております。

○委員長

それは違う。それは質問者が言うとおりに、あなたが説明したときは、2億7200万に対して、機械設備更新工事代を地元ということでは言った。訂正するなら、しなさい。

○環境対策課長

失礼いたしました。全体金額は2億7200万となっておりますけれども、そのうちに、2つに工事が分けられるということでございます。

○委員長

分かった。いやいや、この汚水管配管が7千いくらかかるの。そのうち、2億いくらのうちね。環境対策課長、もう一度分かるように説明してください。

○環境対策課長

全体で2億7200万円でございます、その2つの工事がこの中に含まれております。1つが汚水配管工事、これがね7601万1千円、それと、もう1つの工事が1億9598万9千円でございます。この最初の7601万1千円のほうを地元の業者発注予定ということでございます。

○川上委員

1億9千万のほうはクボタにさせるということなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:43

再開 15:59

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

先ほど申しました、汚泥脱水器設置工事につきましては、建設当時から、施工業者でありますクボタ環境サービスに随意契約をする予定でございます。汚水配管工事につきましては、一般競争入札を考えております。

○委員長

次に143ページ、労働会館運営費補助金について川上委員に質疑を許します。

○川上委員

予算書の143ページ、労働会館運営補助金について、お尋ねします。追加資料36ページに資料を出していただいています。改めてということになりますけれども、労働会館の設置目的、それからここでは、運営状況と書いてありますけど、利用状況ということであると、お尋ねします。

○商工観光課長

まず、労働会館の設置目的でございますが、労働者の福祉の向上を図ることを目的としまして、地域の労働者の福祉向上を図る拠点として、飯塚市労働会館を設置しまして、運営を行っているものでございます。利用状況、運営状況につきましては、資料にございますとおり、会

議室の利用とそれと事務室の利用がございまして。運営につきましては、飯塚労働会館運営協議会が行っているところでございます。

○川上委員

この補助金は、どこが受け取るんですか。

○商工観光課長

補助金の支出先になりますが、飯塚労働会館運営協議会で行ってございまして、構成員は、労働者代表委員、公益代表委員の10人で構成された団体でございます。

○川上委員

この団体は、その労働会館運営だけを目的にした団体ですか。

○商工観光課長

そのとおりでございます。

○川上委員

この補助金はですね、何に使用されることになっておりますか。

○商工観光課長

労働会館の基本的な維持管理経費になります。設備の施設の維持管理経費に係る経費を補助金として、市が出しているものでございます。それで運営を行っていただいているということでございます。

○川上委員

そうしたらですね、この利用団体と書いていますね。その他に入居団体と書いていないですか。この入居団体というのは、市が入居を認めておられるわけですか。入居というのは。

○商工観光課長

この入居につきましては、飯塚労働会館の運営協議会に申請が出されて、そちらの方で諮られて、入居団体が決められておるところでございます。

○川上委員

どの団体が入居するかしないかについては、市は関知しないということになっているわけですか。

○商工観光課長

この労働会館、運営の目的がございまして、労働者の福祉向上に資する活動を行う団体、それと、その他福祉の向上を図ることを目的とした団体とが利用可能ということになっております。その申請につきまして、飯塚労働会館運営協議会に申請書を出されて、事務室なり、会議室の使用をそこが運営を許可していくということでございます。

○川上委員

事務局はこの団体の中から事務局は選ばれているんですか。事務局はどの団体ですか。

○商工観光課長

飯塚労働会館運営協議会につきましては、労働団体等構成されております。例えば、福岡県教育委員労働組合の嘉飯支部、遠賀川支部、それとか、嘉麻市職員労働組合連合嘉飯地区連絡会地域共闘会議、桂川町職員労働組合、福岡県高校職員労働組合の嘉飯支部、全自交・筑豊タクシー労働組合、飯塚オート労働組合、U I ゼンセン前線同盟、さかえ屋ユニオン、福岡県高校職員退職者労働組合嘉飯山支部の10名で構成をされた団体でございまして、そこが事務局を持ってあって、この事務局が労働会館の中においてあるということでございます。

○川上委員

そうしたら利用したいというときはもちろんですけども、うちの団体も労働福祉関係の団体も、その入居を希望するというときは市に相談するわけですか。それとも今、事務局が分からなかったですね、どこに相談したらいいんですか。

○商工観光課長

この飯塚労働会館運営協議会の事務局が、労働会館の中に入っておりますので、そちらのほうに申請をしていただくということになります。

○委員長

質問者がいいよるのは、この団体の中に、代表する事務局があるのかということ聞きよるわけですね。もしなかったら、どういう事務局が窓口ですかということ聞かれとるわけですね。

○商工観光課長

今、先ほど申しました各団体が入っておりますが、事務局長の方が、連合嘉飯地区連絡会地域共闘会議の方が、一応事務局長をされておりますので、そちらのほうに申し込みをしていただくような形になっております。

○委員長

145ページ、職員給与費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書145ページの農林水産業費、農業総務費の中の職員給与費なんですね。職員20名ということになっております。内訳、それから、農業振興に関する業務、こういったことをされておるのかですね、概要をお尋ねします。

○農林振興課長

農業総務費に計上しております、職員20名の内訳につきましては、農林振興課農政係5名、農業土木課3名、各支所経済建設課12名の合計20名となっております。農業振興にかかります、業務の関係で、農林振興課につきましてご説明をさせていただきますが、農林振興課は、農政係と農林振興係の2係で構成をしております。農政係の業務につきましては、農業の振興、農林金融、米政策、農業振興地域の整備、農業共済事業の連絡調整、農業関係団体に関することでございます。農業総務費ではございませんが、次のページの農業振興費のほうで、もう一つの農林振興係5名の給与を計上しております。この農林振興係の業務といたしましては、土地改良の調整、林業関係、畜産業、有害鳥獣に関することなどがございます。

○川上委員

私は、代表質問の中で、本市の地元産業の応援についてという質問をしましたがけれども、その1番について、農林業を挙げたんですね。私は、基幹産業として再生させていく、そういう分厚い構えを持つべきではないかというスタンスで質問しました。答弁はですね、市としても、農業を大事にしたいと、特に新規就農者等を大事にしたいという答弁でしたけれども、その基幹産業として再生させていくという覚悟がないものだったろうと思うんですよ。それで、私が今体制20名、それから業務の内容について伺ったんですけども、やっぱり、決断して、飯塚市は農業を基幹産業にして、初めて、これからの将来展望があるんだというふうに私は思うんですけど、そこのところははっきり、するべきだと思います。その上ではですね、過疎地域自立計画促進計画ですか、のときにも述べたんですけども、5年前の筑穂支所に農林課を配置して、仕事がしやすいという面と、いや、本庁から遠くなるから困りますという面もあるかもしれないんですけど、今農業している人、これからしようと思っている人、どうしようかと思っている人達に飯塚市は農業基幹産業に位置付けていくんだというメッセージを発することになるだろうと思うんですよ。それで、この筑穂支所を農林課を置くことを検討してもらいたいと思っています。それから――

○委員長

いいですか。

○川上委員

いやいや。続けてですね、この振興事業費なんですけど、その11億――

○委員長

それは次にある。別に質疑出しています。その給料の分はいいですか。いいですか。はい。
次に、147ページ営農業振興事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

失礼しました。予算書のですね、147ページですけども、農業振興事業費が11億余っているんですけども、経常ですが、その先ほど言った立場からですね、どう見ると言うことなんですか。それで、ほかの市町村と比較すると、どういう位置にこの額があるのか、お尋ねします。

○農林振興課長

農林水産業費におけます本市と他市町村との比較ということでございますが、比較ができる数値といたしまして、平成26年度の決算額でご説明をさせていただきます。これによりますと、飯塚市が11億4992万7千円で、歳出総額の1.7%を占める数字となっております。これに対しまして、近隣の自治体といたしまして、まず、嘉麻市におきましては、9億4959万8千円で歳出総額の3.5%、直方市では6億6629万円で、歳出総額の2.7%、宮若市におきましては、5億8813万円で歳出総額の3.5%という状況となっております。

○川上委員

一般財源の活用がどうなっているか、本市の実情に合った独自施策にはどのようなものがあるか、お尋ねします。

○農林振興課長

平成28年度予算におきまして、一般財源で対応するものとしたしましては、国の補助事業で、県が4分の1、市町村が4分の1を負担することを条件に、国が事業費の2分の1を補助するものがございます。その4分の1相当を一般財源として対応するもの。そしてもう1つが、そのような条件とは別に、市独自の事業として、事業を行う一般財源で対応を行うもの等がございます。市の独自事業といたしまして、主なものといたしましては、麦、大豆等の生産振興補助金、新規就農支援を行う、がんばる農業応援事業などでございます。なお、国、県が事業費の一部を補助する事業で、市町村の負担を条件としないものにつきましては、事業実施者の農家が負担をする場合もございます。

○川上委員

国が誘導している政策には気をつけないといけないものが幾つもあるだろうと思うんですけど、しかし、それでも農家の皆さんからにとって、これがぜひという場合は、乗っていきたいというのがあると思いますけど、今おっしゃった、それでも例えば、4分の1は農家が持たないといけない。その4分の1が苦しいということがあるわけでしょう。そこを一般財源で市がカバーできないかということがあると思うんですけども、その辺はどうですか。

○農林振興課長

ただいまのご説明いたしました4分の1については、市が条件として負担することを条件に、国が4分の1を負担するというような補助の成り行きになっておりますが、それ以外で、市や県が負担を条件としないような補助事業、例えば、事業費のうち2分の1が国補で賄われて、あとの残りが例えば、農家の負担という形の補助事業がございますので、そういった意味での補助事業の農家の軽減ということでございますけども、農業経営におけます財政支援は非常に大事なことであります。これまで農業関係者からもそのような要望をお聞きしているところがございますので、そのようなことも検討していかなければならないというふうに思っておりますけども、本市の財政状況との関係にかかわることでございますので、関係各課と協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

ちょっと私が勘違いしました、国が2分の1、農家が2分の1の場合、農家の2分の1の一

定額を市がということですね、了解しました。それで、ケースバイケースで考えるということもあるでしょうけど、その根本においてですね、飯塚市の農業振興費の構成比が1.7%というわけですから、これ自身をもう3%に最初から引き上げると、というような教育費のときは私は、教育費をと言いますけど、その覚悟決めるわけですよ。何カ年かは傾斜配分して、農林、農業振興費に3%とかですね、この覚悟が経てば5カ年とか、一定の力集中できます。そういうことをしてでも、分厚く今、飯塚市の場合は、今ある農家を支援する。それから、これからはやってみたくて、土地はないけどやってみたくてという人とかたくさんおられますので、相当な勢いでサポートする人があるんじゃないかと。そうすれば、絶対いいことがありますよ。そういう政策展開を求めたいと思います。この質問を終わります。

○委員長

次に、149ページ有害鳥獣の駆除対策事業費について光根委員に質疑を許します。

○光根委員

149ページの有害鳥獣駆除対策事業費でございます。有害鳥獣駆除対策事業費についてお尋ねいたします。まず、現状とですね、駆除対象の鳥獣の種類、駆除の方法と駆除期間、駆除の体制及び補助金交付の内容についてお示してください。

○農林振興課長

有害鳥獣駆除の現状につきまして、まずは駆除対象の鳥獣につきましては、主に農地を荒らすイノシシ、シカなどや、農作物被害とともに人に危害を与える恐れがあります、サル等が対象でございますが、本市におきましては、イノシシ、シカの駆除が中心となっております。次に駆除の方法といたしましては、銃器による駆除とイノシシに限りましては、箱縄による捕獲駆除も併せて行っておりまして、駆除期間につきましては、現在国の緊急捕獲事業を実施しておりますことから、1年間を通じて通年で実施をしております。また、駆除の体制といたしましては、市内の猟友会会員で構成をします、鳥獣被害対策組織を編成し、現在銃器、箱縄両方の免許取得者27名、銃器の免許取得者21名、箱縄の免許取得者17名の計65名で対応しております。最後に、補助金交付の内容につきましては、主なものといたしまして、まず鳥獣被害対策実施隊報酬は、市民から寄せられました被害状況をもとに、現地に赴き、対応や対策をするもので、1回当たり2千円の支出でございます。有害鳥獣駆除対策事業費補助金は、主に4月から10月までの期間に駆除した、イノシシ、シカ1頭あたり7千円の補助金を駆除員に交付するものでございます。また、平成25年度から鳥獣被害防止緊急捕獲等対策が講じられ、年間を通して駆除を行った際には、1頭当たり8千円の補助金が飯塚市、嘉麻市、桂川町で組織をいたします嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会から交付されることとなっております。

○光根委員

この捕獲された有害鳥獣はどのような形で処分されるのでしょうか。また、先ほど、イノシシとシカと言われましたけれども、ほかにサルとか、カラスなどもありますけれども、その駆除の状況はどのようになっておりますでしょうか。

○農林振興課長

捕獲をしたのち、殺傷処分をいたしましたイノシシ、シカにつきましては、ごみ焼却場での焼却をしたり、私有地に埋設をしたりするのが一般的でございますが、食用として販売する場合には、食品衛生法により法令で定められた処理加工を行っていくこととなります。次にサルにつきましては、年間に1回から2回程度市民から出沒の通報がある程度でございますけれども、その際には、警察と連携をいたしまして、現場での警戒を行うとともに、小中学校の近辺や通学路などがある場合には、学校に連絡をいれたり、あるいは自治会長に一方を入れて、被害の防止に努めておるところでございます。また、カラスにつきましては、大豆などの播種時期に被害があることからその時期に合わせまして、被害防止対策、自治体による銃器での駆除を行っているところでございます。

○光根委員

現状についてはわかりました。その中で問題や課題となっていることはありますでしょうか、また、そのことを含めまして、今後の対応として、考えていることがあれば、お聞かせください。

○農林振興課長

有害鳥獣駆除に関する問題点でございますが、まず、駆除員が高齢化をしておりますことから、今後駆除活動を継続していくことに不安がございます。また、鳥獣保護及び、管理並びに狩猟の適正化に関する法律を初めといたします動物愛護の観点から、むやみに有害鳥獣の捕獲、駆除ができないことから、銃器や、箱罠を使うには免許を取得する必要があり、駆除の方法も考えていかなければならないというふうに考えております。このようなことから、駆除員の高齢化につきましては、近年有害鳥獣駆除を事業とする民間業者が出てきたりしておりますので、そのような事業者の今後の動向を調査研究しながら、駆除のあり方を研究して、検討してまいりたいというふうに考えております。また、殺傷されるイノシシの鳴き声を再生して流す装置や、日本では絶滅したと言われております天敵のオオカミの尿の成分と同じ薬品を散布することで、イノシシやシカを近づけない方法が開発されております。平成27年度におきましては、試験的にそのような装置等を購入いたしまして、効果の検証を行い、結果によりましては、普及していきたいというふうに考えております。

○光根委員

ありがとうございます。有害鳥獣の駆除に関しては大変な労力を用すると思っておりますが、特に農業経営者にとっては、重要な問題でございます。平成28年度には新たな試みも行うということでございますので、ぜひ積極的に取り組んで問題解決、被害防止に努められますよう、お願いし、質問を終わります。

○委員長

続いて、畜産業費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書149ページに、農林水産業費畜産業費についてお尋ねをします。追加資料をいただいています。37ページ、これ見させていただきました。その上で、福岡の予算書ですが、福岡の畜産競争力強化対策事業費補助金476万の内容をお尋ねします。

○農林振興課長

本事業につきましては、目的が畜産農家の省力化の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力、生産基盤を強化することにより、畜産、酪農の競争力の強化を図るために補助されるということでございます。補助率につきましては、3分の1が県の補助という事で、残りの3分の2につきましては、農家の自己負担というふうな形になっております。

○川上委員

市は通過するということですね。この際ですね、畜産関係農家の戸数、規模、どのようになっているか、お尋ねします。

○農林振興課長

畜産農家の現状についてでございますが、まず、農家戸数では肥育牛農家戸数が、市内で111件、乳牛の酪農農家戸数が10件、鶏の採卵が6件、養豚農家戸数が3件の合計30件となっております。生産規模につきましては、30件のうち9件が法人組織での経営で、残り21件が個人農家経営となっております。肥育牛では、一番少ない頭数が14頭、一番多い農家が641頭の経営です。乳牛では、6頭から60頭、鶏の採卵では4千羽から、7万4500羽、豚では618頭から1329頭の経営規模となっております。

○川上委員

今、アメリカの大統領選挙が行われていますけど、その候補者は誰もTPP推進と言わない

んです。しかし、日本政府は、甘利さんが頑張ってきたということで、TPPの批准をやるう
ということで、国会に提出するんですね。それで、懸念を施政方針で表明されておりましたけ
ども、必ずしも大TPPがどうなるかわからないということがありますけど、もし、これが、
その方向にいつてしまえばですね、本市の畜産農家は壊滅するんじゃないかと心配するん
です。本市として、TPPにちょっと待てという声をあげると同時にですね、こう下支えする構
えをつくる必要があると思いますけど、そのようなことは、今回の予算計上に当たりですね、
考慮されたのかどうか、お尋ねします。

○農林振興課長

ご指摘のとおり、今回、大筋合意されましたTPPの関係ではですね国内、県内におきまし
て、生産額について減額をするような予測が出ております。そのような中で、競争力強化とい
うことですね、今回、補助事業を活用して、予算の計上をさせていただいておりますけども、ほ
かのメニューにつきましても、畜産農家のほうに補助事業等を案内しながらですね、より活用
ができるようなおとでですね、私たちも一緒になって、畜産農家が衰退、消滅しないようにで
すね、させていきたいというふうに考えておりますので、本年度の予算につきましては、この
補助事業1本でございますけども、今後、新たな国の政策等が出ましたら、いち早くそれを掴
み取りまして、農家の方につなぎましてもし予算等の計上が必要でありましたら、補正予算等
の計上もですね、対応していきたいというふうに考えております。

○川上委員

決意は非常に重要と思います。しかし、国がですね、ちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが
けども、その地元が望むような、この分野で政策を打ち出しきるとは、ちょっと難しいと思
います。ですから、その国の有効な政策が出たときにはということもありますけれども、そう
でなくてですね、本市としてその構えをつくるというのが大事だと思います。それともう1つは、
その競争力というふうに言われますけれども、大きくいえば、競争力なんでしょうけれども、
本市域内において、こういう畜産業があつて、そして例えば、筑穂牛の農家は、九州で表彰さ
れるとか、全国でも表彰をされてくるとかそういうこともあります。ブランド卵もあるわけ
ですね。ですから、地域に根差して、その農家を支えていくと、畜産農家を支えていくとい
うことで、なんといふかなあ、オーストラリア肉と戦うとかいうのもありますけど、その地域で親
しまれて伸びていくというような役割を、市がすることは、重要ではないかというふうに思っ
ています。この質問を終わります。

○委員長

次に、153ページ、農業構造改善事業費について川上委員に質疑を許します。

○川上委員

これは、2、3お尋ねします。153ページ、農林水産業費、農業土木費、農業構造改善事
業費についてです。資料が、追加資料37ページに出していただいております。見させていただ
きました。それで、このうちですね、お尋ねしたいと思うのは、上穂波東地区県営土地改良事
業なんですけれども、まずですね、事業内容、規模、件数についてお尋ねします。

○農林振興課長

事業の説明をさせていただきます。まず、事業主体につきましては、これは福岡県でござ
います。予定の工期が、平成20年度から平成28年度までの工期でございます。受益面積は
33.3ヘクタール関係農家が75件で、主要工事といたしましては、整地工先ほど言いま
した受益面積と同じ33.3ヘクタール、用水路工7.7キロメートル、暗渠溝2.5ヘクタ
ール、道路溝5.6キロメートル、排水路工、4.1キロメートル客土工1.4ヘクタールで
ございます。総事業費は6億1900万でそのうち事業費が5億9千万円、事務的経費が
2900万円となっております。事業の負担率につきましては、資料のほうで乗せております
ので、その率ということでご理解をお願いいたします。

○委員長

次に、154ページ、浸水対策事業費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

154ページ、農林水産業費、農業土木費、浸水対策事業費についてお尋ねします。予算資料、追加資料を出していただいています。38ページ、A3の折り込みになっているものですが、この資料は、土木と農業土木と一緒にしているそうです。それで、このうちですね、農業土木にかかわるもののうち、まず番号があります。上のほうに18番とあります。鮎田井手ノ上用排水路改修事業、今年何年目でしょうか。これについて説明を求めます。

○農業土木課長

お尋ねの鮎田井手ノ上用排水路の事業概要から説明をさせていただこうかと思っております。まず、場所でございますが、工事概要説明書、説明資料のほうの60ページに位置を記載しております。場所は、鮎田地区下流側には、鮎田小学校、その前に県道が走っておりますが、それから栗尾のほうへ向かって水路が、流れてきております。逆ですね、栗尾のほうから、鮎田小学校の方へ流れてきております。そこの部分を改修計画をやっているわけでございますが、この事業の内容としましては、水路断面の拡幅計画における浸水の軽減を図るという目的で、事業を進めておるところでございます。全体事業延長につきましては、640メートル、200号バイパスの交差した部分、水路のところですね、そこを完了位置と予定しております。事業につきましては、23年度調査設計を行いまして、24年度より工事を開始しております。最終年度は30年度を完了という予定で進めておるわけですが、全体事業費としましては、約7億2900万です。そういう予定の事業でございます。

○川上委員

これは、平成15年、7.19のときもですね、道からかなり、道の横に水路があり、その横に一段落ちて、かなり落ちて水田があるんですけども、この道の横にある家が1メートル近く水没したわけですね。だから、どれだけ水田全部海みたいになったんですけども、どれだけの量の水が、溢れたかということになるんですけど、実は、それに近い事態がもう一度起こるんですね。それは、鮎田工業団地ができたあとです。それ以前から、地元から要望があっていたこの改良なんだけども、これは囲堰があるのか、この上のほうのところ、隘路になってですね、なかなか事態が開けなかったんですけども、これは工事が始まったと聞いていますが、これは、途中なんだろうけど、工事が始まってですね、浸水は緩和が始まりましたか。

○農業土木課長

この工事を始めましてから、大きな豪雨等はありませんでしたが、今現在、完了している部分につきましては、完了後、小さな雨などのときに現地等も確認にまいっております。従来ですと、大体小さな雨でもすぐ水路が8割程度の水路、流水を行っていったわけですけど、今回水路の改修といいますのが、現況が縦1.2メートル、幅が3.1メートルのものを高さ2メートル、幅4.2メートル、断面的に言いますと、約2.25倍ぐらいの拡幅をしております。そういう中で、現地確認をやったときには半分程度の流水で、下流へスムーズなもので、流れ出しておるという状況でございます。

○川上委員

分かりました。1度ですね、鮎田工業団地の辺りから水が合流するところを、よく雨が降るときに確認して見ておく必要があると思っております。それから、そうですね、これでいったほうがいいですかね。工事概要説明資料の62ページに、金池用排水路改良工事の図面があります。失礼、先ほどの追加資料では、中期の12番になりますけども、予算が7900万皆増で出ています。これについておたずねします。

○農業土木課長

金池用排水路の事業概要でございます。先ほど事業概要を説明資料の中の62ページに位置

を記載させていただいております。場所は柏の森地区でございます、ちょうどこの金池地区といいますが、近大のほうからの流れ込み、図面で見ると黒い大きなラインは入れておりますが、その上部のほうから流れ出てくる水路、これは大谷池水系と私たちは呼んでおります。それともう1つ右側のほうに三緒浦ため池というため池がございます。そちらのほうから流れ出てくる水路、その2つの水路がちょうど今回計画しております金池地区において合流をしているものでございます。この水路を現在計画をしておりますのが、道路下に水路敷きが流れ出ております。これを改修を行おうとすると、全面通行止め等の大きな工事になるような形になりますので、これにバイパス的に歩道下にボックスカルバートをいけて下流へ流し出していこうという計画をしているものでございます。延長といたしましては、100メートル程度を予定しております。

○川上委員

予算資料をもらってね、現場に行ってみたんですけども、地域の方のお話を聞くとですね、この水路をつくるラインがありますね。そのすぐ右側に細い三差路がありますでしょう。ここがすり鉢の底みたいになっていて、ここに、私背が低いから大体頭ぐらいまで行くところまで水が来るようなことがあったと。今でも少し雨が降ればすぐ浸水ということで、住宅が密集しているところでもあるので、危険でもあるんですよ。これによってここは改善ができるんですか。

○農業土木課長

まず、ここの地区の改善が可能かどうかというお話ですが、先ほどお話しました。大谷池、近畿大学の前にある、ちょっと図面の中には入っていないんですけど、その農業用ため池がございました。それが農業用としての機能をなくしておりましたので、その部分で約調整容量1万4700立米の調整池を完了しております。そしてさらに、その下流におきまして2300立米の調整池を新設しておるということで、下流域への流量をそこで調整しております。それともう1つ、三緒浦池へのほうも同じく農業用としての機能をなくしておりますので、そちらのほうも調整容量2万5千立米の調整が可能な調整池としての回収をやっております。そういうところで従来、直接的にこの金池地区へ水が押し寄せてきたものを、事前に上流部で調整を図っておりますので、今回入れますバイパス管につきましては、その効果も出てくるのではなかろうかというふうに考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:47

再開 16:47

委員会を再開いたします。

156ページ、荒廃森林再生事業費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の155ページ、荒廃森林再生事業費、追加資料の39ページに資料があります。どういふところを対策しているのか、これですともちろんわかりませんが、例えばこういうところかというのをですね、教えてもらいたいと思います。

○農林振興課長

荒廃森林整備事業につきましては、これは平成19年度に福岡県で導入されました森林環境税を財源といたしまして、平成20年度から10カ年間にわたって事業を実施しているものでございます。対象としております森林の内容でございますけれども、おおむね15年以上施業がなされていない人工林で、なおかつ県営林や市町村については、これは除かれております。主にスギ、ヒノキの人工林で、15年以上施業がなされていない森林を整備することによりまして、災害の起きない健全な森林を育てていこうということで、目的として事業実施をしている

ものでございます。

○川上委員

本市では対象面積がどのくらいで、実績があると思うんだけど、その実施率、これはこの資料でどこを見ればわかりますか。

○農林振興課長

お手元に資料をお示ししておりますが、枠の下のほうに平成26年度までの集計というところで、ここに事業対象面積が1851.28ヘクタールに対しまして、26年度までに実施をいたしました面積が1632.64ヘクタールということで、26年度末までの実績で、88.19の実施率ということで、こちらのほうに表で示させていただいております。

○川上委員

先ほどのお話では、その森林環境税が財源であって自己負担はないということですかね。税金はまだ払っているんでしょうけど。それで、100%、やや期間があるということですけども、100%に至っていないのはなぜか、お尋ねをします。

○農林振興課長

実施率が100%に達していない原因といたしましては、まず整備の条件といたしまして、20年間の転用禁止というのがございます。そういったことで、整備に踏み切れないということ。それからもう1つが10年間の事業期間でありますので、経過を見ている所有者があるというふうなことでですね、そのようなことが大きな原因として、100%にはちょっと達していないということでもありますので、29年度までの事業になっております。残り2カ年間の間に100%に近づくように努力していきたくというふうに考えております。

○川上委員

私は竹が風にあおられたり、何て言うかな、霧の中で揺れるさまというのは美しいかなと思うんだけど、山が竹に侵食されているのはどうかなと。それで、この竹の伐採にもこの荒廃森林再生事業に適應できないのかと、お尋ねします。

○農林振興課長

先ほど説明いたしました本事業、人工林の整備で間伐が施業ということになっておりますけれども、侵入しましたの侵入地区がスギ、ヒノキ林の荒廃の原因となっている場合につきましては、これはその対策といたしまして、侵入地区の除去を同時に行うということになっております。

○川上委員

竹も対象ということですね。まずは100%頑張るといふことなんでしょうけど、今までの取り組みによってですね、災害防止もというお話もありましたけど、どういう効果が出ておるのか、どう判断しておるのか伺いたいと思います。

○農林振興課長

これは効果と言いますか、目的が未整備になっております森林を再生していこうというようなことで整備を進めているものでございます。したがって、整備の実施率が進めば進むほど整備がされたということになってくることとございます。ただ、飯塚市におきましては、先ほどご説明いたしました90%に近い実施率でございますけれども、福岡県内を見ますと、最新の数値で63%というふうな実施率になっております。そういったことから、この実施率をですね、100%にしていくということが、当面この目的達成のためにやらなければならないということとございますので、そういった意味では、残り2年間の間にそういった数値を高めていくということで、整備をやっていくということで、災害防止等、それから森林の保全、森林につきましては、単なる木材を搬出するというだけでございませぬ。多面的な機能がいろいろございますので、そういった機能の保持、向上というふうなことに、これによりまして、つなげていくということとございます。

○川上委員

私は、福岡県のこの財源はいかかと思うんですけれども、その森林を大事にしなければならぬという点では、完全に一致していると思いますので、ぜひ頑張ってもらいたいというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

次に、157ページ、工業団地管理について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書157ページ、商工費、商工総務費、工業団地管理費についてお尋ねします。741万8千円なんですけれども、どこを管理しているのか、お尋ねします。

○産学振興課長

工業団地管理費、施設維持管理手数料417万1千円につきましては、産学振興課が所有しております津島工業団地ほか8カ所の草刈り手数料400万円を計上いたしております。8カ所の管理ということでございます。

○川上委員

津島工業団地ほか8カ所なら9カ所じゃないですか。ごめんなさい。余計なことを。

○委員長

訂正で9カ所ですね。

○産学振興課長

訂正させていただきます。9カ所です。

○川上委員

そこですね、健康の森公園エリア内にある目尾工業団地、これは鯉田工業団地造成中ですね、緊急性があるということで、つくったんですね。これはまだ売却してないんですね。予算計上のときから納得いかないとか言っているんですけれども、ここの見通しはどうか。

○産学振興課長

目尾の工業団地につきましては、ただいま、ある企業と交渉をしているところでございます。

○川上委員

この工業団地について、お話ししますと、例えば、後牟田工業団地の中に太陽光発電ができてはじめましたね。それから、不動産会社の土地が使えますよというのが出ていますよ。だから、新しい工業団地が必要だということで、いろいろとこの間工夫をしてきたところがあって、随分、批判したこともあります。なんだけれど、一方でかつて開発した工業団地等がその役割が失われている現状があるんですよ。これは、民有地ですから、ということでは我関せずというわけにはいかないんじゃないかと。工業用地としては、優良地のはずです。こういったところにも、きちんと目を向けておく必要があるんじゃないかと。とにかくメガソーラーは、文句も言わずに働くというのが、メガソーラーの開発業者のセリフですからね。雇用は発生しないわけですよ。瞬間的に、つくるときには発生するかもしれない。工業用地でメガソーラーをやれるとやっぱり、胸が痛いでしょう、お互いに。だから、民間になった土地についても、よく動向を把握して、いろいろとルールがあると思いますけれど、考えていったほうがいいのではないかと述べておきたいと思います。質問を終わります。

○委員長

次に、159ページ、中小企業支援融資事業費について、田中裕二委員に質疑を許します。

○田中裕二委員

159ページ、商工費、商工業振興費、中小企業支援融資事業費について質問をいたします。数年前からこの中小企業振興策として、市独自の融資事業は、その利用者がほとんどなく、中小企業の振興策にはなっていないのではないかと、再三指摘をしてみました。この28年度は8600万円の予算計上がされておりますが、この飯塚市中小企業融資制度の概要につい

て、お尋ねをいたします。

○商工観光課長

飯塚市中小企業融資制度は、中小企業の振興、育成を図るために飯塚市内の中小企業者に対して、必要な資金を融資する制度でございます。目的に応じまして、事業資金や設備近代化資金、企業支援資金などの制度がございまして、それぞれの制度ごとに、融資対象や使途、貸付限度額や貸付利率などの融資条件が定められておるものでございます。

○田中裕二委員

先ほど言いましたように、今までこの利用者はほとんどいらないということを申し述べましたけれども、この過去5年間でこの制度の利用件数はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○商工観光課長

利用件数につきましては、平成25年度におきまして、事業資金の制度の利用が1件あるのみでございます。平成27年度におきましても、現在のところ制度の利用はございません。

○田中裕二委員

25年度に1件、26年度、27年度いま現在で、この利用者がいないということでございますが、これはどのように考えられておりますでしょうか。過去5年間で利用件数が1件という理由はどのようなことがあると考えられておられますか。

○商工観光課長

大きな理由の1つとしましては、平成20年のリーマンショックの際に多くの中小企業者の方々が、国のセーフティーネットの制度を活用して融資を受けたこと等によりまして、近年、融資事態の申請事態が大幅に減少していることが挙げられます。それと、中小企業が融資を受ける場合、当然のことながら、有利な条件での借入を検討しますので、まずは取引銀行からの融資を検討し、次に国等の融資制度を利用する事業者がほとんどとなっておりますことから、市融資制度の利用件数は少ないということになっております。

○田中裕二委員

それで、予算計上したにもかかわらず、27年度8300万円の予算計上をしたにもかかわらず、今現在で利用者が1件もない。そこに持ってきまして、平成28年度は8600万円に300万円の増額をされておりますが、この理由はどのようなことから、増額の予算計上されたのか、お尋ねをいたします。

○商工観光課長

預託金につきましては、借入の枠を確保するための制度でございますので、借入れがあろうとなかろうと、預託金を組まないとか何かあったときに対応できないという形になりますので、預託金を組んでおります。ことし平成27年から300万円を増額をしているということにつきましては、これまで預託金の対象の中に入れていまして、高度化融資制度というものがございます。これを平成28年度にこの制度を利用して融資を希望する中小企業者がこの分を上乗せして、預託をしたために、預託額が増加したということになっております。

○田中裕二委員

28年度に高度化融資制度を希望する中小企業の方があったために、上乗せをして予算計上ということですね。わかりました。この制度、中小企業振興策と位置づけていらっしゃるのであれば、もっと利用者がふえるような周知とか、そういった取り組みをしていただきたいということを要望して、終わります。

○委員長

続いて159ページ、産業まつり助成金について、164ページ、飯塚観光協会補助金について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

159ページ、164ページ、あわせて質問を行います。産業まじりの助成と飯塚観光協会の助成について、159ページの商工業米振興事業費のうち、産業祭まつり助成金及び百164ページの飯塚観光協会の補助金の中で開催されている、飯塚街道まつりについて、あわせて質問したいと思います。この案件につきましては、26年12月に一般質問でも提案したところではございますが、いづかオータムフェスタとして同時期に開催される産業まつりイン筑穂、ふれあい庄内、颯田、産業まつり、3地区の産業まつり及び飯塚の街道まつりについては、合同での開催形態を考えるべきではないかと思っておりますが、その後の検討状況について、お聞かせください。

○商工観光課長

質問委員が言われますとおり、例年10月下旬から11月上旬にかけて、いづかオータムフェスタとして、いづか街道まつり及び筑穂、庄内、颯田での産業まつりを開催しております。さきの議会でも答弁しましたが、各お祭りに関しましては、それぞれ実行委員会が実施主体となりまして、企画運営を行っておりますが、その中で、いづか街道まつりはちょっと別としまして、各産業まつりの実行委員会では、商工会メンバーの方々が中心的役割を担っております。同様の目的で開催されておりますことから、何年に1度は合同開催などを行うことにより、地域間交流も深まるのではないかと認識をしているところでございます。そうしたことから、商工会との意見交換の中でも、3地区の産業まつりの合同開催などの検討につきましては、ご提案をさせていただいているところでございます。

○吉田委員

今年は、飯塚市の合併10周年を迎え、これも前回の一般質問のときに申ししておりましたが、10周年を迎えるわけです。記念事業の一環として、合同開催するなどのチャンスではないかと考えております。ぜひ、前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光課長

飯塚市が合併して10周年を迎えます。合同開催なども含め、検討するには、いいチャンスではないかと思っております。産業まつりにつきましては、合併10周年の冠事業と位置づけた中で、商工会も含めた各実行委員会とも協議をしながら、工夫を凝らした催しとなるよう、ご提案をしてみたいと考えております。

○吉田委員

協議をしながらということですが。商工会と検討される中、各地区助成金について、今回の予算計上では、産業まつりイン筑穂が149万5千円、ふれあい庄内の実行委員会に対して162万5千円、颯田地区地域振興事業実行委員会に対しまして204万1千円、飯塚街道まつりで120万円、合併10周年の記念で合同まつりを開催するにも、今から協議とおっしゃいましたけど、金銭的な問題も出てくるかもしれません。先ほど答弁いただいた工夫を凝らした催しになるようにというにしろ、予算に影響してくると思われま。ただし、残念ながら、このオータムフェスタの助成金は、例年の予算組みしかしてありません。各地の開催にしろ、合同での実施に向けた、盛大な祭りにしろ、例えば、協議の中で予算も今後、協議の上で合同開催になって予算が足りないとかに至った場合について、予算の組み替え、または補正予算でも組んでやるべきことではないかと、私は考えますが、その点に対していかがでしょうか。

○商工観光課長

いまの段階では、増額をしてというところまでは考えておりませんが、予算を組み合わせれば、かなりの大きな算になりますので、その中で工夫をすればできるのではないかとということもございますので、そこら辺は十分検討した中でさせていただければと考えております。

○吉田委員

わかりました。商工会の中とよく調整の上、地域がまたがっておりますので、調整をした上、予算の措置も考えていただくようお願いして、この質問終わります。

○委員長

続きまして、159ページ、企業誘致推進費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の159ページ、商工費、商工業振興費、企業誘致推進費についてお尋ねをします。追加資料との関係では40ページ、41ページに資料を出していただいています。計上予算は、2413万1千円ぐらいなんですけれども、この予算計上で28年度の企業誘致の目標があるのかなというふうに思うんですけれども、それはありますか。

○産学振興課長

まずは所有いたしております、鯉田工業団地1区画、先ほどの目尾工業団地、小藤工業団地、この3区画が、まだ誘致できておりませんので、この3区画の誘致を目標として、28年度やってきたいと考えております。

○川上委員

その3区画ですが、目尾のほうは近く、話す相手がおるというようなことでしたけども、この企業誘致の推進の体制は、市はどうなっていますか。

○産学振興課長○産学振興課長

企業誘致推進室といたしまして、私以下4名体制、あわせて5名となっております。

○川上委員

今言いました2413万1千円の予算計上がありますけれども、なかに大規模太陽光発電設備設置促進事業費補助金というのがあります。2234万2千円。これは、この中に含まれるわけでしょう。これを差し引くと幾ら残りますか。

○産学振興課長

太陽光補助金を除きますと、企業誘致補助金につきましては、178万9千円となります。

○川上委員

私は、決してそれがよかったというつもりはないけれども、名古屋に支店をつくったじゃないですか、企業誘致室を。2人いかれました。このとき、名古屋の国際ホテルでレセプションをして、一晩でこれぐらい使いましたよ。よいといっていない。この企業誘致推進費の中で、この太陽光、大規模と書いているからメガソーラーなんです。メーカーソーラーの促進事業費がもう大半ということなんです。この姿は、どういうことになるのか、もう少しまちを筑穂からずっと庄内から回っただけで、こういうまちづくりでいいのかなと。昔はぼた山、今はメガソーラーで。適正な形でできているところはいいけれど、災害が起きているところがあるでしょう。それから白旗山は言うに及びません。こういうのが、企業誘致推進費の中に入ってくるというのは、おかしいんじゃないかと思うんです。ちょっともとに戻ると、179万円ぐらいしかないんです。これで本当に企業誘致があるのかということも問われても仕方がないんじゃないかなと。それで、資料に移りますけども、この間がんばって企業誘致促進で成功したなどという、これは成功したと言えるのは、特に言えるのはどれになりますか、この中で。

○産学振興課長

どの誘致した企業も成功とは思っておりますけれども、特に平成25年度の誘致につきましては、かなり一度期に企業が立地しましたので、成功ではなかったのかなと考えております。

○川上委員

それで41ページの上のほうには誘致企業数が24となっております。合併以降ですね。市内の雇用数が451人となっております。この451という雇用数は今日のある数字ですか。

○産学振興課長

この数字につきましては、立地当時の数字を基礎としております。

○川上委員

その誘致の折に、例えば5人以上市内の方を採用すると、さまざまな恩典がありますよとい

うこともあったと思います。その企業の立場から言えば、その間はあれでしょうけれど、本人の事情でやめていくかもしれないし、いつまでも飯塚市内の人ばかりというわけにはいかないというのがあるでしょうけども、そういうことだと、この451は受けとめておいたらいいと思うんですよ。その一方で、下になかなかこれは把握しづらいということがありますが、工業団地の主な撤退企業の一覧が書いてあります。10社で何人雇用が失われたかというのがわかりますか。

○産学振興課長

詳しい従業員数の詳細についてはつかんでおりません。

○川上委員

例えば、伊川のリョーユーパンが撤退したでしょう。よくわかりません、理由が。わからないけど、水が工場に入ってきたからとか聞いたこともあります。でも、本当のことがわからないんです。大野城に集約するというもとの企業リストラかもしれません。ただ、あそこのパンはみんなに親しまれていたし、アウトレットも――

○委員長

それすぎ、リョーユーパンはそれすぎ。

○川上委員

よかったわけです。だから、企業誘致という仕事をする場合、進出を促していく、引いてくる努力を一所懸命頑張ると同時に、地元の企業が撤退していかないように、がんばるんだという、そういう業務、これも、どこかが持たないといけないんですよ、市の。私は企業誘致が持ったら一番合理的ではないか。東芝があのような形になって、豊前市とかはかなり深刻なんです。こういうときにちょっと待ってくれと、労働者を守ろうと、そういう仕事をするセクションもいると思います。企業誘致の方は、5人ということではいろいろ大変だと思いますけども、そうした方向も目を向けて頑張っていたいただきたいというふう思います。質問を終わります。

○委員長

続いて、161ページ、新産業創出支援費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の161ページ、商工費、商工業振興費、新産業創出支援費について、お尋ねします。予算が2400万円余で計上されています。新年度事業のイメージはどのようなものか、お尋ねします。

○産学振興課長

新産業創出支援費の28年度の主な事業といたしましては、新技術新製品開発補助金、販路開拓支援補助金、研究開発室使用料等助成金、こういったところが主だった事業になろうかと考えております。

○川上委員

新産業創出支援センター指定管理料がでておりますけれども、どういう仕事をするのか、この額についても説明を求めます。

○産学振興課長

新産業創出支援センター指定管理委託料につきましては、本市のリサーチパークに設置しております、新産業創出支援センター、トライバレーセンターの指定管理業務委託料になります。

○川上委員

どういう業務をするのか、どこに頼むのか、お尋ねします。

○産学振興課長

指定管理先につきましては、福岡ソフトセンターに指定管理しております。期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間となっております。指定管理の業務内容につきましては、主な業務といたしまして施設等の利用周知に関する業務、使用料

の徴収に関する業務、電気使用料の徴収に関する業務、施設及び設備の維持管理等に関する業務、こういったところが主な業務となります。

○川上委員

入居率がずっと悪かったんですね。現状はどうなっていますか。

○産学振興課長

追加資料のほうでお示しさせていただいておりますけれども、ここ数年として、40%から50%の推移となっております。

○川上委員

合併当時というか、平成18年が80%となっておりますけれども、翌年が85%、でも半分になっていきますね。これはどうしてこういうふうになってしまったんですか。あるいは埋まらないんですか。

○産学振興課長

平成19年までは、質問委員が言われるとおり、85%、80%と高い入居率でしたが、平成20年9月にリーマンショックが起こりまして、長期化する不況が続いたことによりまして、入居率が低下しております。

○川上委員

一貫して入居している主な企業はどこですか。

○産学振興課長

企業誘致室に入居しております、麻生情報ビジネスは一貫して入居いたしております。

○川上委員

元々ですね、指定管理とか、お金をかけているんだけど、飯塚リサーチパーク構想で言えば、この敷地は民間売却が目的なんですよ。それなのに、売らない。市が施設をつくって、麻生グループに貸すというのが基本的な形ですよ、今日まで。それで、土地の売却をやめて、市が土地を、建物を何億円でしたか、相当な金を出して建てたんですよ。一貫して入居しての麻生情報ビジネスという形なんです。売却方針が、今のよう形に変わっていったのはなぜですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:25

再開 17:26

委員会を再開いたします。

○産学振興課長

リサーチパークにトライバレーセンターを設置しました目的といたしましては、市内に立地する大学、研究機関、産業支援機関などの知的資産を最大限に活用し、リサーチパーク内にベンチャー企業育成のためのスタートアップ期に対する支援を強化するとともに、情報系産業をはじめとした研究開発企業の誘致を図ることにより、新産業創出の拠点化、地域産業の振興を図ることで、15年に設立をしたものであります。

○川上委員

それはつくったときのことなんですよ。もともとの当初計画をなぜこのように変えて、今日に至ったのかというと、この間に、一定の市の発展に、一定の貢献があったことは私も認めますよ。しかし、費用対効果という言葉もあるじゃないですか。もともと、市の基本方針を歪めて、ここまで来ているんですよ。これは、あとはどうするんですか。ずーっと指定管理料を10億円の3セクに払い続けるんですか。

○産学振興課長

本施設につきましては、本市における新産業創出、地域産業活性化の重要な拠点として位置づけておりますので、現在、入居率は低迷いたしておりますが、この施設の今後の機能や活用

方法、運営方法などについて、検討を行うため、地方創生先行型交付金を活用いたしまして、オープンイノベーション拠点整備調査委託料を計上いたしまして、市内の企業、大学、行政関係者、学生やNPOなどさまざまな人々が交流し、創業や新規事業などが創出されるような機能や活用方法などについて、検討を行っておりますので、現在、売却等などについては考えておりません。

○川上委員

色々検討されるのはいいですけど、何でもすぐ委託と考えないで、市役所を軸にしてですね、様々な、人的ネットワークがあるじゃないですか。これを使ったほうがはるかに強力だと思いますよ。もう、委託した瞬間に小さくなるじゃないですか。だから広く市の人的なネットワークを使った方が知恵もわくし、選択肢も広がるんじゃないですか。指摘しておきたいと思います。質問を終わります。

○委員長

次に、162ページ、中心市街地活性化事業費について、兼本委員に質疑を許します。

○兼本委員

162ページ、商工費、商工業振興費、中心市街地活性化事業費についてお尋ねします。店舗誘致事業の実績と効果についてお伺いしたいんですけども、さきの代表質問等で実績については、大手居酒屋チェーンのフランチャイズ店1社が、この制度を活用して出展されたということは伺っております。で、効果についてなんですけれども、まだこのお店は約6カ月くらいしか経っていない。はっきりとした判断ができないようであればですね、この誘致事業費補助金が本市としては、どういった効果を求めて、補助金をつけられたのかということをお伺いしたいと思います。

○商工観光課長

本事業につきましては、中心市街地活性化事業の基本計画に掲載をしまして、その一環としてやっている事業でございます。その中で、この戦略的一品店舗誘致事業につきましては、現在の中心商店街の中にお客様を呼び込むために、名前の通ったお店だとか、その中心商店街にない業種のお店だとか、そういうものを戦略的に誘致することによりまして、中心商店街の中に人を呼び込み、賑わいをつくるということを目的として始めている事業でございます。

○兼本委員

ありがとうございます。今、答弁いただきましたように、私も補助金というのがこの出店のためだけに補助金を出すというのは、間違いだと思うんですけどね。やっぱり、今後、この事業を行うことによって、この補助金がいかに有効に活用されているのか、補助金を出してよかったなというような状況をやっぱりつくっていかないことには、補助金の意味がないと思っております。今回ですね、商店街に人を呼び込むと賑わいをもう一度復活させるということで、知名度や集客力が高い店舗ということで、有名店をお呼びになられたと思います。しかし、今の補助金の趣旨からいいますと、これは、賑わいを求めるということ、それから、中心市街地商店街の活性をさせるという形でいくのであれば、有名店でなくてもいいんじゃないかなというふうに私は思うんですね。また、そういう趣旨にあったようなところも、この補助金対象にしても、いいんじゃないのかなというふうに思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○商工観光課長

質問委員が言われますように、有名店ではなくても、中心市街地に存在しないような、先ほども申しましたが、存在しないような業種や集客力が高いと認められる店舗で、かつ戦略的一品店舗誘致部会というのを設けておりまして、この部会の中で対象となる店舗等を審議するわけですけども、そういう部会が認めるような店舗であればですね、対象となり得ると考えております。今後とも、商店街関係者等で作っております、この同部会と連携しながら、有名店

のみならず、集客力の高い魅力のある店舗の誘致活動をすることによってですね、商店街が賑わいを創り出すと、産み出すというふうなことになるように、この制度を活用してまいりたいと考えています。

○兼本委員

ぜひですね、そういった形で、行っていただきたいと思います。今回の居酒屋さんですね、実際に、この事業の対象としての効果があるのかどうかというようなことも考えていただきたいというのがひとつと、もう1つが集客力の高い魅力ある店舗と、飯塚市において、それはどこなのだろうか。例えば、誰に向けて、対象は、その男性なのか、女性なのかとか、子どもなのか、大人なのか、高齢者なのかといろいろあると思うんですね。ここでしか、商店街の中でしかできないことというのがあると思いますので、その辺のご提案等、また、誘致活動に関してですね、誘致部会とその辺りをですね、よく話し合っていたいただきたいなというふうに思います。

次に、中心市街地活性化協議会支援事業費補助金についてお尋ねします。中心市街地活性化協議会支援事業費補助金については、タウンマネージャーの設置に対する補助金であると理解しております。この補助金はいつまでであるのか、平成29年度以降のタウンマネージャーの設置については、どのようにお考えなのかをお聞かせください。

○商工観光課長

中心市街地活性化協議会支援事業費補助金につきましては、質問委員が言われますとおり、タウンマネージャーの設置に対する補助金でございまして、中心市街地活性化事業が終了する平成28年度までの措置となっております。平成29年度以降につきましては、国の制度等の動向も見ながら、また、タウンマネージャーの必要性について商店街関係者等とも協議をしながら今後、検討を行ってまいりたいと考えております。

○兼本委員

昨年ですね、市の子ども会指導者連絡協議会、4月に行います子どもまつりですかね、これ商店街で初めて行ったんですね。それから、近隣の小学校の卒業式のあとのイベントを商店街で行った経緯もあります。そのとき、相談させてもらったのは、確かタウンマネージャーがいると、こう、商店街と地域住民の関係をですね、持っていて、地域住民の皆さんが、今、商店街から離れているのが実は、商店街は大切なんだなというふうに感じたところもあると思うんですね。特に、子ども達が各商店街店舗にお礼の感謝状というようなものを、ずっと持って行ったりとかしてました。今後も、その商店街がただ物を売っただけなのか、いろんな意味で、地域住民のために活用できる場所なのかといったことを考えられてあります。このあたりは、国の制度等の問題もあると思います。そういった実績とか、今後いろいろ考えることとかも考慮してですね、また調整のほうをお願いしたいと思っております。

○委員長

次、同じく162ページ、中心市街地活性化事業費について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

この項目については、取り消させていただきます。

○委員長

同じく、中心市街地活性化事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の162ページ、商工費、商工業振興費、中心市街地活性化事業費についてお尋ねします。追加資料を用意していただいております。42ページ、今回、計上の予算はですね、この事業、最終年の予算ということによろしいですか。

○商工観光課長

一応、中心市街地活性化事業としましては、28年度で終了しますので、中心市街地活性化

事業としては、最終年度となります。

○川上委員

そこですね、もともとこの事業は、いわゆる、官民合わせて120億の事業をやりたいということで、内閣府の承認を受けた事業ですよ。それで、総括表を見ますと、事業費としては、103億余という数字が上がっています。それで、括弧の中は、一般財源を書いているんですけども、逆を言えばですね、103億のうち民間資金の数字は、そのこの中に入っているんですか、計算上、それとは別にあるんですか、お尋ねします。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

まず、103億円の中には、民間の事業費が含まれております。民間の純然たる負担額といたしましては、103億円のうち、約27億8千万円程度が民間の持ち出しとなります。

○川上委員

残りはそうすると、国の支出金、市の借金、市の一般財源ということになりますか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

そのとおりとなります。

○川上委員

この103億円という額を、ボリュームとしてどう感じるかというですね、筑穂地域を対象とする過疎地域自立計画、あのメニューを全部やると115億と言ったでしょう。ほぼそれに近い、もうほぼ使っている訳ですよ。それで、事業効果、こういったふうにその効果が出ていると、そこのところをお尋ねします。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

中心市街地活性化事業の効果といたしましては、事業の中間地点でもあります、平成26年度末での歩行者通行量及び居住人口が定めておりますが、おおむね目標どおり、その成果は得られております。現状では、最終目標の達成も可能な状況となっております、本市の都市計画マスタープランにあります、都市目標像であります拠点連携型都市づくりとしての中心市街地の再生が前進したものと考えております。また活性化事業の取り組みに連動するように分譲マンションの建設等も活発化しております、最近では民間主導により中心市街地での開発事業も見られるようになってまいりました。今回の活性化事業を起爆剤といたしまして、中心市街地が中心拠点として本市全体の推進力となりまして、今後さらに進めてまいります、各地域拠点と役割を補完しながら生活利便性を高めることができます、拠点連携型都市への構築へとつながっていくものと考えております。

○川上委員

後段のところ、実は重要ではないかと、だから中心市街地だけが、何かいろいろと建ってにぎやかになったなというだけではなくて、それが共有の財産として中心市街地が周辺部も含む共有財産として認めてもらえる、さっき森林の話もしたけども、そういうふうになるかどうかは鍵でしょう。ほかにも、この事業を締めくくるにあたり、有終の美というんでしょうか、住民の共感を得るようなことをしなければならんことがたくさんあると思いますけれども、今申し上げたような角度から、締めくくりをしていくというのが、大事じゃないかなと思います。この質問を終わります。

○委員長

続いて、その他の商工業振興費について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

予算書の162ページ、商工費、商工業振興費、その他の商工業振興費についてお尋ねをします。ここは2つお尋ねします。飯塚研究開発機構補助金690万3千円、計上してありますけれども、この飯塚研究開発機構、あのビルですね、拠点があるんですけど、今どのような状態になっておるのか、お尋ねします。

○産学振興課長

設立の目的等になろうかと思えますけれども、飯塚研究開発機構につきましては、福岡県では平成4年当時、リサーチコア構想、研究開発基盤施設構想に基づき、北九州、福岡、筑後及び筑豊の4地域に情報交流、研究開発、人材育成などの機能を有する産業支援施設を整備し、地域企業の技術の高度化を目指しておりました。福岡県立飯塚研究開発センターは福岡県内の4つのリサーチコア研究開発基盤施設の1つとして、平成5年に設置いたしております。また、現在の組織体制でありますけれども、専務理事兼事務局長以下、総務部門8名、研究開発部門12名、計20名の体制となっております。

○川上委員

これは地元の自治会が、部屋を借りたりしたこともあるぐらいあいているところなんですよ。今どういう状態ですか。

○産学振興課長

正確ではございませんが、8割ぐらい入居施設は埋まっているものと認識しております。

○川上委員

この690万円の補助金は、何によって定められているんですか。これを計上する、この金額の根拠もあわせて。

○産学振興課長

飯塚研究開発機構へ派遣する派遣職員の取り扱いに関する取り決め書などにより、2名分の人件費を支出いたしております。この2名分の人件費の算定基礎ですが、市職員の再任用職員の規定を適用いたしております。

○川上委員

どういう取り決めですか。

○産学振興課長

公益的法人への一般職の地方公務員の派遣に関する法律に基づきまして、先ほどの取り決め書を取り決めております。内容につきましては、派遣期間、復帰、身分、給与等々について定めております。

○川上委員

飯塚市のOBを2人、何年間か派遣するという意味ですか。派遣するというか、雇用するという意味。その人件費分を、ここを出しているということですか。

○産学振興課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうしますと、次ですね、福岡ソフトウェアセンター補助金1865万円なんですよ。これは、三セクです、いわば。資本金は10億円と言われているんですよ。どういう仕事をしているのか現在、お尋ねします。

○産学振興課長

ソフトウェアセンターの主な事業につきましては、人材育成事業、システム開発あっせん事業、実践指導事業が主だった事業になっております。

○川上委員

飯塚市から指定管理を受けてやっている事業というのは、どれぐらいあるかわかりますか。

○産学振興課長

指定管理につきましては、トライバレーセンターの先ほど申しました管理業務になっております。

○川上委員

わかりました。そしたらですね、この補助金の別に出資金を出しているはずなんですよ、

飯塚市は、それとは別に、この補助金を毎年出しているんだけど、この補助金を出す理由と
いうか、額は何なのかをお願いします。

○産学振興課長

補助金をなぜ出すのかにつきましては、ソフトウェアセンターにつきましては、IT技術者の育成と地場企業の育成を担う、公的専門教育機関として設置されたものでありますので、営利のみを追求する企業ではないことから、経営の安定化、人材育成を図るために設立当初から県・市で補助を行っているものです。また、補助金をどのように使っておられるのかということにつきましては、この補助金につきましては、福岡ソフトウェアセンター補助金交付要綱に基づきまして、人件費補助と人材育成事業費の補助で補助金を交付しております。

○川上委員

人件費はいくらで、人材育成費補助はいくらかお尋ねします。

○産学振興課長

人件費補助金といたしまして1265万円。人材育成事業費として600万円支出いたしております。

○川上委員

1265万円人件費を出すというのは、何が根拠になっていますか。市のOBが再就職していく、その人件費ということですか。何人分ですか。

○産学振興課長

この金額につきましては、平成10年まではソフトウェアセンターへ市から派遣職員2名を派遣しておりました。これを平成11年から1名を職員を引きあげましたので、その分にかわる社員1名分を補助いたしております。また、平成22年度から残り1名の派遣職員を引きあげましたので、それにかわる社員分を補助しておられる内容となっております。

○川上委員

そうすると、平成10年、1998年頃ですね、市の職員を現職のまま派遣しておりましたということですね、2名。当然市が現職派遣ですから給料払っていたということでしょうけど、順番に1人ずつ引きあげてきましたと。それで、現場は直接雇用を、派遣じゃない人を採用するとソフトウェアセンターが、その人の給料を市が払っているというわけですね。今のお話は、

○産学振興課長

先ほども申しましたように、再任用職員等についての人件費を支出いたしております。相当分を補助しております。

○川上委員

ちょっと確認しますが、現職職員は引き上げましたと。1人ずつ時期をずらしてね。そうすると人がいるでしょうということで、新しい人が来ました。今は2人。この2人の分をソフトウェアセンターに人件費を2人分出しているわけでしょう。この2人は、市のOBということが決まっている訳ですか。

○産学振興課長

失礼しました。訂正させていただきます。派遣職員を2名引きあげて、ソフトウェアセンターが採用した職員に対する人件費の補助ということで訂正させていただきます。

○委員長

163ページ、観光振興費について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

予算書の163ページ、商工費、観光費、観光振興費についてお尋ねをいたします。

○委員長

どこか聞くとあるね。さっき続けて言ったんじゃないと。

○川上委員

ページは164ページになります。観光客等誘客事業委託料1220万4千円が計上されていますけども、これについて説明を求めます。

○商工観光課長

本事業につきましては、飯塚市の観光施設、イベント、特産品の観光資源や新たな観光素材を活用した旅行商品の企画を行うとともに、効果的なプロモーションを展開することによりまして、国内、海外からの誘客を図りますとともに、観光のプラットフォーム化づくりを進めるために行う事業でございます。

○川上委員

追加資料のほうの44ページから飯塚観光協会の実績報告書、決算書がありましたね。47ページに飯塚観光協会の決算書があります。この中で筑前の国いづか街道まつりだとか、飯塚を代表するようですね、催し、観光イベントがあるんだけど、間もなく6番の大将陣桜まつり、7番は3月と書いています、がきます。大将陣桜まつりの会場のグラウンドゴルフをやっているところの向こう側、いま嘉飯山砂利建設に不法占拠されていますけれど、あそこは、駐車スペースとしても使っていたところなんです。去年のですね、まだ寒いときに、穂波商工会に市の幹部がいて、借りたいと、支障がないかということを知っているわけですよ。市の幹部が行って知っているわけです。商工会のほうは、桜まつりがあるので、それに支障がなければいいかという回答をしたということなんです。それでも桜が咲くでしょう。それで、代表質問でも言いましたけれど、あれを片付けないといけない。あれは刑事告発対象です。不動産侵奪罪で、国有地の場合はですね、もう通知が出ているんですよ。どういう通知かということ、もう読まれたかもしれませんが、不法占拠されたところは――

○委員長

川上委員、予算と違うところへいっていますので、予算に関係のあるところを質問してください。

○川上委員

多分、もう指摘して終わると思います。不動産侵奪罪、国有地の場合は、不法占拠をされたところに構造物がつくられたり、それから果樹などが植えられた場合は、警告をしたのち速やかに検査庁ないし警察に刑事告発するという通知なんです。これはネットで見れるわけです。ですから、このことを参考にして、片付けないと桜まつりができるか心配ですよ。質問を終わります。

○委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

163ページ、観光費になるかと思うのですが、筑豊ハイツの件に関しては、この中に予算は計上されておられますか。

○商工観光課長

指定管理を行っておりますけども、指定管理料は発生しておりませんので、予算は上がっておりません。

○江口委員

指定管理の分に関しては、予算を計上していないというのはわかるんですが、今指定管理が切れたあとの件について、ずっと検討しているわけですよ。その分に関しての予算計上も何もないということよろしいですか。

○商工観光課長

ございません。

○江口委員

この筑豊ハイツの案件が、ある意味ちょっと宙に浮いた形になって、かなりの時間が経って

います。早急に対処すべき問題だと思っています。東京のオリンピック、パラリンピックを考えると。そこに間に合わせようと考えたら、本当に急がなくてはならない。委員会の中では、そのあとにオリンピック、パラリンピックのあとに施設整備を行うというお話がございましたが、果たしてそれでいいものかどうか、改めて考えていただきたいと思っています。またそれを考えるにあたり、例えば、じゃあどういった形をやるかという、そういったことに関して、多くの方々から意見募集を行ってはどうかと考えているんです。よくあるのは、これはどうしましょうかといった形でコンサルに委託をして、コンサルがじゃあどうやったらいいんですよというのを考えて、提案をするというのがあるかもしれませんが、そうすると、もう実際に委託をして、委託の成果がはっきりするまで、じゃあどういった方向性になるのかが見えないうんです。そういった形ではなくて、どういった提案があるのかというのを募集した上で、その中でこれは面白いよねといった数本に絞って、その実現の可能性をコンサルに検討していただく。そういった形をしたほうがいいのではないかと考えております。そういった分も含めまして、早期の検討を求めたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、第4款、衛生費から第7款、商工費について、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 18:04

再開 18:18

委員会を再開いたします。第8款土木費及び第9款消防費、166ページから194ページまでの質疑を許します。始めに、質疑通告されております、168ページ、住宅リフォーム等について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書168ページ、土木費、土木総務費、住宅リフォーム等についてお尋ねをいたします。前年度、予算が4千万ということだったんですけれども、資料を見ますと、49ページ、追加資料を見ますと、4千万計上し、交付決定額が2900万という状況の中で、今年度、2千万の予算計上となっております。どういう判断をされたのかお尋ねします。

○建築課長

平成27年は、国の補助を活用いたしまして、予算額を4千万としておりましたが、平成28年度は、活用できる国庫補助等がなかったためにですね、予算額を2千万と計上したものでございます。

○川上委員

この間の例でいえば、その交付決定が2千万、予算額を消化した場合は、補正で対応ということも過去ありましたので、そうされるんだろうと思いますけれども、私の代表質問に対する答弁ですね、定住促進政策とリンクさせて考えていきたいというように答弁がありました。ぜひ、検討してもらいたいと思います。代表質問でも述べましたけれども、この制度とかなり近いのが、商店をリフォームした場合、助成しようではないかという、住宅リフォームのときは、大体喜ばれるのが2者だったんですよ。住宅をお持ちの方と業者の方ですよ。商店の場合は、これにお客さんが喜ばれるわけですよ。だから、商店リフォームというのは直方が少しやり始めたらいいんですけども、その程度でない、しっかりした制度というのつくったらどうかと思います。質問を終わります。

○委員長

次に170ページ、その他の道路橋梁維持費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の170ページ、土木費、道路橋梁維持費、その他の道路橋梁維持費についてということです。当初予算の額ですね、これは、全体としてどういう予算計上なのかですね、全体的に過去最高の予算が組まれる中で今回の予算計上はどういう意味かというふうに思ってるんですけど、説明を求めます。

○土木管理課長

28年の予算の目的ということでよろしいでしょうか。28年度予算につきましては、現在要望されている箇所、当年度に苦情や早急に対応が必要とされる箇所の市道の舗装及び側溝等の修繕に対応する予算を計上しております。

○川上委員

追加資料49ページに、資料いただいているんですね。マイナスできているんですね。どうして、これがマイナスに、この時期になるのか、災害対策だとかいうときに、これがちょっとわからないんですね。今、説明はわかりますけど、なぜ予算がマイナスになってくるのか。

○土木管理課長

27年度、28年度予算でマイナスが出ておりますが、これにつきましては、全体予算で考えておりますので、一部その政策的な予算とかそういうところを兼ねた予算も入っておりますので、維持予算のほうがマイナスという形になっております。

○川上委員

全体としてですね、道路補修についてはその計画的に行われている場合もあるでしょうし、スポット的にやる場合もあるでしょうけど、計画的にやる場合は、どれぐらいの時期的な目安を持ってやるんですか。

○土木管理課長

舗装の修理工事につきましては、平成25年より主要幹線道路は、国の補助を活用いたしまして、順次行っております。補修の時期につきましては、耐用年数が10年と短いことと大型車などの通行量で耐用年数が変わってくることから、舗装の亀裂の状態、白線とか、そういうものにおきましては、薄くなり、見えにくくなるなどを考慮して行っております。

○川上委員

私も、その雨のあとだとか、雪のあと、ホールが空いているのを極力、連絡させていただくようにしています。ちょっとした穴でも2輪車の場合は、もう命にかかわりますから、それとか四輪車でも、ちょっと避けようと思って、変なことになるとかいうことがあるといけないので、連絡するんだけど、スーパーあそう潤野店からですね、明星寺団地に上っていく、あの交差点、若菜小学校からあそこまでの間は、非常に難所ですね。それで、県道が、外周道路がそれを一定程度緩和するのではないかという期待をする人もいるんだけど、この間については道路の改善とともに、大型車の通行制限も含めた対応が必要ではないかと思うんですけど、検討されたことがありますか。

○土木管理課長

当路線の交通量も多く、整備が必要ということは考えております。ただし、両側に家屋等があり、整備は難しいというふうに考えております。整備計画につきましては、合併前の穂波町のときに計画がされたと聞いておりますが、現在計画はございません。

○川上委員

バスが通ったりもするんですね。よく事故が起きないなど、私が知らないだけかもしれませんが、子どものことが非常に心配です。それで、予算計上うんぬんというものもありますが、現地調査を、ほかにもあるかもしれませんが、あそこは特別に調査したほうがよいところと思われるので、ぜひ検討をしてもらいたいと思います。お願いして、この質問を終わります。

○委員長

次に、173ページ、調整池維持管理費について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

予算書173ページ、土木費、河川維持費、調整池維持管理費についてお尋ねをいたします。調整池については、50ページに追加資料いただいています。ここで173ページの予算計上は、どの調整池なのか、お尋ねします。

○土木管理課長

この予算につきましては、学頭調整池、姿川調整池の維持管理及び広場として有効活用をするための管理費を計上しております。

○川上委員

明星寺地区採石場跡地、今度市が取得した調整池ですけれども、先ほどは、環境のほうであるべきではないかと思ったんですけども、そうではないということですね。ここの土木管理課のほうで調整池の管理をしますか、フェンスの設置なども含めた。

○土木管理課長

フェンスにつきましては、調整池は必要だと思いますけど、入る場所を封鎖とか、そういうもので対応できれば、必要か必要じゃないかということは、現地を確認して、ちょっと判断をしたいと思います。

○川上委員

いずれにしても、子どもと大人もそうですけど、特に高齢の方がですね、のぞき込んで下っていったら、もうそのまま倒れこみそうな勾配になっていて、下に水があるわけですから、早急に対処してもらいたいなというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

続きまして、174ページ、排水機場管理費について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

174ページ、土木費、河川維持費、排水機場管理費についてお尋ねをいたします。資料もいただいています。追加資料は51ページですね。最初に、この資料の説明をお願いしたいと思います。

○土木管理課長

資料の左側に所管管理が国となっております5排水機場は、国土交通省が建設し、施設管理を国が行い、操作管理を国の費用で飯塚市が業者へ委託しております。国、市の3排水機場は国が建設し、排水能力毎秒10トン以下の排水機場については施設管理を国が行い、操作管理は市の負担で行っております。それから市の6カ所の排水機場は飯塚市が建設し、施設・操作管理につきましても、飯塚市が負担しております。

○川上委員

この委託費にかかわるんですけど、委託業者はどのように選定しているんですか。

○土木管理課長

入札により選定をしております。

○川上委員

私は苦勞されて、業者の方々が危険なときもあるでしょうから、大変だと思うんですけども、基本的には国が設置のものについては、国が直接ではなくて、公的なところをお願いするということで、飯塚市に頼んでいると思うんですよ。だから飯塚市が、直接する、運転する責任があるんじゃないかと思うんですけど。委託じゃなくて、直接市が運転するというふうに切り替えられないのかと、人命に関わることだからと思うんですけど、その辺はどうですか。

○土木管理課長

飯塚市の職員で排水機場を管理するといいますと、大雨洪水注意報の発令時点から施設へ

入場するようになります。それが長期に及ぶときもございますので、人間的な配置は難しいというふうに思っております。

○川上委員

国が、市に仕事を頼んでくるときに、その分のお金をもらおうと。業者にいずれ飯塚市は委託するからそのくらいでというんじゃないくて、まともな金をくださいというように言えば、民間業者が非常に強力で、どんなときでも頑張りますよという時代ならいいけど、もうそういう時代でもなくなっているとすればですよ、民間が頼まれても大変と、できたらしたくないということなら危険な業務でもあるかもしれないので、委託をやめるというのは選択肢としてあるんじゃないか。市の配置が間に合わないで、ほかに穴が空くと当然まずい訳ですけども、その分は国からきちんとしかるべきものをもらおうというような選択肢があるんじゃないかなと思うんです。質問を終わります。

○委員長

次に、175ページ、その他の河川維持費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

175ページ、土木費、河川維持費に関する件で、その他の河川維持費についてお伺いいたします。その他の河川維持費とはどのような目的で使用されるのでしょうか。

○土木管理課長

その他の河川維持費につきましては、河川が受け持つ排水容量を確保するとともに、周辺環境に整合した河川環境を維持することを目的とし、河川の浚渫、草刈り及び護岸改修等を行う河川の維持管理費を計上しております。

○兼本委員

今答弁いただきました中の、草刈りについてお伺いしたいんですが、夏の時期、草がだいぶ高い位置までできていて、子どもたちの姿が見えないとか、車が通行しているところで、車も見づらいついたような市民の声があるわけなんです、この草刈りについてはどのようにお考えでしょうか。

○土木管理課長

河川からの草等で見えにくく、危険な場所の要望箇所につきましては、職員で調査し、必要に応じて早急な対応をしたいというふうに考えております。

○兼本委員

そうすると、今までの市民からの声とかで、このあたりは危険であるとか、そういうことはある程度おわかりになっているわけですよ。であれば、これは職員の皆さんで情報を共有化していただきまして、必要に応じてというよりは、毎年そういった声が聞かれるわけですから、その時期、お忙しい時期だとは思いますが、安全確保のための対応をとっていただきたいというふうに要望しまして、終わらせていただきます。

○委員長

同じく、その他の河川維持費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料ではですね、51ページの下段、それから関連して52、53ページ、資料を出していただきました。山間部、山際の河川工事が遅れているのではないかと、そのために民家や道路が安全でなくなる場合が起こりうるということで、質問をするわけですけども。実はですね、75ページに大野川護岸改修県営事業負担金というのがあります。この予算計上からですね、少し教訓を引き出すことができるのではないかなと思うんですよ。この予算計上について説明を求めます。

○土木管理課長

この予算につきましては、指定河川大野川の護岸と県道のブロック積みが兼ねている部分が

1部破損しており、その復旧についての県と協議し、県が工事を行い、市が護岸にかかわる応分の負担を県に支払うこととなったことから、費用を計上しております。

○川上委員

大体、県のほうがお金を持っているんだから、上は県、川の横に県道があるんですよね、この護岸が壊れているんだけど。県が全部持てばいいんですよね。たいがい言いました。私も向こうに行って。嫌と言っておりましたけど。問題は、苔が生えているんですよ。もうがばつと外れて。外れたところに。ということはですね、もう何年もその状態なんですよ。そういうのはね、地元の人が見つけて通報してくれればいいじゃないかと、普通は思うと思います。でもここは非常に危険なところなだけで、地元の方が見つけられない、見つけにくいところだったんですよ。ここは、県道としては県が市の管理河川としては市が、定期的に、出水期か、そのあとに見て回るようにしておれば、発見できてですね、危険を防止できたんじゃないかと。幸い今度の場合は、災害にまでは至ってはいないんだけど、人命に関わる。この河川維持のための検査、今どうしているのか、お尋ねしたいと思います。

○土木管理課長

検査といいますか、河川の調査はということで、河川の調査につきましては、河川の災害時には、災害が考えられるような降雨のあとには、職員での調査を行っておりますけど、定期的な調査というのは、行ってないのが実情でございます。

○川上委員

それをですね、するようにしたらどうかと思うんですよ。これまでなかなか。なんか長靴をはいて、ポールを持って、昔は川の中も歩いたりしたことがあるという話も聞きました。そうやって危険を防いでできていたんですよ。最近それができていない状況なんですか。それを市長によく相談して、予算もつけてもらって、なんかそういうことできませんかね。

○委員長

要望ですか。答弁がいる。

○土木管理課長

調査につきましては、やはり災害が発生しての確認であれば、見ればすぐわかるんですが、なかなか細かな調査とかになりますと、やはり人間もいますし、地元の人と協働するような形をする検討も必要かなとは思っております。

○川上委員

ぜひ、検討してください。災害が起きたら、国から金がもらえるとか思わないで、起きる前だったら比較的小さな予算で手当てができることもあると思うんですよ。ぜひ、検討してください。

○委員長

次に、176ページ、急傾斜地崩壊対策事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の176ページ、土木費、河川新設改良費なんですよね。急傾斜地崩壊対策事業費、勢田土手外急傾斜地崩壊対策工事の測量設計委託料、その他工事も出ております。これについて説明を求めます。工事概要資料があるようですから、使って説明をお願いします。

○土木建設課長

本事業につきましては、私ども土木建設課のほうで現場を担当いたしますので、変わってご説明をいたします。場所につきましては、工事概要説明資料の8ページでございます。位置図がついておりますが、その中で1と2にわかれておまして、その1につきましては、工事長が155メートルになります。2につきましては、工事長が180メートルとなっております。この事業につきましては、まず急傾斜地の、ちょっとお待ちください。急傾斜地崩壊対策事業ということで、位置づけられますのが、がけ崩れから生命を守るため、急傾斜地法に基づき、

急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域において、擁壁工やのり面工事等の急傾斜地崩壊防止工事を行う事業でございます。本事業につきましては、平成25年度に地元の要望によりまして、現地調査を行い、県と補助について、協議を開始いたしました。補助事業採択に伴い、平成26年度に現地測量、地質調査、予備設計を実施しております。また今年度は、詳細設計を実施、平成28年度に用地測量及びのり面工事を実施、完成することを目指しております。今、ご説明しました分につきましては、2に相当するものでございます。1につきましては、この場所が公有地、市の公有財産でございますので、この事業が該当しないため、市の単独費で工事をする予定にしております。

○川上委員

県の事業としては、民間の場合はしますということなんですね。わかりました。質問を終わります。

○委員長

続きまして、177ページ、都市計画等策定事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

177ページ、土木費、都市計画総務費の都市計画等策定事業費について、お伺いいたします。1月に第2回目の協議会が開催されていましたが、現在の計画の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

○地域連携都市政策室長

立地適正化計画の進捗状況につきまして、ご説明をさせていただきます。1月に第2回の協議会を開催いたしまして、そのときには都市機能誘導区域の考え方を中心に議論を行いました。その際、本市の都市計画マスタープランにおきましては、本市の都市構造といたしまして、中心拠点と支所周辺の地域拠点の考え方が示されておりますけれども、本市のまちの状況、人口の分布状況を見ても、中心拠点や地域拠点だけでなく、その他の地区にもある程度の都市機能が集積する日常生活圏域がございますし、本市のまちづくりの方向性といたしましては、12地区でまちづくり協議会を中心として、コミュニティの維持を図っていく。そして、その活動拠点としては、各地区の公民館を位置づけていることから、この立地適正化計画におきましては、コミュニティ拠点の形成という考え方を導入いたしまして、12地区の地区公民館周辺を、この拠点に設定したいということを提案させていただきました。都市機能や居住を誘導する区域につきましては、中心拠点や地域拠点、そして都市計画との整合性を保ちながら、可能な限り、コミュニティ拠点に設定していくことで、本市のまちづくりとも合致した、拠点連携型都市づくりが図れるものと考えていきます。なお、次回の3回目では、おおよそ都市機能誘導区域や今度は、居住誘導区域設定の考え方などを協議していきたいというふうに考えております。

○兼本委員

地域連携都市政策協議会の構成メンバーには、自治会長会の代表や子育て団体の代表、大学の先生や宅建協会の方々など、多方面からの参画があっていましたが、立地適正化計画は、全市的な都市計画法を考えていく計画ですので、それぞれの委員が個人的に考えることを発言するだけに終わらないのではないかと考えます。事務局としては、協議会委員に対して、どういう発言を期待して選ばれましたでしょうか。

○地域連携都市政策室長

この協議会は、まちづくりの推進を図る活動を行う方々を中心に構成しておりまして、その中には、医療、福祉、商業、子育て、交通事業者、また不動産取引関係者といった、都市のさまざまな機能に関する民間事業者の方や生活者の代表といたしまして、自治会の方やそれらご高齢の方、さらには本市においては欠くことのできない都市機能として考えております、大学の関係者、そして農地の保全の観点からは、農業関係者などに参画をいただいておりますが、

この計画は多くの市民の方々に知っていただいて、また一緒に考えていきたいと思っていることから、この各委員を通じまして、またそれぞれの母体でも議論していただき、またその結果をもって、この協議会に臨んでいただけたらなというふうに考えております。

○兼本委員

私は第1回目の会議のときには外から見させていただきました。このときちょっと感じたのが、例えば、自治会の代表の方であったり、子育て団体の代表の方であったり、それぞれ皆さんいらっしゃいましたが、自分の地域のことはわかったとしても、そのほかの地域のことはわからないといったようなご意見もいただいていたよ。事前にやはり問題提起であるとか、ただ、その参加してもらうということではなくて、事前にこういうことをやります。ですから、例えば自治会なら自治会の代表者の集まりの中で、各地域ごとの問題点であるとか、立地適正化計画の中に要望があるものとかを事前にやはり集めてやらないと、これ4回で終わりでしたか、回ですか。ちょっと時間が足りないのではないかというふうに思いました。そこでですね、立地計画を本当に実効性のある本市の計画としていくためには、地域の声を反映させてつくりなければならないということなんですけれども、そうしなければ市独自の計画にもなりません。どこの自治体がつくっても同じような内容の計画になっては、全く意味がないと思うんですね。自分の住んでいる場所のこと、自分たちがかわる分野のことは、直接関係する方が一番よく知っていると思います。市民意見の反映方法としてはどのように考えていらっしゃいますか。

○地域連携都市政策室長

質問委員がおっしゃいますとおりに、計画策定に当たりましては、地域住民の方々のご意見を丁寧にお聞きしまして、それを計画に反映していく必要があるというふうに考えております。このため、昨年12月から1月にかけて、12地区の自治会長会のほうで、この立地適正化計画の概要や、それから取り組む目的を説明させていただきますとともに、それぞれ各地区の人口だとか、都市の構造、都市機能がどのように変化しているのかというふうなことを資料にまとめまして、それらで説明を行わせていただきました。今後の予定といたしましては、おおよその案ができた段階で、今度また、各地区にありますまちづくり協議会などを中心にしまして、本市の計画の概要を説明し、市民の皆様からのご意見をいただきながら、計画に反映させたいというふうに考えておりますし、また、みなさまの団体のほうからご要望があれば、また出向いて説明したいなというふうなことも考えております。

○兼本委員

立地適正化計画に対する住民意見ということで、計画策定に関して、行政は計画を策定しましたと、事後報告をするが、こういった計画は策定前に説明し、意見を聞いて欲しいといったような意見もありました。先ほどから、そのコミュニティということでまちづくり協議会をというお話がありました。私もまちづくり協議会は、その地域によって違うんでしょうけども、青少年育成部であったり、社会福祉部であったりとか、いろんな世代、それからいろんな方々がいらっしゃる場所での話し合いが行われているわけなんです。ということは、その地域で何が足りないのか、今後どうやって、やっていかないといけないのかということが、ある程度、問題提起ができるんじゃないかというふうに思います。その中から、行政がどのような立地適正化計画をやっていくのかということが、飯塚市にとっては一番大切ではないのかなと思っております。今後の計画策定のスケジュールについては、どのようになっているか、お伺いします。

○地域連携都市政策室長

今月末には第3回の協議会を開催することにしておりまして、一応、今年度の協議会でおおよそ計画の骨子の方をつくり上げたいというふうに考えております。来年度になりましたら、市民意見の募集を行いながら、協議会を、今後先ほど少しご説明いたしました、あと3回、全体で6回ほどの開催になりますが、来年度は、3回ほど開催いたしまして、できれば10月

ごろまでには計画の方を策定していきたいというふうに考えております。

○兼本委員

計画の策定には、当然スピード感が必要であると考えています。また、計画もですね、短期、中期、長期に分けてできるところから取り組んでいったほうが、いいのかなというふうに思っております。計画の実施は、当然、行政だけで行うのではないとも考えています。市民や事業者の方をどんどん巻き込んでいってもらって広く市民に計画の概要を知らせて、市民や事業者がそういう形で概要を知らせていけばですね、それぞれがまた考えていって、地域がいかに稼ぐか、この計画でですね、飯塚市に、お金が落ちるような仕組みづくりをぜひ考えてほしいと思います。先日、ある住宅メーカーの方からお話聞いたんですけど、今、若い世代の方で、久山町等の方が、もう今土地の値段が高くて、その辺りでは、購入して住宅を建てることができないと言って、いろいろ、その土地を探しているところに、飯塚市が土地が安いと、福岡市までも近いので、駅の近辺であれば、ぜひ探して欲しいといったような話がですね、案外あるらしいんです。それで、業者のほうも、福岡のほうから飯塚のほうにどこかいいいところはないですかと、いったような形で来られています。市長がおっしゃられていましたように、衛生都市として飯塚市にもチャンスが来たのかなというふうにも考えていますので、ぜひですね、積極的な情報収集と情報発信を行って、自治体間競争に打ち勝ってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

同じく、都市計画等策定事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

私、2、3だけ。都市計画基礎調査委託料は、どこに委託するのか、委託先をお尋ねします。

○都市計画課長

この基礎調査については、入札を考えております。

○川上委員

立地適正化計画策定支援委託料、委託先は。

○地域連携都市政策室長

こちらの策定委託は、2カ年の事業で行っておりますけれども、平成27年度に株式会社オオバ九州支店に委託をいたしました。この業者の今年度の業務、履行状況に問題なければ、来年度もこちらの企業さんに随意契約する予定でございます。

○川上委員

これについては、最後にしますけれども、委託先にありきで、やっぱり考えるといろいろと不具合が多いです。私は、先だってから、JR駅の交通量調査コンサルからの資料を見ましたけど、桂川駅がないんですよ。鯉田、浦田、新飯塚、飯塚、天道筑前大分、九郎原、こっちは上穂波、内野でしょう。なぜですかと、恐らく、分かりません理由は。飯塚市じゃないからと。へその交通量というか昇降客を調べないで、何がわかるのだろうと思うんですけど、それはああそうですかと、貰う市もおかしいですね。だから、やっぱり、市が主役でと言われるけど、委託と決めてしまえば、もたれかかってしまうんじゃないかなというそういう心配をするわけです。兼本委員と同じです。質問趣旨は。

○委員長

同じく、177ページ、中心市街地活性化事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書の177ページ、土木費、都市計画総務費、中心市街地活性化事業費についてお尋ねします。予算計上中ですね、下から4行目になりますけれども、基本計画等事後評価業務委託料というのがあります。もう、中心市街地については、基本的に今年度で終結ということなんでしょうけど、これをやっぱり、事後評価をきちんとやるというのは大事だと思います。これ

もまた、その市民の目線で、市民感覚で、事後評価していかないといかんと思うんですけど、まさかこれは、設計を委託したところ、計画を委託したところが事後評価するんじゃないんでしょうね。どこに委託を求めるんですか。

○地域連携都市政策室長

こちらの方の委託につきましては、今後は、業者選考いたしまして、入札となりますので、特段今の現状ではどこが受けるということには決まっております。

○川上委員

私は、事業を行う、事後評価を行うということは大事なことなんだけど、その目線、足場をどこに置くのかということが重要であると思います。先ほどは、街中に100億円以上投入して、地域から孤立するということがあってはなりませんから、そういう目線というのも大事だろうというよいに指摘しましたが、これをいきなり委託というのは、いかがかというふうに思いますので、意見を述べて質問を終わります。

○委員長

次に、179ページ、国県道整備事業費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

179ページ、土木費、街路事業費、国県道整備事業費についてお尋ねをします。これにつきましては、追加資料もいただいています。56ページ、これはですね、鯉田中線の整備事業、全体で幾らお金がかかったかと利息が入っていません。そのうち市が、どれだけ負担をしたかということなんですけど、これを見てみれば、総事業費は118億余で、市の負担金は23億余ということになっています。それで、これは、30年祖度終了予定ですけれども、これは、もう計画変更とかいう話はありませんか、これで終わりますか。

○建設総務課長

質問委員、言われますとおりです。現時点では、平成30年度完了予定ということになっておりまして、事業費につきましては、現在のところ、この計画でなされておまして、今後、国、県の事業費の状況によりましては、若干の変更もあろうかというふうに考えております。

○川上委員

私は、取り付け口200号から下って来ますね。緩やかに、下っていくんだけど、東高校のほうに、あそこから、下をくぐって取りつけていくんだけど、あれが交通量の多さからいうと大丈夫かなという心配をしています。私が考え過ぎならいいんだけど。そのことで、市民の方から心配の声とか寄せられていませんか。

○建設総務課長

質問委員言われます、鯉田中線と200号バイパスとの接造の部分につきましては、福山通運、それからスタミナ太郎の付近をアンダーパスで回転して繋がる構造というふうになっております。そういったことから、今のところ、住民の方から、これは渋滞するのではなかろうかといったような質問は、あっておりません。

○川上委員

私が聞いているのは、勾配、カーブで下っていきますでしょう。あそこで、車が入り出すかと、平面、あのフラットのところでフラットで余り、このカーブしてないところで入りというのが一番安定的ですよ。下りで、あるいは上りで、勾配があってそのカーブしているところなんですよ。それがちょっと心配かなということだと思います。これはこのくらいにします。これについては中線はね。すぐ下にですね、新飯塚潤野線道路改良工事負担金が1千万円出ていますね。これについて説明を求めます。

○都市計画課長

新飯塚潤野線道路新設事業につきましては、福岡県事業として事業実施予定でございます。平成28年度は用地測量、道路詳細設計として、4千万円となりますことから、道路法52条

及び地方財政法27条に基づき、1千万円を福岡県に対し負担金として支出を行うものでございます。

○川上委員

5年以上前と思います。市議会でこの道路を実現するわけいかないのかという質問があっておりました。そのことも含めてですね、どういう経過で、今回予算計上に至ったのかですね、お尋ねします。

○都市計画課長

都市計画道路、新飯塚潤野線は新飯塚駅付近の新飯塚交差点を起点に、中心市街地を通過し、潤野地区にあります。嘉徳高校までを結ぶ全長2860メートルの幹線道路として、昭和44年に都市計画決定をしております。現在は、2667メートルの93%が整備済みであり、未開設部分193メートルの事業実施を目指しております。新飯塚潤野線の事業実施につきましては、地元のみゆき町自治会より平成27年2月14日に要望書が提出されております。要望内容としましては、都市計画道路新飯塚潤野線は東町橋から昭和通りまで、未整備のままとなっており、整備することにより、中心市街地への交通アクセス向上に繋がるため、早期の事業実施について要望するというものでございます。また、飯塚市商店街連合会からも、平成27年3月6日に要望書が提出されております。内容としましては、中心市街地の活性化を目指し、を目的として早期事業実施についてという要望となっております。

○川上委員

さっきの鯉田中線ではありませんけれども、市の負担も発生しますよね。それで、現段階で、県事業でしょうけど、総事業費がどれぐらいで、市の負担額はどれぐらいになると思われるのか。今度の1千万円、オツケーといえ、あと何億円も、ついてくる仕組みになってる訳ですから、そこのところどうなってるか、お尋ねします。

○都市計画課長

現在の段階では、総事業費は約32億9千万円を見込んでおります。そのうち市の負担総額は約8億2千万円と試算しております。本来都市計画道路は、市が事業を行うものでございますが、県事業とすることで、財政的に大きな負担減となると考えております。

○委員長

続きまして、182ページ、浸水対策費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書182ページ、土木費、下水道費、浸水対策事業費について伺います。資料をいただいております。先ほども紹介しましたけれども、追加資料の38ページですね、さっきは農業土木ということで、聞いたんですけれど、これについてはですね、基本計画が短期、中期、長期とありますけれど、今年度短期事業について、検証を行うということになって、予算が計上されておるようです。それでどういうことを具体的にするのか、お尋ねをいたします。

○土木建設課長

お尋ねの短期事業の事業効果の検証につきましては、先日の代表質問でもございましたように、当然行っていかなければならないと考えております。現在は、都市建設部だけの4班体制で行っておりますけれども、短時間で多くの箇所を確認する必要がございますことから、十分ではないと考えております。今後は人員体制を含め、効果の検証方法も早急に検討したいと考えております。

○川上委員

財政出動がなければ、検証しなければならぬだけども、しにくいということですね。私は、実は追いかけているんですよ。でも間に合いませんね、一人ですから。それで、次はですね、中期事業の計画追加分11番、中ほどにあります。庄司川上流域調整池新設事業について、お尋ねをします。どういった形なんでしょうか。

○土木建設課長

庄司川上流域調整池新設事業につきましては、平成23年度より国の補助事業での実施を模索してきたところでございます。並行いたしました、国と協議を行ってきたところでございます。ようやく平成28年度予算で国において、浸水に対する現地調査を行うこととなったというふうに聞いております。今後につきましては、事業採択に向け、国へ積極的に働きかけを行い、事業の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

○川上委員

今おっしゃった国というのは防衛省のことですか。

○土木建設課長

そのとおりでございます。

○川上委員

防衛省が例えば、津島橋から雨が降ると浸かりますね、全部。あそこの田んぼから道まで。防衛庁がそういう浸水対策に関心を持つのは不思議だと思うんだけど、事情がわかりますか。

○土木建設課長

国と協議していく中で、防衛庁はどれだけ関心を持っているかというところがございますけれども、1つには自衛隊活動、浸水被害を受けたときに浸水活動がしにくいということ。それからまた、防衛施設飯塚駐屯地との因果関係について、どれくらいの関係があるのか。そういったところの検証はなかなかしづらいというところがございます、今回調査費をつけるということになりました。

○川上委員

あの付近の水害については、もともと白旗山あたりからの流れの問題もありますし、それから鯉田中線ができたということも要因しているのではないかとということもある。それから自衛隊のこともあるかもしれません。それで、調査ということなので、ぜひやっていただいでですね、上流部にあの事態を打開するうえでは、一定規模の遊水地が必要だろうという気はするんですよ。それで基地を拡張するのではなくて、遊水地をつくってもらうということで、交渉を進めてもらいたいと思います。質問を終わります。

○委員長

次に、183ページ、熊添川流域調整池新設工事について、兼本委員に質疑を許します。

○兼本委員

183ページ、土木費、下水道費、熊添川流域調整池新設工事についてお伺いします。予算書では500万円、工事費が上がっていますが、どのような工事を行うのでしょうか。

○土木建設課長

平成28年度当初予算に計上しております、工事費でございますけれども、これにつきましては、これまで豪雨時に道路にあふれておりました旧忠隈ぼた山からの雨水を熊添川に流入させるため、ボックスカルバートの1.0×1.0、延長にしまして10メートルほどでございますけれども、水路を整備し、雨水を熊添川へ流入させるための整備工事でございます。

○兼本委員

わかりました。それでは、熊添川の調整池の新設事業の完成時期についてお伺いしたいんですが、今これは飯塚市防災対策基本計画においては、短期事業というところで位置づけられておりますけれども、進捗状況並びに完成時期はどうなっていますか。

○土木建設課長

進捗状況でございますが、平成24年度に穂波総合運動場を活用いたしました、オンサイト調整容量としましては、5200トン。平成25年度では旧忠隈住宅跡地に調整容量約1490トンの調整池を新設しております。現在は、穂波総合運動場の真下に位置するところに、調整池の新設計画をもっております。この計画しております調整池につきましては、現在、

用地交渉を行っているところでございまして、交渉が整い次第、用地の買収、工事を実施していきたいと考えております。完成時期につきましては、あくまでも予定でございますけれども、平成28年度に用地買収を行い、平成29年度及び平成30年度の2カ年で工事を完成させたいというふうに考えております。

○兼本委員

今ご答弁いただきました穂波総合運動場の真下に計画されています、調整池の調整容量というのはどれくらいになるんですか。

○土木建設課長

約2万4千トン进行計画しております。

○兼本委員

すいません。2万4千トンがちょっと想像がつかないんですけど、さっき三緒浦のため池が2万5千トンぐらいと言われていましたよね。大体あのくらいの大きさということですね。わかりました。それでは、次に菰田地区にですね、今計画されています飯塚消防署なんですけど、この地区が浸水地区ということもあって、浸水対策の一環として、例えばですが、地下を調整池とするなど、考えてみてはと思いますけれども、どうでしょうか。

○土木建設課長

質問者が言われますとおり、本地区の浸水対策上、当然考えていかななくてはならないと思っております。また、この飯塚消防署の建設に関しましては、6千平米を超える敷地計画面積がございますので、当然雨水排水計画において、調整池が必要だと考えております。地下に貯留施設を建設するにあたっては、多額の建設費用や維持管理費が必要とされますので、設計協議におきまして、調整池の形態を含め、検討を行ってまいります。また、浸水地区の被害軽減という意味では敷地を利用しまして、少しでも浸水対策に寄与できますように検討してまいります。

○兼本委員

地域の住民の方が本当に大雨が降ると浸水で不安になってある状況ですので、ぜひ検討を行っていただきたいと要望いたしまして、この質問を終わります。

○委員長

次に、184ページ、調整池維持管理費について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

予算書184ページ、土木費、下水道費、調整池維持管理について、鯉田工業団地調整池浚渫工事、1900万円の予算計上について伺います。

○土木管理課長

鯉田工場団地調整池は、建設されて5年以上が経過しており、規定の沈砂量に達しているため調整池の健全化を保つため、浚渫工事を行う費用を計上しております。

○川上委員

この調整池は、危険防止のために監視カメラか何かつけていますか。

○土木管理課長

監視カメラはつけておりません。

○川上委員

私は実は、鯉田工業団地の調整池については、危険だという指摘をこの間してまいりました。それはですね、もうご承知のとおりです。三菱の資料によってですね、この地下数メートルのところまで幾つもの石炭を掘ったあとの穴があるということがもう明らかになっています。それで、私は建設のときからは調査に行って、雨が降ったあとに行くんですよ。そしたら、雨の染み込んだあとが幾つかできるわけですよ。ここのところが怪しいんだろうなと思っておりましたけど、この5年間よく穴があかなくてというふうに思わないでもないです。それで、この浚

喋工事にあたってはですね、よく事前調査を行ってですね、どういうふうに工事を行ったらよいかとか、十分に検討して、その上で重機を入れることができるなら入れるなど考えないと、最悪の場合は重機が動けなくなるとかいうようなことが起こりかねないなというふうに思っておりますので、それを指摘しておきたいと思えます。これは指摘しておきたいと思えます。

○委員長

次に、185ページ、住宅維持管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書185ページ、土木費、住宅管理費、住宅維持管理費について、お尋ねします。追加資料で57ページに住宅別空き家の状況、旧地域改善向け住宅の状況をだしていただいております。予算計上は予算計上ですから、いいんですけれど、管理戸数とですね、補修費のこの間の動向がどうなっているか、お尋ねします。

○住宅課長

市営住宅の管理戸数につきましては、資料に掲載しているとおりでございます、70団地、4229戸で、入居者数が3602戸、入居率81.46%となっております。補修費につきましては、維持補修費について、当初予算と比較いたしますと、平成27年度が4205万1千円、平成28年度が3969万3千円となっております、235万8千円の減となっておりますが、近年、この金額前後で推移をしている状況でございます。

○川上委員

市長、一番低いのはですね、颯田地区の77.82%、入居率ですよ。高いのでは筑穂の92.57%というのがありますけど、平均で81%、普通のアパート経営だったら、とっくに倒産していますね。それで、このように入居率が低い理由はいったい何なのかと。地区別の事情もあると思えますので、それをお尋ねします。

○住宅課長

特に地区別において検証はいたしておりませんが、地区ごとに比較いたしますと、古い住宅や公募を停止している住宅が多い地区ほど、入居率が低い傾向にございます。本市の市営住宅のほとんどが昭和40年、50年代に建築されたものでありまして、老朽化が著しいことにより、住民ニーズが低くなりまして入居率が低くなっているというふうに思われます。

○川上委員

そのように非常に古いんだということと建て替え予定で公募を停止しているという理由もありますね。それを基礎数から外すとですね、入居率はもう少し高くなるかもしれませんが、外すかという問題があるんですよ。それで私はですね、この入居率目標を設定したほうがいいんじゃないかと、低所得で住宅に困窮する人たちに提供するというのが公営住宅法の趣旨ですから、公営住宅なんですから。このような状態でそのままではいけないと。老朽化してどうしようもない、需要がないというのであればね、もう基礎数から外してもいいかもしれません。そんなにひどいのがあれば。しかし、もう1つは、建て替え予定というだけの理由で公募しないのは当たり前のように言うじゃないですか。ここは建て替え予定だから、もう入居できません、募集もしませんというような。よく考えたら変なんですよ。募集したらいいじゃないですか。そして、その管理戸数の分だけ建てればいいわけだから。発想の中に管理戸数をふやさないというのはまだしも、減らしていこうという発想があるから、入居をさせない訳ですよ。ところが、一方では相田の市営住宅などのようにいつ建て替わるかわからないのに公募を停止だけはしていくという実態もあって、だからもうスカスカ状態です。これは、生活空間としてもよろしくない。それで私は入居率をきちんと持って、それとの関係も踏まえて、建て替え予定のところでも公募行くと、もう一時的にする必要はないと思うけれども、よく検討していただきたいと思うんですけど、その辺はいかがお考えですか。

○住宅課長

長寿命計画に基づきまして、公営住宅等が適正な管理戸数に到達した場合には、90%以上の入居が見込めるものと考えております。資料に記載しております空き家820戸のうち、先ほど委員も申されましたけれども、建て替え計画等により公募停止にしている空き家が449戸ございます。それを除きますと、入居率が90.7%というふうになるわけですが、合併直後の入居率が19年のストック計画策定時におきましては、94.15%を示しておりましたので、目標としては、90%以上を目標にしたいというふうに考えておりますけれども、建て替えを予定している住宅につきましては、老朽化が進んでおると、補修費についても多額にかかるということで、公募を停止いたしておる状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員

老朽化して、何というか、畳も替えられない。替えたとしても置けないというのじゃもう仕方がないけども、それほどでもないところでも、建て替えだから、とにかく公募停止というふうに、老朽化によるものではなくて、建て替えだから、だから公募停止というふうになっているところが、449の内にはいくつもあるでしょう。これは何のためにまだ持っているかというのと、先ほど言ったような趣旨のために持っている訳ですから、お金をかけて回収してニーズに応じた形で、入れるようにしていく必要があるんじゃないかと思うんですよ。それから言えば、いま少し工夫があっているかと思います。公募のやり方について、一般公募するんだけど、随時がついてくるでしょう。こういう工夫はいいかなと思うんだけど、それはどのように自己評価されていますか。

○住宅課長

今委員申されますように、年間4回の定期公募に加えまして、その公募時に申し込みがなかった、利便性、それから外観、下見に行ったときに自分が思い描いていたような住宅と違うという理由で、辞退をされて公募で流れる分がございます。それにつきましては、2回公募で流れた場合に、追加です、年2回随時公募しておりまして、入居率アップにつなげるように、せっかく改修して住めるようにはしておりますので、努力しているところでございます。

○川上委員

そのことを多くの市民が知っているかどうかというのがちょっとあるかなと思います。そういう工夫は大事な工夫だろうと思います。それとのかかわりで、もっとすごい話があります。旧地域改善向け住宅は、現在特定目的住宅ですか。

○住宅課長

特定目的住宅ではございません。

○川上委員

そうすると、誰でも申し込みができるんですか。空き家募集。

○住宅課長

旧地域改善向け住宅につきましては、関係団体の推薦を受けた方のみが入居の対象となります。

○川上委員

もともと特定目的地域改善対策特定目的であってもですね、特定団体の推薦がないと駄目、あればOKというのはおかしいんですよね、もともと。思うでしょう。彼らの持ち物ではないわけですから。そうすると、それに加えて、もう地域改善向け住宅というのは存在しないわけですよ。この世に。その理由は下についているでしょう。国の通知があるかなんです。だから解放同盟がいくら頑張っても、こういう推薦制度っていうのは成り立たないわけです、ルール上。解放同盟は、推薦はどのようにするんですか。文書でくるんですか、口頭でくるんですか。

○住宅課長

文書による推薦を依頼しておるところでございます。

○川上委員

この間、文書による推薦はどのくらいありましたか。

○住宅課長

平成25年度が3戸。26年度は4戸。平成27年度につきましては、今のところございません。

○川上委員

その推薦は、本当に推薦と書いてあるんですか。

○住宅課長

推薦しますという様式に則った文書になっております。

○川上委員

低所得で住宅に困窮すると書いているんですか、それは。公営住宅法の目的のことがそこに書いてあるんですか。

○住宅課長

推薦しますということだけが記載されておまして、低所得者かどうか入居要件については住宅課のほうで審査をいたします。

○川上委員

推薦する理由はないわけですか。

○住宅課長

推薦する理由というのは詳しく記載はされておられませんけれども、市営住宅の入居に、旧地域改善向け住宅につきましては、1市4町合併時における事務事業の調整会議により取り扱いが定められておりますので、その旨当時の関係団体と協議して、現行の取り扱いを行っているところでございます。

○川上委員

解放同盟の元の幹部とかに聞くと、自分たちのときはと言いますよ。この方は解放同盟のメンバーですということを書くわけです。それだけなんですよ。それ以上書かれないでしょう。解放同盟の会員ですと。特別会員ですとなるんかな。というのでいくんだよと言っていました。いっていたんだよと言っていました。これは本当のことだから公に言えるんだけど。推薦理由が公営住宅法とかみ合わない。何の関係もないでしょう。公営住宅法と。地域財政対策特別法とかもうないんだから。そうすると、こういうシステムのために、老朽化もあるかもしれませんが、入居率が異常に低い。74戸空いているんだけど、よく調べてみたら入居可能なところがあるはずですよ。ニーズがあれば。ですから、何とかしないといけないんだけど、障害になるのは、今おっしゃった合併のときの取り決め、推薦を依頼することとしたと。合併して、それもおかしいんですよ。おかしいんだけど、合併して何年ですか。だから、この取り決め自身を有効なものとして今見なすかということが問われていると思います。何にてらすのか。法律でしょう。国の法律はもうなくなっている。それでもおかしかったんだけど。住宅の条例、市の住宅条例及び規則に、この取り決めに根拠づける、合法と根拠づける規定が何かありますか。

○住宅課長

住宅条例規則等には規定はございませんけれども、国の通知にございますように、法の執行後も地域の実情、施策、ニーズがある場合には、平成14年度以降、法施行以降も一般対策に工夫を凝らして貸付するものであるということから、本市におきましても、歴史的背景、社会的理由等を考慮して、継続した取り扱いを行っているところでございます。

○川上委員

今、歴史的背景がうんぬんというのはどこに書いてあるんですか。

○住宅課長

当時の合併協議の中で、そういったことが協議をなされたということです。地対財特法が効

力を失って、住環境の安定、向上が阻害されている地域について、特別の措置を講ずることを失うこととなることとはなっておりますけれども、一般施策で対応するというふうにも記載されておりますので、そのようなところも協議をして、合併時の事務事業調整で、現行の取り扱いを定めたというふうに聞いております。

○川上委員

ですから、ここに書いてあるじゃないですか。この通知、平成10年3月7日付の通知、一番最後の行を読んでくださいよ。公営住宅法第26条の規定等に基づき、住宅に困窮する実情に応じ、行うものである。合併前に、大体文書も残ってないんでしょう。あなたが今言った取り決めとか何とかは。そういうものを、伝説みたいに、神話みたいに縛られたらだめですよ。この74項及びその他の住宅空き家についてはですね、私は、一般公募できる分は一般公募すると同時に、随時入居もよく研究してもらいたいと思います。他都市で随時入居もやっているのがありますし、それから福岡県がポイント制をやっているでしょう。あれは、文字どおり住宅に困窮する実情に応じて屋根がとか、お風呂ないとか、それは家族構成にもよるんだけど、そういうので、ポイントの高い方から優先的に入居させているということもあっています。ですから、解放同盟に推薦依頼しても返事が来ないことを良いことにといい失礼ですけども、金をかけないで、改造する必要ないから、入居をさせないというのはもったいない話なんで、ぜひ、もう解放同盟推薦制度やめてもらいたいと、随時でいってもらいたいと強く求めてね、この質問を終わります。

○委員長

次に188ページ、長楽寺団地公営住宅建替事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

188ページ、土木費、住宅建設費、長楽寺団地公営住宅建替事業費についてと今回は、第2期となるわけですけども、建設戸数については、どのように判断しているのでしょうか。

○住宅課長

この度建て替えます長楽寺団地公営住宅では、3階建て1棟26戸を予定しております。現在の長楽寺に入居している方が、計画当時18世帯ございまして、政策的に近隣の住宅から住み替えをしていただくように要請している世帯を含めて、23世帯を予定しておりますので26戸、3戸余分ができますし、今後も、その自然減ということ、入居辞退ということも考えられますので、空き家については、一般公募で募集して入居していただくというふうに考えております。

○川上委員

第1期のときも、既に過疎地域自立促進計画に筑穂地域があったんじゃないかと思います。今回、執行部が、議会に提案している28年から32年度までの促進計画でもですね、実は、筑前大分駅を含む周辺ですね、開発については、無秩序な開発を防止し、適正な土地利用を図っていく必要があるとか、住宅建て替え計画に沿ってとか、いろいろと書いてあるわけですよ。ですから、単なる住み替えだけでない、全体プランとの関係で戸数についても考えていっていいんじゃないかと。特に、もう地域改善対策特定目的住宅とかつくってないんですから、福岡都市圏の玄関口そのものですからね、若い人も高齢の方もそれから、低所得という方も、それから一定の余裕がある方も、複雑にというか、多様に入ることができたら、そのコミュニティは強いですよ。だから、そういうような工夫もしてもらいたいと思います。それで、2、3関連してお尋ねしておきたいのは、この浦田住宅が、第1期のとき、第2期にかかってですね、住みかえを希望しないということがあったようで、つまり、浦田地域、浦田地域で住宅を建ててもらいたいという要望があったようで、そのままになっているようですね。これについては、地元の皆さんと話し合いをしてですね、地元の要望に沿ったその改修だとか、建て替えとか検討してもらいたいと思います。これは、要望しておきたいと思います。以上で、質問を

終わります。

○委員長

次に、191ページ、消防施設管理費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

190ページ、消防費、消防施設費、消防施設管理についてお尋ねをします。消防施設管理費については、消火栓の補修工事だとか、負担金のことも重要なんですけど、追加資料で出されています、58ページです。消防施設の配置状況ですね。ここが消防防災の地域の皆さんの拠点ということで、非常に大事なところですね。耐震とかですね、ことも含めて、きちんと守られなければならない施設だろうと思うんですね。トイレなんですよ。見られたとおりにないというところが、ありますね。トイレがない、どうするんでしょう。それから、第2分団鯉田分隊とですね、それから、穂波方面隊第5分団忠隈にあるんですけども、この2カ所だけが、男女別のトイレです。ほかは全部男女共同ということになっているんですよ。市の施設です。男女共同参画推進策定している飯塚市ですけど、これどうしますか。どうしてこういうことが起こっているのか、答弁を求めます。

○防災安全課長

今、質問委員が言われますように、トイレは基本的に男女共同となっております。また、筑穂地区につきましては、大分と、長尾、三町以外はございません。今言われましたように、男女別と記載しておりますのは、隣接しております、公園支所庁舎との兼用ということになっております。また、あの女性は、女性分団でございまして、防災センターが拠点となっております。

○川上委員

これは、男女別のトイレに切り替えろうというふうにはなりませんか。

○防災安全課長

女性は、女性分団といたしまして、防災センターが拠点となっております。また今、建て替えを行っておりますが、洋式のトイレをしておりますので、もともとの男女別という形では、男女共同というような形では、ないのではないかなと考えております。

○川上委員

消防の詰所は男女共同のトイレでずっと頑張ると言われる、そういう答弁ですか。

○委員長

建て替えをするときに、大小兼用のその様式のトイレを付けると今言いよったでしょう。

○防災安全課長

男女別々ということについては、今実施しておりませんが、建て替えを行っております、その中で考えて、行くべきではないかなと思っております。

○川上委員

この状態を異常と思うか、思わないか、まず前提としてあると思うんですよ。普通じゃないでしょう。これは普通ですか。じゃあ、答弁してください。

○防災安全課長

先ほどの答弁と重なるかと思いますが、女性分団につきましては、防災センターを拠点にしておりますので、防災センターには男女別というような、きちっとしたトイレがございます。

○川上委員

皆、女性はそこまでトイレに行かないかん、いけないと、いうわけいかないでしょう。

○委員長

集まる場所が違うわけ。

○川上委員

ここに、女性が来ることは、当然あるわけですよ。様々な用で、あなた方が何でも、男の世

界と知っているから、全然違和感がないわけですよ。女性分団はこっちにあるから、防災センターを使うから詰所は関係ないよと。じゃあ、逆にその今言った答弁はおかしいでしょう。建てかえの時期には、2つに、男女別にしますという答弁もおかしい。

○委員長

建て替えの時期には、様式を付けると言いよったんよ。

○川上委員

それは男女平等、男女別にするというわけでしょう。課長はそう言ったんよ。

○委員長

違う。ちょっと課長待って、川上委員、先ほど言われたのは、男女別々につくるということでは言われてないと思うよ。違うとかな。洋式でのトイレを一つつくりますと。そうすれば、男女兼用で使えますと、という意味合いで言うたわけやろ。ということですよ。

○防災安全課長

先ほど申しましたようにですね、今、新しく建て替えておりますので、そこは様式のトイレがございます。きちっとした形で男女共用といますか、用途に応じて、洋式トイレを使うということになりますので、きちっとした形で、そのような形で今後も進めていきたいと考えております。

○委員長

もうある程度要望くらいで。

○川上委員

私はね、洋式化すれば、男女兼用のトイレでいいとかいうのは、やっぱり飯塚市の男女共同参画とか、そういうのを全然分かってない。女性の立場に立ったらセクハラと言われますよ。そんな発想は。だからもう一度、市の男女共同参画だとかいう精神、それから女性の立場に立ってものを見て考えてみてくださいよ。市の施設なんですよ。防災の最前線拠点ですよ。そうしたもののところに、こういう状態になっていて、改善しようという意思が全然ないというのは異常だと思います。よく考えてみてください。質問を終わります。

○委員長

次に、191ページ、消防施設整備費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

消火栓設置工事負担金428万2千円が出ているわけですが、この予算計上、どういう内容なのか、お尋ねします。

○防災安全課長

この分につきましては、3カ所を予定しております。

○川上委員

質問を終わります。

○委員長

次に、192ページ、防災事業費について、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

予算書192ページ、消防費、災害対策費、防災事業についてお尋ねします。防災行政無線の保守点検委託料等が出ております。繰り返しということになりますけれども、大雨のときなどに、要するに何を言っているのかよくわからないという地域が幾つかあると思います。幾つぐらいあるか、把握していますか。

○防災安全課長

地区的にはここに資料をつけておりますように、防災無線に対する一覧表はございますけれども、資料の60ページでございますけれども、これは、全地区においてそのような苦情等を受け付けております。

○川上委員

失礼しました60ページですね。これは、ずっと言われていることなんだろうと思うけど、このうち改善済みはこれだけしかないんですか、改善は。

○防災安全課長

そのとおりでございます。

○川上委員

命にかかわることもあることなので言いますけれども、これは改善できないと理由はどういったことがあります。

○防災安全課長

改善できないと言いますか、地形等によりまして、現状では対処の方法がないような場合もございませぬ。

○川上委員

私は、この中では、それ自身を改善するというと同時にですね、要は迅速に行政連絡がいたり、危険という知らせがいたりすることが重要なので、どうしてもこれがだめなら別の手だてということになると思うんですね。それで、ここではほかの方法というのがあります。どういったことをされていますか。

○防災安全課長

これにつきましては、市が行っておりますメール等のサービスでございますワンストップ防災情報伝達システムというのを登録していただけるような形をお願いをしているものでございます。

○川上委員

私は想定したのは障がいのある方、それから高齢の方、ひとり暮らしの方、そうした方々からの苦情とかいうのは、まだ受けていませんか。

○防災安全課長

防災無線によります伝達が困難な方、難しい方がいらっしゃるかと思いますけれども、そこら辺については社会・障がい者福祉課等の関係課と連携をさせていただきまして、メール、ファックス等での情報伝達手段の、先ほど申しましたような登録や協力をお願いするなど協議をさせていただいております。

○川上委員

特にですね、先ほど言ったような災害弱者の方々には、耳が聞こえにくい人だっているわけですから、100%緊急のときに連絡がいくような体制をですね、メールとか全然使えないという方も当然いるはずですから、それも含めた体制をどうしたいのかというのは考えていく必要があるだろうと思います。こういうのは関係業者がいると思うので、いろいろ相談しているんじゃないですか、全国にそういうことをやっている人が。それは述べて質問を終わります。

○委員長

次に193ページ、防災行政無線整備費について、兼本委員に質疑を許します。

○兼本委員

川上委員のほうからだいぶ話がございましたので、何点かお伺いします。これは、いま私も聞きたかったのが、防災無線の聞こえない、聞こえづらいというところの対策の件なんですけど、そもそもこれに関する予算というのは、上がっているんですか。

○防災安全課長

予算書の192ページでございますが、防災事業費の中の修繕料229万円を計上させていただいておりますが、その中で計上させていただいております。

○兼本委員

わかりました。あともう1点なんですけど、先ほどの資料要求の分で、毎年、検討・調整中

というところがございますよね。何件かございますが、これは次の年に改善済みになっているんでしょうか。

○防災安全課長

検討中というものは、単年度で終わるものもございますが、こういうようなご相談があった場合については、現地をまず調査し、ご相談の相手方とお話をして、できるものは速やかに、時間がかかるものは時間がかかるなりに対応させていただいております。

○兼本委員

そうすると次の年に全部が改善しているというわけじゃないんですか。できないというのは、何でできないんですか。

○防災安全課長

これは先ほども答弁をさせていただきましたが、地形等により現状では対処方法が難しい場合、これは不感地域と言いますか、電波が届かないような地形がありますことから、他の方法によってメールサービス、ファックスサービス、そういうようなシステムの中で登録をとにかくさせていただいてというような形で進めさせていただいております。

○委員長

同じく193ページ、防災行政無線整備費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

同じく193ページ、防災行政無線（移動系・同報系）整備費についてお尋ねをいたします。予算書を見ますと、移動系で3億9600万円、同報系で2億3500万円、合わせまして6億円を超える高額な予算を計上されておりますが、その内訳はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○防災安全課長

まず移動系の防災行政無線ですが、これにつきましては、本庁舎を統制局といたしまして、基地局及び中継局を設置いたしまして、各支所等に半固定局整備を置きまして、移動局、いわゆる携帯の無線機を配備するようにしているものでございます。また同報系につきましては、庄内地区についてですが、デジタル電波の伝搬調査を含みます設計を行います。整備につきましては、本庁舎の統制局の改造、庄内支所を中継局といたしまして、現在の屋外の子局、いわゆるポールについております受信機とスピーカー、45局をデジタル化するものでございまして、あわせて老朽しておりますポールの取り換えも行うこととしております。

○田中裕二委員

この防災行政無線の移動系、同報系のそれぞれの整備の目的、理由、そしてこれだけの予算を掛けてでもやらなくてはいけない事業なのかどうか、お尋ねをいたします。

○防災安全課長

移動系の防災無線につきましては、すべて現在、アナログ方式でございまして、これまでの導入の有無や、整備の状況が異なり、合併後、周波数のみを統一いたしておりました。不感知箇所が点在しておりまして、通信の混線により適切に連絡できない状況も生じております。消防団の各部隊間や災害対策本部間によります通信に支障を来しております。さらに機器の老朽化も進んでいる状況でございます。また、同報系の防災行政無線につきましては、今回は先ほど申しましたように庄内地区のみで行うものでございます。庄内地区の同報系行政無線はアナログ方式でございまして、平成11年度の整備ということでございまして、老朽化が著しく、支障がちでございます。このような状況を改善するため、庄内地区も他の地区と同様にデジタル化をすることとしております。また、防災体制をより一層強化するためのものでございます。災害時にはぜひとも必要な設備でございまして、ご理解のほどをお願いしたいと考えております。また、財源としておりますのは、緊急防災減災事業という充当率100%、交付税措置率70%という有利な地方債でございまして、これが平成28年までの時限措置とこう

ということになりまして、来年度の事業としております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

時間も遅くなっておりますけど、168ページの土木費の土木管理費の中の大規模建築物耐震改修促進事業費補助金の5790万9千円、これについて予算資料の中で、横に若干しか書いてないんですけど、国の補助4分の1、県の補助が2分の1ということです。これは概要説明のときに民間ということであらうと聞いたような記憶があるんですけど、これについてご説明願えますか。

○建築課長

大規模な地震の発生に備えて建築物の地震に対する安全性の向上を促進することを目的として、建築物の耐震改修の副申に関する法律の規定により耐震診断を義務付けられた民間建築物の耐震改修を実施する所有者に対し補助金を交付するものでございまして、この耐震改修に要する費用の23%補助するというものでございます。この民間建築物についてなんですけれども、これは昭和56年5月31日以前に着工された建築物でございまして、また、耐震診断を義務付けられた建築物というのは、これは平成25年11月25日に改正されたものなんですけれども、義務づけされたものなんです、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難確保上、特に配慮を要するものが利用する建築物のうち、大規模なもの、これは要緊急安全確認大規模建築物と言いますが、この中の民間建築物について、補助をするというものでございます。

○吉田委員

いまご説明いただいた昭和56年以前の耐震強度の足りてない施設ということですが、この対象施設というのはどのくらい考えられているのでしょうか。そこら辺をお願いします。

○建築課長

施設数は2でございまして。

○吉田委員

それはもう、具体的に施設は決まっているのでしょうか。それともそれは施設のほうに、国または県がこの施設をなさよという指示か何かあったのでしょうか。それとも、別にもあって、その中から振るいにかけてたのでしょうか、その辺だけをお願いします。

○建築課長

この施設は飯塚市に2つと言いましたけれども、施設名はちょっと公表できませんが、県のほうとそれから飯塚市と、それからこの施設の所有者側との協議は終えております。これは、県のほうから該当する施設は、この施設とこの施設という通知はありました。

○委員長

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

第8款、土木費及び第9款、消防費について、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第11号については、本日の審査はこの程度にとどめ、明3月15日、午前10時から委員会を開き、審査をいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、平成28年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。大変お疲れ様でした。